

【現状】

土地使料が長期滞留となり、訴訟手続の結果和解または勝訴となっている債権については債務名義が返却されている。このため、財産調査を行うとともに、県として強制執行をすることが必要である（地方自治法施行令第17条の2）。

しかし該当する3件の債権について、下記例のとおり十分な財産調査や現況調査はなされず、強制執行も一切実行されていない。

- ・10年以上前より外部機関による財産調査を入手していることが管理簿に記載があるが、当時の調査報告等の証拠が保存されておらず詳細な財産状況が不明。

・令和2年4月に別の市町村に本店移転しているが、令和4年9月時点での調査記録には往訪による現況調査されたことが確認されていない。

【問題点及び改善策】

直近数年間は、納入督促送付と訪問（ただし不在）を継続するのみであり、コロナ禍においては随戸訪問も控えている。このままでは回収の可能性が上がるとは思えず、支払意思の見られない債権者に対しては横断的に強制執行を実行することを検討するべきである。督促も無視し続ける債権者に対しては強制執行自体が一定の効果がある。

支払能力があるかどうかの検討が詳細にされないまま、漫然と管理されている状態では、私債権を債権放棄するにあたっての要件である「相当程度の徴収努力とその記録」が満たされていない状況と考える。

仮に債権者が突然と生活している状況にもかかわらず、債権者の相続発生と債権放棄を待つという姿勢では、債権者の「逃げ得」であり、賃借料を支払っている賃借人との公平を害する。

回収の可能性がある限りは誰じうる回収策を実行すべきであり、可能性が無い場合は速やかに債権放棄や徴収停止の手順を図るべきである。

No.39.【意見事項】 借地権の流動化促進について

長期滞納の可能性が高い債権者に対しては、賃貸借契約解除と建物収去を先送りして滞留債権を拡大させず、可能な限り契約解除して新たな借地人を募集する、あるいは権利の売却を促す等、借地権の流動化を促進することが望まれる。

【現状】

1. 長期滞納で訴訟の結果和解となった債務者（法人A）について、平成15年の控訴裁の和解内容によると、「債務者は分納とし、期限の利益喪失の際は即座に全額を返済し、賃貸借契約を解約するとともに、建物を収去すること」とされている。

債務者は、和解後において対象債務を一切返済しておらず分納計画とおりの対応をしていない。このため、県としては即座に契約解除をして収去を促すとともに、対応しない場合は訴訟手続を経て自ら収去し債務者に費用請求することができた。

しかし県が契約を解除したのはおよそ3年を経てであり、収去に至ったのが5年後の事である。3年分の土地使料およそ300万円が生じ収入未済となっている。

債務者が分納計画とおりに返済をせず支払意思も見せない場合は、猶予を与えることなく強制収去して新たな借地権者を募集する事を検討する余地があった。

2. 破産手続停止の決定が確定した債務者もある。借地権譲渡も不能で、現状は消滅時効が到来するまで回収可能性のないまま未収賃料が増える見込みである。そうであれば、未収使料と清算人の選任費用を勘案し、早急に契約解除をして建物収去を行い、新たな借地人に再分譲をするなど、流動化させる方が経済的な場合もある。

【問題点及び改善策】

権利譲渡等で土地の借地権者が新規に契約できた場合、新たな借地人による土地使料の収入が見込まれ、未納リスクは低い。また再分譲すれば多額の借地権料が回収できる。このことを考慮すれば、回収可能性の低い債権者については迅速に契約を解除し建物収去して新たな借地人を探す方が、契約解除を引き延ばし土地使料や解約後損害金を債権者に請求して、膨大した未収賃料に対し長期的回収手続を続けていくよりも、経済性がある判断である場合もある。

この場合、滞納が一定期間の場合は強制収去する旨の同意を契約時に得られればスムーズである。

またバブル期の事業であり権利者は平均年齢が高いと推測され、滞留が生じた債権者については親族も含め継続所有が売却の意思を確認し、売却収入による未収金回収と権利の流動化が有用と考える。

別荘地に関しては、リモーターワーク需要からここ数年契約が増えており、借地人の今後の支払能力や返済への柔軟性等を踏まえ、契約解除や建物収去の意思決定をできるだけ迅速に行うことが望まれる。

なおシェア別荘地（いわゆる共同所有型別荘地）が、比較的低コストで権利を購入でき、所有権の売却もし易い点で流動性のある別荘地の形態として、検討の余地がある。

2. 県有土地貸付料等未収金（「清里の森」を除く中北林務環境事務所で管理する貸付料債権）について

(1) 概要
 中北林務環境事務所では、1-1の清里の森の土地貸付事業の他にも、県有地の貸付・管理業務を行っている。
 700件を超える管理物件があるが、未収金として長期滞留が発生しているのは2件のみである。

・債権の性格
 私債権

・所管課
 中北林務環境事務所（管理・森林利用担当）
 訴訟となった際の建物収去費用債権については、本庁の県有林課の所管となる。

- ・根拠法令、条文、要綱及びマニュアル等
 地方自治法
- 山梨県恩賜県有財産管理条例
- 山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則
- 恩賜県有財産貸借契約書約款
- 山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等
 紙台帳と電子システム台帳の併用
 - 紙台帳 「恩賜県有財産貸借契約書」
 - 電子システム台帳 「恩賜県有財産土地管理システム、財務会計システム」
- (2) 監査手続
- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
 - ・担当者への質問の実施
- (3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.40.【意見事項】徴収停止又は権利放棄に基づく不納欠損処理の検討について

連帯保証人のいない破産手続停止の決定が確定した債務者については、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づき、徴収停止の実施検討をおこなない、権利放棄の判断基準に照らし、可能なものは議会の議決を経て権利放棄に基づく不納欠損処理を検討すること。

【現状】

長期滞納している2件のうち1件は、法人が破産しているものの、配当が見込めない等の理由から破産手続廃止の決定が確定したものであり、かつ連帯保証人が存在していない。
 破産手続廃止の決定がなされた場合、法人格が消滅していないため、債権が消滅せず当然に不納欠損処分を行うことができないが、下記通知のとおり、徴収停止を検討する余地がある。

（平成31年2月26日発出の山梨県出納局会計課による通知）
 破産手続廃止の決定がなされた場合は、登記簿が閉鎖されていても法人格が消滅しないため、この場合は、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止を検討してください。
 （中略）
 ただし、上記の各債権に対し、保証人（連帯保証人）がいる場合など、弁済の責に任ずべき他の者がいる場合、不納欠損処分は行わずその者に対し請求を行うこと。

なお、2件のうちの1件については、連帯保証人（法人の代表者であった個人）に対し、催告及び債務承認書の徴収により債権管理を継続している状況である。

【問題点及び改善策】

県としては可能な限り債権回収に努めていってほしいが、一方で債権の金額の重要性、管理コストを勘案するべきであり、この点において、連帯保証人のいない債務者の当該状況から積極的に徴収停止処分の実施を検討すべきである。なお、徴収停止後においては、債権放棄の判断基準に照らし、可能なものは議会の議決を経て債権放棄を行い不納欠損処分の検討が必要である。

②掛地課

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】 (単位:円)

債権名称	決算データの推移			R3/R元	R3/R2
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
公正入札違約金	予算現額	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0		
	滞納繰越分	51,679,600	51,679,600	51,679,600	100.0%
	勘定額	51,679,600	51,679,600	51,679,600	100.0%
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%
	滞納繰越分	51,679,600	51,679,600	51,679,600	100.0%
	収入済額	0	0	4,649,201	
	現在課税・賦課分	0	0	0	
	滞納繰越分	0	0	4,649,201	
	還付未済額	0	0	0	
	現在課税・賦課分	0	0	0	
	滞納繰越分	0	0	0	
	還付未済残高	0	0	0	
	不納欠損額	0	0	0	
	現在課税・賦課分	0	0	0	
	滞納繰越分	51,679,600	51,679,600	47,030,399	91.0%
	収入未済額	51,679,600	51,679,600	47,030,399	91.0%
現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	
滞納繰越分	0	0	47,030,399	0.0%	
収納率	0.0%	0.0%	9.0%	9.0%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	9.0%	9.0%	
滞納繰越分	0	0	△ 4,649,201	9.0%	
予算現額 - 収入済額	0	0	△ 4,649,201		
現在課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	△ 4,649,201		

・債権年齢別調

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
公正入札違約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	1	100.0%	47,030,399	100.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	1	100.0%	47,030,399	100.0%

③狭東農務事務所

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】 (単位:円)

債権名称	決算データの推移				R3/R元	R3/R2
	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
公正入札違約金	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	勘定額	504,323,766	504,323,766	504,323,766	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	333,504,260	333,504,260	0	0.0%	0.0%
	滞納繰越分	170,819,506	504,323,766	504,323,766	295.2%	100.0%
	収入済額	0	0	30,988,293		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	30,988,293		
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	504,323,766	504,323,766	473,355,473	93.9%	93.9%
	収入未済額	333,504,260	504,323,766	473,355,473	0.0%	93.9%
現在課税・賦課分	170,819,506	504,323,766	473,355,473	277.1%	6.1%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	6.1%	6.1%	6.1%	
収納率	0.0%	0.0%	6.1%	6.1%	6.1%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	6.1%	6.1%	6.1%	
滞納繰越分	0	0	△ 30,988,293	6.1%	6.1%	
予算現額 - 収入済額	0	0	△ 30,988,293			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	△ 30,988,293			

・債権年齢別調

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
公正入札違約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	20	64.5%	309,875,176	65.5%
	3年超～4年以内	3	9.7%	65,671,374	13.9%
	4年超～5年以内	7	22.6%	91,718,923	19.4%
	5年超	1	3.2%	6,090,000	1.3%
	合計	31	100.0%	473,355,473	100.0%

④道路整備課

・年度推移情報

債権名称	決算年度の推移	【債権（収入未済額）】			（単位：円）	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
公正入札違約金	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	勘定額	477,643,949	477,643,949	477,643,949	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	404,795,789	0	0	0.0%	
	滞納繰越分	72,848,160	477,643,949	477,643,949	65.7%	100.0%
	収入済額	0	0	55,045,158		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	55,045,158		
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
収入未済額	477,643,949	477,643,949	422,598,791	88.5%	88.5%	
現在課税・賦課分	404,795,789	0	0	0.0%		
滞納繰越分	72,848,160	477,643,949	422,598,791	580.1%	88.5%	
収納率	0.0%	0.0%	11.5%	11.5%	11.5%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	11.5%	11.5%	11.5%	
滞納繰越分	0	0	△ 55,045,158			
予算現額 - 収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	△ 55,045,158			

・債権年齢別

債権名称	滞納に係る年齢（発生日年度）	別の滞納件数及び滞納額の内訳		（単位：円）	
		滞納件数（件）	構成割合（%）	滞納金額	構成割合（%）
公正入札違約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	5	83.3%	349,750,631	82.8%
	3年超～4年以内	1	16.7%	72,848,160	17.2%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	6	100.0%	422,598,791	100.0%

⑤道路管理課

・年度推移情報

債権名称	決算年度の推移	【債権（収入未済額）】			（単位：円）	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
公正入札違約金	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	勘定額	84,259,980	84,259,980	84,259,980	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	84,259,980	0	0	0.0%	
	滞納繰越分	0	84,259,980	84,259,980	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	4,752,257		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	4,752,257		
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
収入未済額	84,259,980	84,259,980	79,507,723	94.4%	94.4%	
現在課税・賦課分	84,259,980	0	0	0.0%		
滞納繰越分	0	84,259,980	79,507,723	94.4%	94.4%	
収納率	0.0%	0.0%	5.6%	5.6%	5.6%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	5.6%	5.6%	5.6%	
滞納繰越分	0	0	△ 4,752,257			
予算現額 - 収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	△ 4,752,257			

・債権年齢別

債権名称	滞納に係る年齢（発生日年度）	別の滞納件数及び滞納額の内訳		（単位：円）	
		滞納件数（件）	構成割合（%）	滞納金額	構成割合（%）
公正入札違約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	2	100.0%	79,507,723	100.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	2	100.0%	79,507,723	100.0%

⑥治水課（公正入札連約金ののみ）

・年度推移情報

【債権（収入未済額）】 決算データの推移 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
公正入札連約金	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分注2・3	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	勘定額	52,199,280	52,199,280	52,199,280	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	28,329,210	52,199,280	184.3%	100.0%	
	滞納繰越分	0	0	0		
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高注4	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	収入未済額	52,199,280	52,199,280	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	28,870,070	52,199,280	184.3%	100.0%		
滞納繰越分	0	0	0			
収納率	0.0%	0.0%	0.0%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	0	0	0			
予算現額-収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

・債権年齢別

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
公正入札連約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	1	50.0%	23,870,070	45.7%
	3年超～4年以内	1	50.0%	28,329,210	54.3%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	2	100.0%	52,199,280	100.0%

⑦都市計画課（公正入札連約金ののみ）

・年度推移情報

【債権（収入未済額）】 決算データの推移 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
公正入札連約金	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	勘定額	48,412,770	48,412,770	48,412,770	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	25,523,190	48,412,770	189.8%	100.0%	
	滞納繰越分	22,889,580	48,412,770	211.5%	100.0%	
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	収入未済額	48,412,770	48,412,770	92.7%	92.7%	
現在課税・賦課分	25,523,190	48,412,770	186.1%	92.7%		
滞納繰越分	22,889,580	44,890,541	196.1%	92.7%		
収納率	0.0%	0.0%	7.3%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	7.3%			
滞納繰越分	0	0	0			
予算現額-収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	△3,522,229			

・債権年齢別

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
公正入札連約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	1	50.0%	22,000,961	49.0%
	3年超～4年以内	1	50.0%	22,889,580	51.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	2	100.0%	44,890,541	100.0%

⑧ 岐阜建設事務所（公正入札違約金のみ）
・年度推移情報

債権名称	区分	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
公正入札違約金	予算現額	0	0	0			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	0			
	勘定額	1,184,855,385	1,184,855,385	1,184,855,385	100.0%	100.0%	
	現在課税・賦課分	1,023,422,715	0	0	0.0%		
	滞納繰越分	161,432,670	1,184,855,385	1,184,855,385	731.0%	100.0%	
	収入未済額	0	0	67,310,296			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	67,310,296			
	選付未済額	0	0	0			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	0			
	選付未済残高	0	0	0			
	不納欠損額	0	0	0			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	1,184,855,385	1,184,855,385	1,117,545,089	94.3%	94.3%		
現年課税・賦課分	1,023,422,715	0	0	0.0%			
滞納繰越分	161,432,670	1,184,855,385	1,117,545,089	692.3%	94.3%		
取銷率	0.0%	0.0%	5.7%	5.7%	5.7%		
現年課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	5.7%		
滞納繰越分	0.0%	0.0%	5.7%	5.7%	5.7%		
予算現額 - 収入済額	0	0	△ 67,310,296				
現在課税・賦課分	0	0	0				
滞納繰越分	0	0	△ 67,310,296				

・債権年齢別調へ

債権名称	滞納年齢	滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内部】		（円、%）	
		滞納件数	構成割合	滞納額	構成割合
公正入札違約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	22	78.6%	960,009,135	85.9%
	3年超～4年以内	3	10.7%	72,996,731	6.5%
	4年超～5年以内	3	10.7%	84,539,223	7.6%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	28	100.0%	1,117,545,089	100.0%

⑨ 広瀬・琴川ダム管理事務所
・年度推移情報

債権名称	区分	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
公正入札違約金	予算現額	0	0	0			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	0			
	勘定額	15,056,580	15,056,580	15,056,580	100.0%	100.0%	
	現在課税・賦課分	15,056,580	0	0	0.0%		
	滞納繰越分	0	15,056,580	15,056,580	100.0%		
	収入未済額	0	0	986,797			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	986,797			
	選付未済額	0	0	0			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	0			
	選付未済残高	0	0	0			
	不納欠損額	0	0	0			
	現年課税・賦課分	0	0	0			
	滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	15,056,580	15,056,580	14,069,783	93.4%	93.4%		
現年課税・賦課分	15,056,580	0	0	0.0%			
滞納繰越分	0	15,056,580	14,069,783	6.6%	93.4%		
取銷率	0.0%	0.0%	6.6%	6.6%	6.6%		
現年課税・賦課分	0.0%	0.0%	6.6%	6.6%	6.6%		
滞納繰越分	0.0%	0.0%	△ 986,797				
予算現額 - 収入済額	0	0	△ 986,797				
現在課税・賦課分	0	0	0				
滞納繰越分	0	0	△ 986,797				

・債権年齢別調へ

債権名称	滞納年齢	滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内部】		（円、%）	
		滞納件数	構成割合	滞納額	構成割合
公正入札違約金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	2	100.0%	14,069,783	100.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	2	100.0%	14,069,783	100.0%

⑩流域下水道事務所

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算ページの推移】

債権名称	区分		令和2年度		令和3年度	R3/R元	R3/R2
	予算現額	決算現額	件数	割合	金額	割合	割合
公正入札違約金	現在課税・賦課分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	前定額	26,206,110	26,206,110	100.0%	26,206,110	100.0%	
	現在課税・賦課分	26,206,110	26,206,110	100.0%	26,206,110	100.0%	
	滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	収入済額	0	0	0.0%	0	0.0%	
	現在課税・賦課分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	還付未済額	0	0	0.0%	0	0.0%	
	現在課税・賦課分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%	
	還付未済残高	0	0	0.0%	0	0.0%	
	不納未付額	0	0	0.0%	0	0.0%	
	現在課税・賦課分	0	0	0.0%	0	0.0%	
滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%		
収入未済額	26,206,110	26,206,110	100.0%	26,206,110	100.0%		
現在課税・賦課分	26,206,110	26,206,110	100.0%	26,206,110	100.0%		
滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%		
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%		
子算現額-収入済額	0	0	0.0%	0	0.0%		
現在課税・賦課分	0	0	0.0%	0	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0.0%	0	0.0%		
合計	26,206,110	26,206,110	100.0%	26,206,110	100.0%		

・債権年齢別

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	割合	金額	割合
公正入札違約金	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	3	100.0%	24,039,102	100.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	0	0.0%	0	0.0%
	合計	3	100.0%	24,039,102	100.0%

公正入札違約金に係る未収債権について

(1) 概要

・公正入札違約金に係る未収債権の基本情報について
 山梨県発注の工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から平成23年度に違反事業者と認定され、排除措置命令、課徴金納付命令を受けた。

具は、工事発注に際して当該事業者との間で締結している建設工事請負契約約款第51条では、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があった場合には、契約代金の20%（平成18年度契約案件については10%）を違約金として支払うとされていることから、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定した業者に対して、違約金の請求を行った。

1. 業者数	36社		
2. 違約金額（総額）	3,639,981,580円（36億3,988万円）		
	摘要	事業者数	違約金額（円）
	民事調停（R3.7成立）	26	2,938,105,937
	請求中	1	74,991,462
	破産・廃業等	8	592,052,471
	納付済	1	34,831,710
	合計	36	3,639,981,580

（出典：県土整備総務課作成資料）

（令和4年8月末現在）

注）県民一人当たり：4,069円/人（未収残高÷山梨県人口） {山梨県人口 802,098人（令和4年8月1日現在）}

・事業者別支払金額等一覧表（民事調停）

図1 事業者別支払金額一覧表（民事調停成立分）

事業者別支払金額等一覧表							(単位:円)		
建築番号	事件番号	調停の申立人	所在市	公正入札 違約金額 (1)	年内 支払金額 (2)	分額 支払金額 (3)	分額 支払 期間	最終 支払 年	備考 (1)と(2)及び (3)の差額
第78号	平成30年/第101号	(株)A	甲州市	94,342,730	8,049,819	23,595,682	5年	R8	62,707,229
第79号	平成31年/第40号	(株)B	豊秋市	164,880,128	8,456,136	41,220,032	5年	R8	115,203,960
第80号	令和元年/第95号	C(株)	甲州市	334,634,900	37,971,186	83,658,725	5年	R8	213,304,989
第81号	令和元年/第95号	D(株)	甲州市	263,703,352	33,231,701	65,925,838	5年	R8	164,545,813
第82号	令和元年/第95号	(株)E	甲州市	238,163,227	21,591,116	59,540,806	5年	R8	157,031,305
第83号	令和元年/第95号	F(株)	甲州市	163,283,360	17,291,632	40,820,840	5年	R8	105,170,888
第84号	令和元年/第95号	(株)G	甲州市	139,109,810	6,329,647	34,777,452	5年	R8	96,002,711
第85号	令和元年/第95号	(株)H	山梨市	101,386,580	8,245,694	25,349,145	10年	R13	67,801,741
第86号	令和元年/第95号	I(株)	甲州市	92,604,540	5,506,040	23,151,135	5年	R8	63,947,365
第87号	令和元年/第95号	J(株)	甲州市	72,995,475	4,682,354	19,165,177	5年	R8	49,147,944
第88号	令和元年/第95号	K(株)	甲州市	72,746,100	4,418,687	18,186,525	5年	R8	50,140,888
第89号	令和元年/第95号	(株)L	甲州市	71,674,890	4,844,493	17,918,722	5年	R8	48,911,675
第90号	令和元年/第95号	M(株)	山梨市	62,229,970	6,610,339	15,557,492	5年	R8	40,062,139
第91号	令和元年/第95号	(株)N	甲州市	62,273,190	3,249,676	15,568,297	5年	R8	43,455,217
第92号	令和元年/第95号	(株)O	山梨市	48,930,050	4,350,639	12,232,512	5年	R8	32,346,899
第93号	令和元年/第95号	(株)P	山梨市	46,592,000	2,539,554	11,648,000	5年	R8	32,404,446
第94号	令和元年/第95号	(株)Q	山梨市	43,479,977	3,305,730	10,889,994	5年	R8	29,304,253
第95号	令和元年/第95号	(有)R	山梨市	40,505,730	2,612,288	10,126,432	5年	R8	27,767,030
第96号	令和元年/第95号	S(株)	山梨市	32,983,270	2,642,011	8,245,817	5年	R8	22,095,442
第97号	令和2年/第19号	(株)T	豊秋市	260,037,760	20,732,325	65,009,440	5年	R8	174,295,995
第98号	令和2年/第19号	U(株)	豊秋市	159,493,536	5,713,178	39,873,394	5年	R8	113,906,974
第99号	令和2年/第19号	V(株)	豊秋市	133,131,630	8,770,611	33,282,907	5年	R8	91,078,112
第100号	令和2年/第19号	(株)W	豊秋市	48,344,322	2,191,980	12,086,080	5年	R8	34,066,262
第101号	令和2年/第19号	X(株)	甲府市	7,765,000	0	1,941,250	5年	R8	5,823,750
第102号	令和2年/第22号	Y(株)	豊秋市	131,556,160	1,950,140	32,889,040	5年	R8	96,716,980
第103号	令和2年/第49号	Z(株)	豊秋市	51,248,250	2,763,272	12,812,062	10年	R13	35,672,916
26社合計				2,938,105,937	227,750,228	735,442,786			1,974,912,923

(出典：県土整備総務課より提供された資料を一部監査人加工)

注) 公正入札違約金：契約金額の10%または20%

年内支払額：実損害額（令和3年内支払額）

(1)と(2)及び(3)の差額：地域貢献（再発防止策、防災・減災対策、雇用維持等のみ消費税）として支払う金額

・当該公正入札違約金に係る村区債権の発生経緯は以下のとおりである。

平成23年4月15日	公正取引委員会は、H18年4月1日～H22年3月23日の間に土木一式工事の取引分野における独禁法違反行為があったとして、関係各社に対し課徴金納付等を命じた。
平成23年4月～6月	塩山地区2社、石和地区12社が課徴金納付命令等の取消訴訟を提起した。
平成29年6月	塩山地区業者の審判請求を棄却する審決 ¹⁰⁾
平成29年10月	石和地区業者の審判請求を棄却する審決 ¹¹⁾
平成29年7月～令和元年11月	審決を受けた業者のうち、多数の者が東京高等裁判所に対し、審決の取消しを求めて訴えを提起。最終的に最高裁における上告棄却を受け、課徴金納付命令の効力確定
平成23年8月～	県は、課徴金納付命令等が確定した業者に対して、順次、建設工事請負契約51条に基づき公正入札違約金の請求・督促を行った。
平成30年11月～令和2年6月	課徴金納付命令等が確定した業者の一部が民事調停を申し立てた。(最終的に26社)
令和2年10月	県議会が公正入札違約金の減額を求める請願を採択した。

・債権の名称

公正入札違約金

・債権の性質

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条等、山梨県税外収入の徴収及び滞納処分に関する規則第2条、山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等
紙台帳と電子システム台帳の併用

(2) 監査手続

¹⁰⁾ 山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件：平成29年6月16日審決について 公正取引委員会ホームページ
URL:https://www.jftc.go.jp/houdou/jpressrelease/29jun/70616_1.htm
¹¹⁾ 山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合事件：平成29年10月6日審決について 公正取引委員会ホームページ
URL:https://www.jftc.go.jp/houdou/jpressrelease/29oct/71006_1.htm

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.41.【意見事項】報告書フォーマットの整備について

調停条項(和解内容)に、違約金の代替として地域貢献の観点から講じられた措置が確認されているが、この実効性の担保のために、県が後日検証可能な内容として標準的な報告形式を整えるよう要望する。

【理由】

山梨県の峡東地域の発注の工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から平成23年度に39業者が違反事業者と認定され、排除措置命令、課徴金納付命令を受けた。公正取引委員会の課徴金納付命令が確定した業者に対して、県が当該各会社と交わっていた建設工事請負契約約款第51条の条項に基づいて違約金の請求を行った。違約金の請求金額は、当初36業者に対して36億3,998万円(契約金額の10%または20%)にも及んだ。うち、最終的に26業者が民事調停を申し立てて、果たして、調停委員会から県と民事調停を申し立てた業者に調停案が提示され令和3年7月に調停が成立した。調停条項の内容は以下のとおりとなっている。

違約金は、契約金額の10%または20%相当となっており、総額で29億38百万円。そのうち、ベンチライ相当額の7億35百万円は、5年または10年の分割払いとなり、実損害相当額は、2億27百万円で、一括払いとなる。残りの19億74百万円(総額の約67%)は、再発防止の観点から遵守すべき3条件と、地域貢献の観点からア〜エまでの措置を講ずることが確認されている¹²。ちなみに、実損害は、以下のとおり談合により県が被った損害額となっている。

実損害の算定方法

○ 実損害の算定方法

実損害 (県が早期にその回復を図る必要がある損害)

＝ 現実の落札価格

－

想定落札価格 (※)

※ 談合がなければ公正な自由競争により形成されたであろう落札価格

- ・ 現実の落札価格≒想定落札金額となった工事については、損害を0として算定
- ・ 個々の工事における総和を各事業者が与えた県の実損害として算定

○ 想定落札価格の算定方法

想定落札価格

＝

予定価格

×

談合認定された工事を除いた工事の平均落札率

¹²再発防止の観点から遵守すべき3条件及び地域貢献の観点から実施すべき4つ(ア〜エ)の措置については、次々項「調停条項の内容」を参照。

調停条項の内容

契約金額の20%

契約約款
の定め

違約金 29億38百万円

調停条項
案の支払
内容

ペナルティ相当 (5年ある いは10年での 分割支払) 7億35百万円	再発防止	再発防止 → 抽選法違反行為等(★) の場合、この部分も含め 直ちに一括支払	実損害 相当 一括支払い 2億27百万円
	地域貢献	→ 再発防止策、防災・減災 対策、雇用の維持等のみに 消費 19億74百万円	

1. 契約約款に定める率での支払義務の存在を確認
2. 実損害相当分については、一括年内支払
3. ペナルティ相当分(5%)については、分割支払
4. 再発防止の観点から、次の条件が守られなければ違約金全額を直ちに一括支払い
★ 遵守すべき条件
 - ① 5年間(分割期間が5年を超える場合は、その期間) 県工事に關し新たな独占禁止法違反行為がないこと。
 - ※ 違反の有無は、当該期間に次の事由がないことと判断
 - ・公正取引委員会による課徴金納付命令又は排除措置命令の発出
 - ・談合等を理由とする有罪判決の確定
 - ② 支払期限に遅れることなく支払いがなされること。
 - ③ 租税の滞納処分、破産等会社の事業継続が困難となる事情が発生しないこと。

5. 地域貢献の観点から、次の措置を講ずることを確約
 - ア 独占禁止法に二度と違反することがないよう自発的な再発防止策を講ずること。
 - イ 岐阜地域において防災・減災への対策に資する自発的な取組みを講ずること。
 - ウ 雇用の維持及び確保並びに事業の高度化及び効率化への積極投資を行うこと。
 - エ 差額はアからウまでに掲げる措置のためだけに消費すること。
 - ※措置の実施状況を5年間(分割期間が5年を超える場合は、その期間)、年に1回、県へ報告することを確約

【問題点及び改善策】

問題点は、違約金の67%を占める19億74百万円が、地域貢献の観点からの措置の確約となっており、その実効性の担保が十分図られていない点である。事業者は、措置の実施状況を分割納付の期間、年1回、県に報告することを確約しているが、県と事業者で合意されたフォローアップ(県では参考様式として示している)もなく、事業者の自主性に任されている。

地域貢献の観点からの措置は、①独占禁止法に違反することのない自発的再発防止策、②岐阜地域において防災減災に資する自発的な対策、③雇用の維持及び確保並びに事業の高度化及び効率化への積極的な投資の3点となっている。しかも、これら3点のために消費されるものが条件である。金額的な要件が示されているが、とても、曖昧な措置内容と言わざるを得ず、提出される報告書にどれほどの内容を盛り込む必要があるのかが、不明瞭である。提出される事業者ごとに、ある程度の内容のばらつきは容認されると考えるが、談合をしても違約金は実質払わなくてもよいという前例を作っては、許されぬ。報告書のフォローアップがある程度詳細に取り決め、第三者によるチェックや、数値的な根拠となる証拠の提出も求めるなど、措置の実効性が十分に図られるよう県が後日検証可能な内容として標準的な報告形式を整えるよう要望する。

No.42.【意見事項】報告内容のデイスクローズについて

調停条項(和解内容)に、違約金の代替として地域貢献の観点から講じられた措置が確認されているが、この実効性の担保のために、当該報告内容を県民に広くデイスクローズすることを要望する。

【現状】

前述のとおり

【問題点及び改善策】

前述と同様に、問題点は、違約金の67%を占める19億74百万円が、地域貢献の観点からの措置の確約となっており、その実効性の担保が十分図られていない点である。その措置状況は、年1回、県に報告することとなっているが、その報告書が、県により後日検証可能な内容として県の指定する標準的な報告形式を整えていたとしても、事業者によってその報告内容、数値根拠、情報量等ばらつきが生じることは否めない。この措置の内容は、事業者の地域への防災・減災への対策に資する取り組み・地元住民に対する雇用の維持確保など、地域住民や地域のステークホルダーに対する還元策が中心となっている。このことを鑑みると、事業者が実施した措置状況の報告書を、県民に広くデイスクローズすることが重要と考える。これをもとに、県民から特に地域住民から広く意見を徴収し、各事業者にフォローアップすることが措置の実効性を担保できるのでないかと思われる。担当者へのヒアリング内容によると県では報告内容を公表予定であるとのことであるが、この実効性の担保のために、当該報告内容を県民に広くデイスクローズすることを要望する。

No.43.【意見事項】 徴収停止処分の検討について

民事調停をしていない事案の中に、自治法施行令及び債権回収マニュアルの定めに基づき、徴収停止処分を検討すべき事案があり、停止処分の検討を要望する。

【現状】

当該峡東地域の公正入札契約金の事業者は、納付済の業者を除き35社（令和4年8月現在）となり、民事調停していないものが9社あり、そのうち破産、廃業等が、8社5億92百万円、請求中が、1社74百万円、民事調停成立したものは、26社29億38百万円となっている。

上記、破産、廃業等の8社のうち1社（以下「A社」という）について、1億65百万円の公正入札契約金が存在しており、建設業が廃止しているが、納付状況は対応中となっている。

【問題点及び改善策】

A社に対する延滞債権管理簿（強制債権に関するもので当該私債権に関するものではない）を参照すると、現地調査等によってA社は実質的に倒産しており、当該法人である債務者が事業を廃止している状態であることが判明した。

山梨県債権回収及び処理マニュアル（令和3年3月改正）10 徴収停止、履行延期、免除

（1）徴収停止には、

「履行期限後相当の期間を経過してもなお、完全に履行されないものについて、債務者の実態調査を行った結果、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後保全及び取り立てをしないことができる。

保全及び取り立てしないことができる場合としては次のものがある（地方自治法施行令第171条の5）。

ア 法人である債務者が事業を休止した場合

法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。」とあり、このA社は事業を休止した状態であるので、当該規定に基づき、徴収停止を検討すべきものと考ええる。

なお、徴収停止処分を実施する際には、当該債権について、「徴収停止調査調書（様式29）を作成のうえ、総務部長及び会計管理者に合議しななければならない（伊務規則第26条第1項第5号）」が必要となる。

No.44.【意見事項】 事業者の決算書等財政状態の適時把握について

分割納付においてその回収実現性を高めるための施策として、当該事業者の財産の状況（土地・建物）、会社の決算書等財政状態の適時に把握できるように努力すべきことを要望する。

【現状】

上述のとおり、峡東地域公正入札契約金について、26社 29億38百万円については、民事調停で和解が成立している。契約金のうち一時金で支払われた表債権部分は、2億27百万円分割払いのペナルティ相当金額（契約金額の5%）が、7億35百万円となっている。このペナルティ相当額は、5年もしくは10年の期間で支払われることとなっている。

【問題点及び改善策】

この26社のペナルティ相当額は、分割払いで支払われることとなるが、分割で回収するということは、その分回収できないリスクが高まることとなる。事業者と果との間の調停条項においては、回収の実現に向けた担保の設定などの取り決めがないため、独占禁止法に違反した事業者に対して性善説に立ち、粛々と回収することとなる。もともと、峡東地域公正入札契約金の総額が 36億39百万円のうち、破産や事業廃止により、回収不能及び回収不能と予想される契約金は、8社5億88百万円に上り、調停合意した事業者の契約金についても回収不能のリスクはそれなりに高いと思われる。しかし、こういった当該事業者の財産の状況（土地・建物）の調査、会社の決算の状況等が適時に把握されないとどこが問題である。当該契約金は、私債権であり、財産調査や徴税機関への調査等の権限のある公債権と違って、財産調査や徴税機関に対しても調査の権限がない。

そこで、分割納付においてその回収実現性を高めるための施策として、当該事業者に協力を求め、当該事業者の財産の状況（土地・建物）、会社の決算書等財政状態の適時に把握できるように努力すべきことを要望する。

最終的には、調停が成立していることから調停成立調書を債務名義として強制執行が可能であるため、債務不履行により回収が滞った場合には、その前提として執行裁判所を通じて財産開示手続の申立て（民事執行法第198条以下）により、債務者の財産（預貯金等債権（同法第207条）や土地建物に関する情報（同法第205条）など）の状況を把握することとなる。

No.45.【意見事項】発生経緯の詳細な調査分析及び入札制度の改善 不正防止策について

今回の公正入札違約金の発生した事案について、発生した経緯を、会社別入札案件別に詳細に実施した当時の調査分析に関する書類が確認できなかった。事案の分析を行うことにより、入札制度等の改善すべき点を把握し、より適正な入札制度となるよう改善に努めていくことが誠合再発防止に資すると考える。

このため、当該事案も含め、今後同様の事案が生じた際には、調査分析を行い、再発防止の施策の策定に生かされるよう要望する。また、長期的な業者に対する県主導による積極的な倫理教育がなされるよう要望する。

【現状】

当該公正入札違約金が発生した経緯は、前述のとおり、公正取引委員会が、山梨県が岐阜地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札参加者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、塩山地区特定土木一式工事及び石和地区特定土木一式工事についてそれぞれ同法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成23年4月15日、同法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行ったこと（二端を略し、それにより県が当該事業者と交わっていた建設工事請負契約条約第51条に基づき公正入札違約金の請求・督促を行ったことによる）。

【問題点及び改善策】

- 県は、これまで、談合防止策として
 - ・工事発注の見通しの公表（H10～）
 - ・一般競争入札の範囲の拡大（H5～執行、H8～本格実施、順次対象を拡大し、

H20～1,000万円以上の全ての工事について実施）

- ・電子入札の導入（H7～、順次対象を拡大しH19～完全実施）
 - ・入札時に提出される工事費内訳書の確認中に談合が疑われる場合には、談合情報対応マニュアルにより対応（H6～）
 - ・工事の契約解除条項及び課徴金条項の新設（H15～）及び違約金の率の引き上げ（H19～）
 - ・指名停止措置期間の拡大（H19～）
- といった対策を講じている。

今回、公正入札違約金が発生した事案は、H18年4月1日～H22年3月23日の間の土木一式工事の取引であり、いずれも県の多くの談合防止策がなされた後に発生したものである。

公正取引委員会の調査により、事業者の独占禁止法違反が判明し、それにより約36億円と多額に上る公正入札違約金が発生した当該事案について、発生した経緯を、会社別入札案件別に詳細に実施した当時の調査分析に関する書類が確認できなかったことは遺憾である。また、事件後、平成23年と平成24年に、建設業協会と入札参加資格者に対して、独占禁止法等の関係法令を遵守するよう指導・要請が行ったが、長期的な業者に対する、県主導による積極的な倫理教育を行うことも重要であると考え。事案の分析を行うことにより、入札制度等の改善すべき点を把握し、より適正な入札制度となるよう改善に努めていくことが誠合再発防止に資すると考えられる。

このため、当該事案も含め、今後同様の事案が生じた際には、調査分析を行い、再発防止の施策の策定に生かされるよう、また、長期的な業者に対する県主導による積極的な倫理教育がなされるよう要望する。

3.112 環境・エネルギー部 環境整備課

・債権の名称

産業廃棄物の不法投棄・不適正処分に係る行政代執行費用に関する債権

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は測定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性（債権の性質に応じて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価しているか。）

・決算情報等

・年度推移多情報

債権（収入未済額） 債権名称	決算データの推移			（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元 R3/R2
予算現額		0	0	0	
現在課税・賦課分					
滞納繰越分		948,397,193	947,104,950	945,958,950	99.9%
測定額		747,875,330			99.7%
現在課税・賦課分		200,821,873	947,104,950	945,958,950	471.7%
滞納繰越分		1,292,243	1,146,000	412,415	31.9%
収入済額		1,158,243	1,146,000	412,415	32.6%
現在課税・賦課分		124,000	0	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0
選付未済額		0	0	0	0
滞納繰越分		0	0	0	0
選付未済残高		0	0	0	0
不納付租額		0	0	0	0
現在課税・賦課分		947,104,950	945,958,950	945,546,535	99.8%
滞納繰越分		746,707,077	0	0	0.0%
収入未済額		200,397,873	945,958,950	945,546,535	471.8%
滞納繰越分		0	0	0	0.0%
収納率		0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%
現在課税・賦課分		0.2%	0.1%	0.0%	0.0%
滞納繰越分		0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%
予算現額-収入済額		△1,292,243	△1,146,000	△412,415	31.9%
現在課税・賦課分		△1,158,243	0	0	0.0%
滞納繰越分		△124,000	△1,146,000	△412,415	332.6%

・債権年齢調査

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
行政代執行費用	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内	1	25.0%	745,409,963	78.8%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
合計		4	100.0%	945,546,535	100.0%

1. 行政代執行費用に係る未収債権について

(1) 概要

行政代執行費用に係る未収債権の基本情報について
 環境整備課を所管課とする、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による行政代執行法にもとづく費用請求のうち、収入未済となった事例が令和3年度末において4件存在する。うち1件は納付命令額が完納されており現在返還滞金のみ請求している。
 なお山梨県においては、これら以外に産業廃棄物の不法投棄・不適正処分に係る行政代執行費用を債権として測定した事例はない。（このため、不納欠損処理した実績はない。）

【事例① 北杜市須玉町地内の産業廃棄物不適正処理事案にかかわる行政代執行費用】

平成24年2月から26年9月までの間、産業廃棄物処分業の許可がないA社（北杜市須玉町）が、B社（静岡県島田市）から下水道汚泥等に廃石膏ボードを混合した産業廃棄物の処分委託を受け、須玉町内の2カ所に野積・放置したものを。
 県の調査より当該廃棄物内部で4,000g/mを超える砒化水素の発生が確認、人体に影響を与える基準値を遥かに超える量である。

平成28年3月	A、B両法人及びその代表者に対し、当該廃棄物の全量撤去の措置命令を发出
平成29年3月	B社へ廃石膏ボード粉を引き渡していたC社（静岡県島田市）及び業務責任者に対し、ボード粉量に相当する量の撤去の措置命令を发出
平成29年3月	撤去作業が進まないため、県による行政代執行を視野に、県が対策工事を実施する場合の「対策技術検討委員会」を設置
平成29年9月	対策技術検討委員会にて、行政代執行による対策工事として「レムント安定化工法」が望ましいとの意見が大勢を占めた

平成30年10月	行政代執行による工事着手
令和2年1月	工事完了
令和2年2月	被命令者に代執行費用に係る納付命令を交付 ※1
令和2年3月	納付命令をした5者～督促状送付

※1 措置命令をした以下各者（法人及びその代表者または責任者）に請求
 廃棄物処分業者 A、処分委託業者 B、委託業者の協力者 C（不真正連帯債務）
 なお B 社の代表者は措置命令をしているが納付命令時死亡のため請求せず

令和3年度未現在の未収残高

代執行費用納付命令	納付命令額	徴収額	未収金額
法人 A 及び代表者 a	747,875,320 円	2,465,557 円	745,409,983 円
法人 B			
法人 C 及び責任者 c	123,008,915 円		

※2 委託業者の協力者 c については責任部分に該当する金額のみ請求

事業② 大月市内の不法投棄に係る生活環境支障除去に要した行政代執行費用

大月市旗藤町・旗藤町内の土地に、解体に伴う建設廃材等の溜め込みや、農地に廃棄物を積み上げて混ざり不適正保管・放置をおこなっていたもの。

令和18年7月	法人と代表者に措置命令
平成21年12月	行政代執行による撤去工事着手
平成22年2月	工事完了
平成22年3月	代表者に納付命令
平成22年5月	代表者～督促状送付

令和3年度未現在の未収残高

代執行費用納付命令	納付命令額	徴収額	未収金額
代表者	6,819,750 円	925,500 円	5,894,250 円

事業③ 北杜市須玉町日向処分場支障除去等行政代執行費用

北杜市須玉町日向地区内に設置許可を要しない規模な自社埋立処分場を設置した法人について、平成14年9月の県の現地調査で、処分場の面積超過と埋立基準に適合しない廃棄物の埋立を確認した。

平成15年10月	法人と元代表者に措置命令
平成16年10月	行政代執行による撤去工事着手
平成17年9月	工事完了

平成18年1月	被命令者に納付命令
平成18年2月	督促状送付

令和3年度未現在の未収残高

代執行費用納付命令	納付命令額	徴収額	未収金額
法人及び元代表者	192,914,429 円	91,107 円	192,823,322 円

事業④ 上九一色村硫酸ピッチ不法投棄 行政代執行費用の延滞金

旧上九一色村の富士ヶ嶺地区内の清田町富士宮市に硫酸ピッチ入りドラム缶が不法投棄された事業。投棄した4名が逮捕され、その後収集・運搬を行った者や仲介業者、排出事業者も次々と特定され逮捕された。

平成13年9月	不法投棄した3名に撤去命令 特定できない排出事業者等による撤去命令 行政代執行による撤去工事着手
平成13年10月	
平成13年11月	工事完了
平成14年1月	不法投棄実行者3名、仲介業者1社2名に納付命令
平成14年3月	その後判明した排出事業者及び仲介業者に納付命令
平成26年3月	完納
平成27年9月	延滞金調定
平成27年10月	延滞金納付通知
	延滞金についてはすべての連帯債務者について債務承認及び分納誓約書をもとつき分納している。

令和3年度未現在の未収残高

代執行費用納付命令	納付命令額	徴収額	未収金額
第1回納付命令分5者	8,860,950 円	8,860,950 円	0 円
第2回納付命令分5者	8,760,950 円		
第1回納付命令者が第2回納付命令前に100,000 円納付しているため金額が異なる。			
延滞金	請求金額	徴収額	未収金額
第1回納付命令分5者	2,289,000 円	870,000 円	1,419,000 円
第2回納付命令分5者	2,233,900 円		

※延滞金の利率

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、当該金額が100円以上であるときは当該金額につき、年10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

(山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例第2条第1項)

・債権の性質
 強制徴収公債権

- ・ 根拠法令、条文、要綱及びマニュアル等
- ・ 地方自治法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

行政代執行法

国税徴収法

山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則

山梨県債権回収及び処理マニュアル

徴収事務処理マニュアル (山梨県総合県税事務所)

- ・ 債権管理システム等
- ・ エンセル表 (債務者個票、納付状況一覧)

(2) 監査手続

- ・ 当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.46.【意見事項】納付義務者を特定するプロセスの明確化について

行政代執行費用に関する債務者(納付義務者)を特定するプロセスを、法外根拠とともに管理資料上で明確化することが望まれる。

【現状】

1. 事案①について、法人B及び代表者bに措置命令をしているが、代表者bに対しては、納付命令前死亡していることを理由に納付命令をしていない。代表者bは措置命令の履行期限後に死亡しており、期限までに履行をしなかった時点で納付義務者たりうる。この解釈では納税義務者たるbの相続人への請求ができるはずである。代表者の相続人に請求しない事の法的根拠が明確でない。

通常、空き家の行政代執行費用請求や固定資産税の賦課請求が義務者の相続人に寄せられることとの整合性が不明確である。

納付義務者の死亡後の請求に関しては、下記のような考え方で整理できる。

〔自治体法務研究2021・冬（P86）自治体職員のための政策法務入門「行政代執行費用の徴収手続②」より抜粋〕

納付命令を発する前に義務者が死亡した場合、(略)、代執行費用の徴収手続きについては特別の定めがありません。

特別の定めとは、地方自治法第221条の3第3項よりその例によることとされる地方税法第9条です。同条は、被相続人に課されるべき(略)徴収金は、相続人がその納付義務を承継すると定めています。

(略)「被相続人に課されるべき徴収金」とは、相続開始時において、被相続人において既に抽象的には納付義務が成立しているが、いまだ納付命令により納付義務が具体的に確定していないものがこれに当たります。

(相続による納税義務の承継)

地方税法第9条

相続があった場合には、その相続人又は民法第951条の法人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなればならない。

この場合、納付義務承継通知書を納付通知とともに相続人に送付し、債務承継や相続放棄、限定承認の判断がなされることになる。

当事案に関して、既に納付通知をした個人の債務者(a,b)に今後相続が発生した場合、相続放棄をしない限りその相続人に請求される。この点でb相続人に請求されないことは公平性を欠く。

2. 事案②について、廃掃法に基づく措置命令は法人とその代表者に発しているが、納付命令は代表者個人にのみ送付している。

当時の記録によれば「同社は現在事実上営業実態がなく、構成員たる株主及び社員が〇〇(個人名)一人しか存在しないいわゆる一人会社であるから」という理由である。この法人格否認の法理に基づく解釈は、債権者である果としては利点がない。法人と個人はあくまで別人格であり、廃掃法に基づく処分者として措置命令をしている者を納付義務者としていない場合、仮に財産調査で法人に財産が発見されても原則としては滞納処分できなくなる。措置命令をした者に取替えて納付命令を出さないメリットが見いだせない。また広義の一人会社は法人の9割以上を指すものと思われ、他の納付命令者に折衷の余地を与えることになる。

【問題点及び改善策】

このような行政代執行費用の納付命令を出すべき債務者の特定プロセスについて、管理資料やインタビューにおいて、法的根拠や解読資料とともに明確にされていない。義務者を特定して適切に請求できる法的根拠を明確にすることは、本来納付命令を出して負担させるべき対象を明確にして公平な請求につながる。

No.47.【意見事項】 弁護士の利用による通話記録調査の検討について

強制徴収可能な公債権については、半明している電話番号をもとに弁護士の利用による通話記録調査の検討を要望する。これにより本人の所在特定をすることができ、直接交渉や有効な滞納処分につながるものと考ええる。

【現状】

複数の滞納者について、本人の親族とは連絡が取れるものの、債務者本人とは直接ご連絡が取れず本人の所在確認が取れていない。差押えを免れるため職場を転々とする場合もあり、また中には親族とは連絡を取っている可能性がうかがえる債務者もいる。半明している債務者の電話番号をもとに本人の所在を確かめることで、直接本人とコンタクトを取るとともに、職場を特定して給与差押えによる滞納処分への近道となる。

【問題点及び改善策】

所在確認のための通話記録調査で弁護士法人等のサービスを利用する事も可能である。弁護士法第23条の2に基づき、例えば通話記録、契約者住所、請求書類送付住所等を携帯電話会社に対して照会することができる。個人情報保護の観点から制限もあり、かつ費用対効果の側面もあるが、回収が長期化した債権は、未回収のまま債務者が所在不明となるリスクが高くなるため、所在調査は重要となるため検討の余地がある。

弁護士法第23条の2

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

No.48.【意見事項】 国税徴収法に基づく官公署への継続的な協力要請及び県税事務所との情報共有について

行政代執行に要した費用については、債務者の財産調査に関して国税徴収法にもとづき税務署をはじめとした官公署への協力を引き続き要請するとともに、場合によっては県税事務所との情報共有を試みることも望まれる。

【現状】

行政代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる（行政代執行法第6条）。そして当該債権は強制徴収可能な公債権であり、徴税機関への調査権限が認められている（国税徴収法第146条の2）。

債務者である法人や個人のみでなく、債務者の実質的に支配している関連会社等についても、決算書や帳簿の閲覧等により、債権債務の有無を調査した結果滞納処分の対象とできる財産が見られる可能性がある。

なお現状では債務者を所管する甲府税務署が、帳簿等の情報について個人情報を理由に協力要請を拒否している状況である。

（官公署等への協力要請）

国税徴収法第146条の2
徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

【問題点及び改善策】

本件債権は「国税の滞納処分の例により処分することができる債権」であるから、国税の滞納処重要性を異にすべきものではなく、徴収を確実に確保する観点からは国税当局の協力が有効である。債務者の悪質性も高い重大案件にもかかわらず、官公署協力要請に対して国税当局が協力を拒否していることは遺憾である。管轄の甲府税務署は、国税徴収法第146条の2にもかわわらず情報提供を拒否する理由を、法的根拠をもとに明確に示すべきである。

この点に関連して、甲府税務署の電話回答によると「地方税の賦課徴収に係ることについてのみ（帳簿書類の）閲覧複写を認めている」とのことである。このため債務者に県税の滞納がある場合は、県税事務所として甲府税務署に閲覧複写を求めることができる。

県税事務所が入手した当該情報については本件債権管理課においてその共有が可能であると解する。山梨県においては、担当課を超えての債務者情報の共有に関する条例が存在しないが、下記を参照する限り債務者情報の共有は問題ないと考えられる。

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（平成19年3月27日総務令第55号総務省自治税務局企画課長）

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化 抜粋
地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部署の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護が十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例より処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係において秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に關し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。

すなわち強制徴収公債権同上での情報共有は可能と解釈される。
担当課として引き続き、国税や県税事務所の協力を仰ぎながら、財産調査と滞納処分を粘り強く続けていくことが望まれる。

No.49.【指摘事項】 遅滞ない延滞金の調定及び納入請求の実施について

延滞金は滞納額が完済された後に遅滞なく調定し納入請求を実施すべきである。

【現状】

事案④については、連帯債務者によって行政代執行費用が平成26年3月に完納された。請求額の全額が回収されたため、延滞金はこの時点で確定する。この延滞金の調定は通常、平成25年度の決算において調定となるはずである。しかし実際に調定がされ納付通知が行われたのが平成27年10月である。

【問題点及び改善策】

請求あたり慎重を期したとはいえ、完納から延滞金調定まで1年半程度経過しており、延滞金についても当然に調定を経て初めて納入通知となるため、これをいらずらに引き延ばすことは相続の発生等で回収を困難にしかわれない。また、安易に時効を申すことは時効制度の趣旨から権利の濫用にもなりかねない。

No.50.【意見事項】 定期的な分割納付額の見直しについて

延滞金の分割納付は例外的な処理であるため、回収方法については再度方針を検討し、一括納付を原則とし、定期的な状況を調査して分割納付額を改訂するなどの対応が望まれる。

【現状】

事案④の延滞金の連帯債務については、各債務者とも債務承認及び分割納付誓約書を作成しているが、記載金額が少額（月500円～5,000円）であり、このペースでは完済できる期間が15年程度と長期である。誓約書は、延滞金の納付命令に関する当初の督促の際で作成したものであり、誓約当初からこれまでの間、各々の債務者の返済能力調査をしていない。山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、証拠資料の提出をすることになっている。現状では分割誓約書どおりに返済している者はずかしく、殆どの債務者が期限の利益喪失の状態である。中には3年以上納付もなく県との連絡も取れない債権者も存在する。当該状況から、消滅時効が到来している連帯債務者もいる。

【問題点及び完全策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルのとおり、分割納付は債務者の生活状況・納付能力を調査しやむを得ないものと認められる場合に認めるものである。分割にあたっては、納付計画を立てた上で分割誓約書の期間をおおむね1年とし、2年目以降は再度協議するとされている。

債務者の現状の生活状況や財産状況を調査した上で、返済余裕を勘案して早期の返済を促すべきである。滞る債務者には、少額ながらも計画どおりに返済している債務者との公平性の観点から、延滞金であろうとも厳格に徴収する必要がある。

なお、分割納付は本来法的根拠がないもので、例外的に滞納初期の短期間で利用するべきものであり、また毎年債務者の状況を確認したうえで短期的な債務承認及び分割誓約とし、原則的な回収を前提とすべきである。

No.51.【意見事項】 行政代執行にかかる回収マニュアルや事例集の作成について

県税事務所との連携や他行政機関の情報参照により、行政代執行にかかる回収マニュアルや事例集作りをしていくことが今後の債権回収業務において有用と考える。

【現状】

行政代執行による債権の性質上、多額となりがちであり、一般的には債務者の特性から回収が困難であり、他の債権と比較すると債務者の悪質性の点でも県として特に強硬な対応が必要となる。国院の滞納処分の例により処分することができると強い権限を發揮できる一方で、通常の経常的な債権以上に専門知識や特殊な手法が求められる点が多々あるものと思われる。また回収が長期に渡る間に県担当者が交代となるという現実があるため、引継ぎを円滑に進めるための知識やノウハウの蓄積が必要とされる。

現状でも担当課は県税事務所の職員と兼務体制による連携をとり、回収に関する処理や法解釈の妥当性を確認する体制をとっている。

一方で、本件のような事例が頻繁に発生する訳ではないことから行政代執行に関する債権についての回収マニュアルや事例集を作成している訳ではない。

【問題点及び改善策】

山梨県滞納債権処理方針にあるとおり、「債権の種類や性質を踏まえたマニュアルを作成して滞納の縮減を図る」必要がある。上記の観点から、山梨県総合県税事務所等の徴税機関と連携して、過去事例集や専用マニュアルを作成することが、回収率を上げるために有用と思料する。

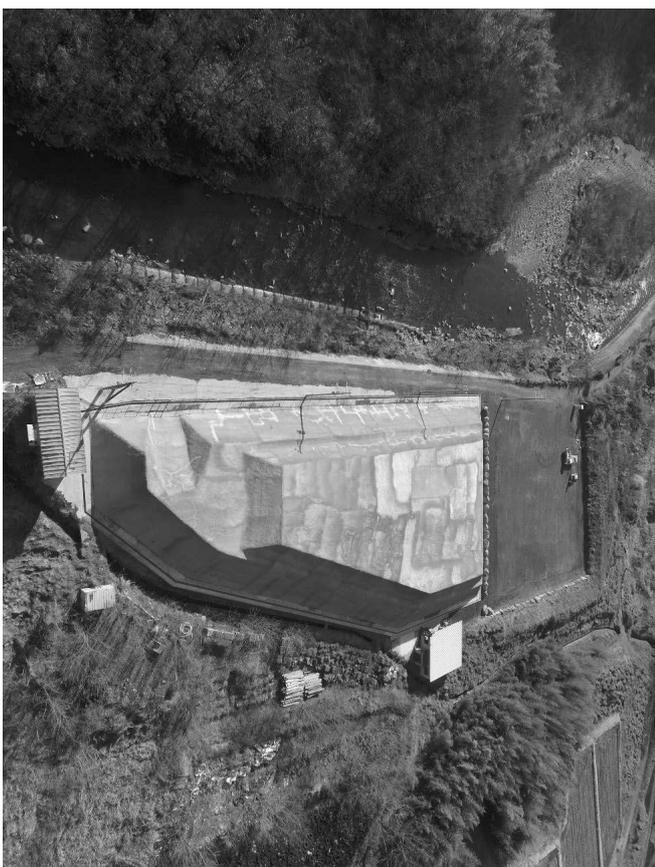
なお他県の例で言えば、茨城県では「行政代執行費用回収マニュアル」を作成している。また、埼玉県では「行政代執行事例集」を作成しHPにおいて公開している。

【参考】

セメント安定化工法（大蔵地区）



セメント安定化工法 (東向地区)



3.1.13. 産業労働部 産業振興課

・債権の名称

- ①中小企業高度化資金償還金
- ②中小企業設備近代化資金償還金

・債権管理上のリスク

- i 法令改正等、制度、仕組みが頻繁に改正されるため、常に注意深く制度等の改正内容を把握する必要がある。
- ii 管理件数が多いため表計算ソフトや紙ベースの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分になる危険性がある。
- iv 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。
- v 福社会的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性 (当該債権は調定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用が行われていないなど、法的に実在する。)
- ii 債権の網羅的な管理等 (僅少な債権を督促・催告の対象から事実上除外するなどしておらず、網羅性にも留意している。)
- iii 債権の権利の帰属の適正性 (未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。)
- iv 債権の評価 (回収可能性等) の妥当性 (債権の性質に忠じて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価しているか。)
- v 債権の決算書及び各種資料 (公表・非公表) 上での表示の妥当性 (歳入歳出決算書等での適正な表示には留意している。)

・決算情報等

①中小企業高度化資金償還金

・年度推移情報

【債権（収入未済額） 決算シートからの推移】 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
中小企業高度化 資金償還金	子算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	勘定額	85,142,670	85,142,670	85,142,670	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分	85,142,670	85,142,670	85,142,670	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	85,142,670	85,142,670	85,142,670	100.0%	100.0%	
滞納繰越分	0	0	0			
回収率	0.0%	0.0%	0.0%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%			
子算現額-収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

・債権年階調へ

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
中小企業高度化 資金償還金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	1	100.0%	85,142,670	100.0%
	合計	1	100.0%	85,142,670	100.0%

②中小企業設備近代化資金償還金

・年度推移情報

【債権（収入未済額） 決算シートからの推移】 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
中小企業設備近代化 資金償還金	子算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	勘定額	12,166,000	11,456,000	6,286,000	51.7%	54.9%
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分	12,166,000	11,456,000	6,286,000	51.7%	54.9%
	収入済額	710,000	-5,170,000	-220,000	31.0%	4.3%
	現在課税・賦課分	710,000	5,170,000	220,000	31.0%	4.3%
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	11,456,000	6,286,000	6,066,000	53.0%	96.5%	
滞納繰越分	-710,000	-5,170,000	-220,000	31.0%	4.3%	
回収率	12,166,000	11,456,000	6,286,000	51.7%	54.9%	
現在課税・賦課分	5.3%	45.1%	3.5%	-2.3%	-41.6%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%			
子算現額-収入済額	△ 710,000	△ 5,170,000	△ 220,000	31.0%	4.3%	
現在課税・賦課分	△ 710,000	△ 5,170,000	△ 220,000	31.0%	4.3%	
滞納繰越分	0	0	0			

・債権年階調へ

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
中小企業設備近代化 資金償還金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	2	100.0%	6,066,000	100.0%
	合計	2	100.0%	6,066,000	100.0%

1. 中小企業高度化資金償還金に係る未収債権について

(1) 概要

・中小企業高度化資金償還金に係る未収債権の基本情報について

中小企業者が協同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、独立行政法人
中小企業基盤整備機構と山梨県が拠源を出し合って資金面から支援する事業であり、もっ
て地域の中小企業の振興に寄与することを目的としている。

事業計画の作成において診断・助言を行う等、診断と融資を一体化して行い、長期・低利で貸し付ける点に特徴がある。

なお、平成25年度より債権管理回収業務を債権回収会社に委託している。
(産業振興課提出資料参照)

・債権の名称

中小企業高度化資金償還金

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県高度化資金貸付規則
山梨県高度化資金貸付要綱
山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等
紙台帳

・中小企業高度化資金、増減情報

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	2,694,761,226
令和元年度	0	1,140,613,556	1,554,147,670
令和2年度	0	46,995,000	1,507,152,670
令和3年度	0	35,257,000	1,471,895,670

(2) 監査手続

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指図書項又は意見事項】

No.52【意見事項】実質的に回収が不可能となっている債権の債権放棄について

免責決定を受けている等、実質的に回収が不可能となっている債権について、山梨県債権回収及び処理マニュアルに示したがって債権放棄を行うことができない状況となっている。効率的な債権管理および適正な財政の表示の観点から実質的に回収が不可能となっている債権については債権放棄ができるよう検討することを要望する。

【現状】

該当債権である債務者Aに対する債権に関する現状までの経緯は以下のとおりである。

- ・中小企業高度化資金貸付先の法人Aが、平成25年11月分、平成26年5月分及び平成26年11月分償還を延滞した。
- ・平成26年12月、山梨県が甲府地方裁判所に対して担保物件の競売等申立てを行った。その後平成28年に落札。
- ・平成27年12月、連帯保証人である法人Bが甲府地方裁判所に破産申立てを行い、平成28年1月、破産手続が開始された。その後平成29年3月に破産手続廃止決定。
- ・平成28年2月、主債務者A、連帯保証人である個人C及び個人Dが東京地方裁判所に破産申立を行い、同日破産手続が開始された。その後平成28年10月に破産廃止決定および免責決定。

(出典：産業振興課提出資料を監査人が加筆)

以上より、すべての主債務者及び連帯保証人が破産手続廃止決定および免責決定を受けており、個人C及び個人Dには自然債務が存在しているのみであり、山梨県としては実質的に回収手段がない状態である。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば債権放棄の要件について次のように定めている。

(2) 私法上の債権放棄の要件

地方自治体における権利の放棄は、議会の議決を要する重要案件であり、その取扱いについて慎重を期して安易に放棄するものではないことを踏まえ、私法上の債権を放棄するに当たっては、原則として次の要件を全て満たすことが必要である。

ア 回収努力

相当程度の徴収努力が行われているもの。

(ア) 督促、催告、交渉、調査（所在調査、現地調査、財産調査など）や、相当程度の徴収努力を行い、その記録があるもの。

(イ) 債権者が行方不明であるなど、徴収を行うことが困難な案件においては、可能な限りの所在調査を行い、その記録があるもの。

イ 他の法令等との関係

他の法令等の手続により債権の消滅等に至ることがないもの。

地方自治法及び地方自治法施行令に定める履行延期の特約、免除や、民法及び簡法等に定める時効にかかわる債権者の援用により債権が消滅するものなど債権の消滅等に至る案件以外のもの。

ウ 時効の完成

既に民法及び簡法等に定める消滅時効の期間が経過しているもの。

エ 債権者から援用の確認が得られない

行方不明など特段の事情等により援用の確認ができないもの。

※ 債権者等が行方不明、または自己破産の申立をし裁判所が免責決定を行った者、会社倒産等により実体が存在せずに登記上のみ存続している法人など、その他特段の事情等により、事実上援用の確認ができないもの。

ただし、保証人から納付を受ける可能性がある場合は、放棄できない。

放棄できるのは保証人も放棄の要件を満たしている場合だけである。

また、債権者が支払猶予を求めている場合で、それが時効の放棄若しくは特別援用権の喪失に当たるときは、適用対象外である。

オ 時効期間は到来していないが、債権者、相続人、連帯保証人のいずれも存在しないもの
(出典：山梨県債権回収及び処理マニュアル)

このように、山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、原則として時効期間が経過したうえで、その時特段の事情によって援用の確認が得られないか、債権者等が存在していない場合のみ認める厳格な規程となっている。これは債権放棄については財源の確保を図る面から適切に運用することが重要であるとともに、きちんと債務を履行している大多数の県民が不公平感を感じて信頼を損なうことがないようにとの趣旨からである。(出典：山梨県債権回収及び処理マニュアル一部抜粋)

しかしながら、破産法に基づいて免責決定を受けた場合等実質的に回収が不可能となっている債権にまで債権放棄を認めないことが問題である。このような状況にあっても債権放棄を認めないことは、いたずらに債権管理コストをかけることとなり、かえって県民にとっても不利益を生じさせることとなるし、実質的に回収不能である債権を表示することは適正な財政の表示の観点から言っても望ましくない。以上より、免責決定を受けている等、実質的に回収が不能となっている債権については債権放棄ができるよう検討することを要望する。

なお、破産法に基づいて免責決定された債権が、都道府県知事の専断事項又は議会の議決により債権放棄を行うことができる条例を設けている他県の条例内容を例示しておく。

県が保有する債権の放棄に関する条例

第3条 知事は、県が保有する債権（時効による消滅について、時効の援用を要しないものを除く。以下「私債権」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該私債権を放棄することができる。

(1) 消滅時効が完成し、かつ、債権者が債務を履行する見込みがないとき。

(2) 債権者が死亡し、債務者の相続人が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が強制執行に要する費用の額及び私債権に優先して弁済を受ける他の債権の額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 債権者が破産法（平成16年法律第75号）第293条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。

(出典：兵庫県 県が保有する債権の放棄に関する条例一部抜粋)

佐賀県債権の管理に関する条例

(放棄)

第12条 知事は、非強制徴収債権(問接貸付債権を除く。次項及び第3項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄するものとする。

(1) 私債権について消滅時効の期間が経過したとき(債権者がその援用をしない特別の理由があるときを除く。)

(2) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により債権者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(3) 債権者が死亡した場合において、相続人が限定承認をしたとき又は相続人のあることが明らかでないときにおける相続財産の価額が、強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(4) 第9条の規定により徴収を停止し、その日から3年を経過した後においてなお同条各号のいずれかに該当するとき。

(出典：佐賀県債権の管理に関する条例一部抜粋、アンダーラインは監査人が追記)

2. 中小企業設備近代化資金償還金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・中小企業設備近代化資金償還金に係る未収債権の基本情報について

中小企業者が現有設備を高性能の設備に買い替え、又は新しい設備をしようとするために必要な設備資金を貸し付ける制度で、中小企業の近代化が一層促進されることを目的としている。平成11年12月から公益財団法人やまなし産業支援機構を貸付主体とする制度となったため山梨県は既貸付分に係る債権管理を行っている。

なお、平成36年度より債権管理回収業務を債権回収会社に委託している。

(産業振興課提出資料参照)

- ・債権の名称

中小企業設備近代化資金償還金

- ・債権の性格

私債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

設備近代化資金貸付規則

山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等

紙台帳

- ・中小企業設備近代化資金、増減情報

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	12,166,000
令和元年度	0	710,000	11,456,000
令和2年度	0	5,170,000	6,286,000
令和3年度	0	220,000	6,066,000

(2) 監査手続

- ・関連資料の入手・閲覧

- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.53.【意見事項】 連帯保証人への謝辞が催告等の実施について

昭和53年に当初貸付を行った長期滞留している延滞債権について、令和2年に主債務者が死亡するまで連帯保証人への接触を行っていない。回収可能性を高めるためにも山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがって連帯保証人への催告等の選択肢を適時に検討し、それを行うよう要望する。

【現状】

該当債権に関する概要は以下のとおりである。

- ・昭和53年当初貸付を行う(2本合計12,800,000円)。

- ・昭和56年、不渡り事故、滞納債権が生じる。

・その後少額の分割納付を行っているが平成20年以後の回収実績は695,000円であり、延滞債権の残高は5,971,000円であった。

- ・令和2年本人死亡。

- ・令和3年相続人全員が相続放棄。

- ・令和3年連帯保証人との個別交渉を開始。

(出典：産業振興課提出資料)

以上より、昭和53年に当初貸付を行った債権は3年後の昭和56年には延滞債権が発生しているが、延滞債権が発生してから主債務者が死亡する令和2年までの40年近く連帯保証人との接触を図ってこなかった。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルには催告について次のように定めている。

2 催告

(1) 催告の方法

督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、随時催告して納付を促す。

催告には、主に文書、電話、現地訪問などがある。

債務者が滞付にたじない場合や破産・行方不明の場合などは、連帯保証人に催告する。債務者が死亡している場合は、相続人に催告する（相続放棄している場合を除く。）

(2) ～ (4) 略

(5) 連帯保証人への催告

連帯保証人は、催告の抗弁権（債務者にまず催告するよう請求できる権利）と検索の抗弁権（債務者の財産を先に執行するように主張できる権利）がない。

早期に債権を回収するためには、まず主債務者と催告交渉を行い、支払いがない場合は連帯保証人に催告（地方自治法施行令第171条の2）すると伝えると効果的である。

（出典：山梨県債権回収及び処理マニュアル）

このように山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、主債務者が滞付にたじない場合には早期回収する趣旨より連帯保証人へ催告するよう求めている。当該債権については主債務者が死亡する令和2年まで分割滞付が行われていたが少額であり、また、延滞債権の発生から40年近く経過した後初めて連帯保証人への接触を図っていることが問題である。

山梨県債権回収及び処理マニュアルは、延滞債権の早期回収のために催告や交渉の方法を定めており債権管理担当者マニュアルにしたがって適時最良の選択を行う事が求められる。

当該債権については40年近く経過した後初めて連帯保証人への接触を行っており、その時点で3名の連帯保証人のうち1名は死亡し相続が発生していた。もう2名は高齢化し資力が低下しており、相当程度期間が経過していることから連帯保証人であることの理解が得られないような状況にあり債権回収が困難になる結果となってしまう。

以上より、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがって連帯保証人への催告等の選択肢を適時に検討し、それを行うよう要望する。

3.1.1.4 産業労働部 労働雇用課

・債権の名称

緊急雇用創出事業に基づく交付金返還額相当額の損害賠償金等

・債権管理上のリスク

i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

・債権の管理目標

i 債権の実在性（当該債権は調定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）

ii 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認や破産事務への参加等を適切に実施している。）

iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性（債権の性質にたじて、財産調査や滞納処分等の強制回収による回収可能性を適切に評価しているか。）

・決算情報等

・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				(単位:円)			
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R2/R元	R2/R2	R2/R元	R2/R2
損害賠償金	予算現額	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	現在現額・配賦分	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	固定額	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	現在現額・配賦分	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	収入未済額	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現在現額・配賦分	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	収入未済額	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現在現額・配賦分	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	収入未済額	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現在現額・配賦分	17,228,546	17,228,546	17,228,546	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

・債権年報簡へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢		滞納金額（円、%）	構成割合
	滞納件数（件、%）	構成割合		
損害賠償金	0～1年以内		0.0%	0.0%
	1年超～2年以内		0.0%	0.0%
	2年超～3年以内		0.0%	0.0%
	3年超～4年以内		0.0%	0.0%
	4年超～5年以内		0.0%	0.0%
5年超	1	100.0%	17,228,546	100.0%
合 計	1	100.0%	17,228,546	100.0%

・損害賠償金等に係る未収債権について

(1) 概要

・損害賠償金等に係る未収債権の基本情報について
 平成26年度会計検査院実地検査において、平成23、24年度に県が緊急雇用創出事業として委託をしたジョブカフェオハラライト運営業務について、委託先企業が雇用した者（各年度5名）のうち一部（平成23年度2名、平成24年度1名）が新規雇用失業者に該当しないことが判明したため、交付金（17,228,546円）を国に返還することになった。

そこで、県から委託先企業に対して、交付金返還額相当額の損害賠償金等の支払いを請求した後、調停を4回実施したが不調停となったため、平成29年8月25日、甲府地方裁判所で提訴し、同年11月18日に判決が確定した。

その後、委託先企業に支払いを求めたが、支払いがなく、知れている預金口座に対する差押も功を奏しなかったことから、上記返還交付金額が未収債権となっている。

・債権の名称

緊急雇用創出事業に基づく交付金返還額相当額の損害賠償金等

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法、地方自治法
 地方自治法施行令
 山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則

山梨県滞納債権処理方針

・債権管理システム等

滞納者は1社のみであり、債権管理は紙台帳である「延滞債権管理簿」に拠っている。

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.54.【意見事項】債権者への直接接触や信用調査会社の利用等による状況把握について

コロナ禍以降、相手方会社の所在地に直接訪問していないとのことであったため、相手方会社の事業状況が明らかでなく、回収のための資料が不足していた。

そこで、直接訪問して相手方会社代表者に接触を図るなどし、現在の状況の聴き取りをすることや、信用調査会社による企業調査等を行い、会社の事業状況を確認し、その状況に応じて、債権回収又は強制停止等の適切な措置を執ることを要望する。

【現状】

本件未収債権は、平成29年11月18日確定判決に基づき請求権で、債権者が1社のみの債権である。私債権のため、任意調査の方法でしか財産調査が出来ない。

現状では、債務者となる会社代表者との連絡がつかず、債務者が会社のため、毎年商業登記簿を確認し、納付書を送付している。しかし、納付書は届いているが、債務者代表者からは何ら反応がない状況である。また、コロナ禍以降、相手方会社の所在地に直接訪問するなどの実地調査までは出来ていない。

【問題点及び改善策】

本件未収債権は、前記概要のとおり、知れている預金口座に対する差押が効を奏さなかったことから、他の財産や売掛金等から債権回収をはかる必要がある。問題点としては、金額が多額であるにも関わらず、債権回収のための調査としては、登記簿の確認及び簿付書の送付のみであり、債権回収努力が十分に図られていない点である。

そこで、改善策として、債権回収のための財産調査として、郵便物が届く登記簿上の住所へ直接訪問して代表者からの聴き取りを行う、又は、帝国データバンク等の信用調査会社を利用するなどして、債務者である会社が活動実態があるか確認するなど、会社が事業継続して財産回収が可能か否かを確認することを要望する。

その上で、債務者の事業が継続しているのであれば、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従い、債務者から、時効中断のため債務承認を取りつけ、履行期限の延長のため合意及び分割納付計画に基づいた分割納付などによる債権回収を行うことを要望する。

なお、仮に債務者が財産もなく、既に事業を停止して再開の見込みがないのであれば、回収期間が長期化し事務コストが増加することを防ぐため、徴収停止、債務免除・放棄等の措置を検討するように要望する。

3.1.15 産業労働部 成長産業推進課

・債権の名称

山梨県創造技術府開発費補助金返還金

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課として管理が不十分となる危険性がある。
- iii 福利的要素は高くないが、潜納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は測定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）
- iii 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）

・決算情報等

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】	債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
	子算現額		1,450,000	1,450,000	1,350,000	87.1%	93.1%
	現在限債・取崩分		1,350,000	1,450,000	1,350,000	87.1%	93.1%
	潜納繰越分		0	0	0		
	測定額		0	0	0		
	現在限債・取崩分						
	潜納繰越分						
	収入済額		100,000	100,000	100,000	100.0%	100.0%
	現在限債・取崩分		100,000	100,000	100,000	100.0%	100.0%
	潜納繰越分		0	0	0		
	還付未済額		0	0	0		
	現在限債・取崩分						
	潜納繰越分						
	還付未済額		0	0	0		
	不納欠損債		0	0	0		
	現在限債・取崩分						
	潜納繰越分						
	収入未済額		1,450,000	1,350,000	1,250,000	86.2%	92.6%
	現在限債・取崩分		1,450,000	1,350,000	1,250,000	86.2%	92.6%
	潜納繰越分		0	0	0		
	収入済額		0	0	0		
	現在限債・取崩分						
	潜納繰越分						
	子算現額-収入済額		1,450,000	1,350,000	1,250,000	86.2%	92.6%
	現在限債・取崩分		1,450,000	1,350,000	1,250,000	86.2%	92.6%
	潜納繰越分		0	0	0		

・債権年報情報

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納金額	構成割合
山梨県創造技術研究開発費補助金返還金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	1	100.0%	1,250,000	100.0%
合 計		1	100.0%	1,250,000	100.0%

1 補助金返還金に係る未収債権について

(1) 概要

・補助金返還金に係る未収債権の基本情報について

県は食料品製造業を営むA社に対し、平成13年度に山梨県創造技術研究開発費補助金6,000,000円を交付した。その内訳は、機械装置費に対する補助金5,600,000円、原材料費に対する補助金400,000円であった。なお、県は、この補助金に対する国庫補助金として地域活性化創造技術研究開発費補助金3,000,000円の交付を受けている。

この補助金は、山梨県創造技術研究開発費補助金交付要綱等に基づき、地域産業の振興に寄与する中小企業者が自ら行う新製品、新技術等に関する技術研究又は開発に要する経費について補助金を交付することによって、中小企業の技術開発を促進し、もって中小企業製品の高付加価値化等に資することを目的とするものである。

国庫補助金の交付根拠である地域活性化創造技術研究開発費等補助金交付要綱等によれば、補助金交付の対象は機械装置の購入に要する経費等となっており、機械装置の購入費を補助対象経費とすることができるのは、補助事業期間内に購入契約を締結し支払があつたことを確認できる支出であり、かつ、事業主体が当該機械装置の所有権を取得したことが確認できる場合とされている。

平成17年度の会計検査院による会計実地検査により、A社が購入した機械装置は請願契約による購入であったことが判明し、その支払が補助事業期間内に完了しておらず、指商事項となり、機械装置分の補助金（5,600,000円、内2,800,000円が国庫補助金）が取消処分となった。

県は、取消処分となった補助金の内、国庫補助金2,800,000円を国へ返還し、A社に対し平成18年9月28日に平成13年度山梨県創造技術研究開発費補助金に係る返還命令について（通知）（以下、「補助金返還命令」という）を送付した。

補助金返還命令を送付した平成18年度以降のA社の経営状態は芳しくなく、一括返還は困難な状況であり、分割納付が行われている。納付状況は以下のとおりであり、令和3年度末の未収債権残高は1,250,000円となっている。

（単位：円）

債権金額	
平成18年度納付額	△ 600,000
平成19年度納付額	△ 1,300,000
平成20年度納付額	△ 500,000
平成21年度納付額	△ 150,000
平成22年度納付額	
平成23年度納付額	△ 400,000
平成24年度納付額	△ 300,000
平成25年度納付額	△ 200,000
平成28年度納付額	△ 150,000
平成27年度納付額	△ 150,000
平成28年度納付額	△ 150,000
平成29年度納付額	△ 50,000
平成30年度納付額	△ 100,000
令和元年度納付額	△ 100,000
令和2年度納付額	△ 100,000
令和3年度納付額	△ 100,000
納付額 計	△ 4,350,000
令和3年度末債権残高	1,250,000

・債権の名称

山梨県創造技術研究開発費補助金返還金

・債権の性格

非強制徴収公債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例

山梨県補助金等交付規則

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則

山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等

電子システム台帳；延滞債権管理簿

- (2) 監査手続
 - ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
 - ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.55.【指摘事項】 書面による債務承認及び分割附付誓約書の入手について

県は、随時、A社代表取締役との面談を行い、その際、分割による返還額と返還期限を口頭により約束しているのみであり、県が正式に承認し、分割附付誓約書の提出は受け取っていない。そのため、毎年入手している決算書や、面談による事情聴取等から債務承認及び分割附付誓約書を作成し、書面により分割による返還額と返還期限の明確化、債務承認による適切な時効管理を徹底するよう要望する。

【現状】

上記「(1) 概要」にも記載したとおり、県はA社に対し平成18年9月28日に補助金返還命令を送付し、平成18年10月30日に「補助金返還に関する念書」を取り交わし、更に同日、A社の代表取締役と「連帯保証書」の取り交わしを行っているが、補助金全額の返還には至っていない。その理由は、A社の経営状態が芳しくなく、返還の目的が立たないためである。

県は、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、随時、A社代表取締役との面談による事情聴取を行い、毎年決算書の入手と決算書に基づく、分割の返還額及び返還期限を口頭により随時約束している。

【問題点及び改善策】

問題点は、分割による返還金額とその返還期限が口頭による約束のみである。口頭のみでは、債務承認による時効管理が曖昧なる恐れもあることから、債権回収及び処理マニュアルに定める、書面による誓約書の取り交わしが必要である。よって、毎年入手している決算書等を分割附付の裏付けとするとともに、債権回収及び処理マニュアルに定める、債務承認及び分割附付誓約書等を作成し、分割による返還額と返還期限の書面による明確化、債務承認による適切な時効管理を徹底することが必要である。

3.11.6 産業労働部 産業技術短期大学校

- ・債権の名称
- ・授業料

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課として管理が不十分となる危険性がある。
- iii 福社的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は確定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や敬産事務への参加等を適切に実施している。）
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性（債権の性質に於いて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価しているか。）

・決算情報等

・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R2/R元	R2/R2	
子算現額	97,890,000	96,675,000	86,485,000	89.7%	91.5%	
現在現額・取崩分	97,890,000	96,900,000	87,750,000	89.7%	91.5%	
滞納繰越分	735,000	735,000	735,000	100.0%	100.0%	
適定額	70,821,250	63,785,000	55,779,100	78.8%	87.4%	
滞納繰越分	70,086,250	63,050,000	55,044,100	78.5%	87.3%	
現在現額・取崩分	735,000	735,000	735,000	100.0%	100.0%	
収入未済額	70,086,250	63,050,000	55,044,100	78.5%	87.3%	
滞納繰越分	70,086,250	63,050,000	55,044,100	78.5%	87.3%	
選付未済額	0	0	0	0%	0%	
現在現額・取崩分	0	0	0	0%	0%	
滞納繰越分	0	0	0	0%	0%	
選付未済残高	0	0	0	0%	0%	
不納欠損額	0	0	0	0%	0%	
現在現額・取崩分	0	0	0	0%	0%	
滞納繰越分	0	0	0	0%	0%	
収入未済額	735,000	735,000	735,000	100.0%	100.0%	
現在現額	0	0	0	0%	0%	
滞納繰越分	735,000	735,000	735,000	100.0%	100.0%	
取崩率	99.0%	98.8%	98.7%	-0.3%	-0.2%	
現在現額・取崩分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
子算現額 - 収入未済額	28,528,750	33,625,000	33,440,900	117.2%	99.4%	
現在現額・取崩分	27,803,750	32,800,000	32,050,900	117.6%	99.4%	
滞納繰越分	735,000	735,000	735,000	100.0%	100.0%	

・債権年報編へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢		滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
	滞納年齢	件数	構成割合	滞納額	構成割合	
産業技術短期大学校授業料	0～1年以内		0.0%		0.0%	
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%	
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%	
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%	
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%	
5年超	4		100.0%	735,000	100.0%	
合 計	4		100.0%	735,000	100.0%	

1. 授業料に係る未収債権について

(1) 概要

・授業料に係る未収債権の基本情報について

山梨県立産業技術短期大学校は、幅広い専門知識や高度な技術を習得し、豊かな想像力と判断力を兼ね備えた技術者を育成し、県内の産業や経済の発展に寄与するため、「ものづくりとホスピタリティ」の教育理念のもと、平成11年4月に「生産技術科」、「電子技術科」、「観光ビジネス科」、「情報技術科」の4科を設置して開校している。県立職業能力開発短期大学校である。

「生産技術科」・「電子技術科」では、山梨の主力産業である機械・電子工業の発展に貢献する人材の育成を、「観光ビジネス科」では、観光立県山梨を担うおもてなしのスペシャリストの育成を、「情報技術科」では急速に進行するIT技術に対応する人材の育成を目指している。

（出典：山梨県立産業技術大学校HPより抜粋）

山梨県立産業技術短期大学校の授業料に係る未収債権は、山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例（以下、「条例」という）に基づき、条例第6条第1項に規定する額（年額）を、条例第6条第2項及び第3項に基づき、前期分は4月に、後期分は10月に、年2回納付すべきところ、納付されなかった場合に発生する債権である。

- ・債権の名称
授業料

- ・債権の性格
非強制徴収公債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例
山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等
電子システム台帳：分割納付債権管理簿

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.56.【意見事項】 分割納付額の裏付けとなる証拠資料の提供依頼について

分割納付金額を月額1万円として債務承認及び分割納付誓約書を取り交わしているが、県の債権回収及び処理マニュアルに従い、その裏付けとなる証拠資料の提示を要求し、適切な分割納付額の設定を行い、早期の債権回収を図るよう要望する。

【現状】

学生であったAは、入学後、平成22年度前期分（195,000円）、後期分（195,000円）、平成23年前期分（195,000円）、後期分（195,000円）の授業料が未納であった。平成24年2月に退学することとなり、未納であった授業料合計780,000円をアルバイト等により少額ずつではあるが納付する意思を示していた。そのため、退学時（平成24年2月22日）に「債務承認及び分割納付誓約書」を取り交わしたが、経済的な理由から当該計画どおりに納付が行われなかったため、毎年催告書を送付し、随時電話や現地訪問等を行った。結果、納付状況は以下のとおりとなっている。

(単位：円)

	平成22年度 前期	平成22年度 後期	平成23年度 前期	平成23年度 後期	計
前定金額	195,000	195,000	195,000	195,000	780,000
納付日					
H24.3.14	△ 10,000				△ 10,000
H24.5.7	△ 15,000				△ 15,000
H23.8.8	△ 10,000				△ 10,000
H23.7.7	△ 10,000				△ 10,000
計	△ 45,000	0	0	0	△ 45,000
令和3年度末 債権残高	150,000	195,000	195,000	195,000	735,000

なお、「債務承認及び分割納付誓約書」は、平成24年2月22日、平成28年2月8日、令和4年6月3日の3回に渡り取り交わしている。納付金額は、Aとの相談により1ヶ月1万円となっている。

【問題点及び改善策】

令和3年2月と令和4年3月に市町村役場からAの実態調査の回答を得ており、当該実態調査の回答から推察すれば、分割納付金額について月額1万円とする根拠が不明確である。月1万円の支払いが継続すると仮定すると、6年超もの回収期間となり、回収不能となるリスクが増すことになる。県の債権回収及び処理マニュアルでは、分割納付を認める判断材料として、収入状況や財産状況が分かる資料の提示を要求していることから、分割納付を認める際には、分割納付額の裏付けとなる根拠資料の提示を依頼し、当該根拠資料に基づき、適切な分割納付額の設定を行い、早期の債権回収を図るべきである。

No.57.【意見事項】 例外的対応に係る判断過程の明確化について

分割納付計画を作成するに当たり、原則的には山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づいた納付計画を作成することとし、例外的な対応(分割期間が長期の場合など)をせざるを得ない場合には、慎重に判断したその過程を書面等に記録するなどの対応を要望する。

【現状】

先の意見事項にも記載したとおり、県とAとは、「債務承認及び分割納付誓約書」を平成24年2月22日、平成28年2月8日、令和4年6月3日の3回に渡り取り交わし、納付金額は、相談により1ヶ月1万円としている。令和4年6月3日に取り交わした「債務承認及び分割納付誓約書」における納入計画の期間は、令和4年6月20日を第1回目とし、令和10年7月20日が最後の納付日となっており、6年2ヶ月の期間となっている。

【問題点及び改善策】

問題点は、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づいた分割納付計画が作成されていない点である。山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、分割納付の期間は原則1年以内とし、2年目以降は再度協議するところ。令和4年6月3日に取り交わした「債務承認及び分割納付誓約書」における納入計画の期間は、令和4年6月20日を第1回目とし、令和10年7月20日が最後の納付日となっており、6年2ヶ月にも期間が及んでいる。債務者の経済的事情により機動的に期間を当てはめることは困難であるケースも多々あることは承知であるが、原則的には山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づいた納入計画を作成することとし、例外的な対応(分割期間が長期の場合など)をせざるを得ない場合には、慎重に判断したその過程を書面等に記録するなどの対応を要望する。

No.58.【意見事項】 延滞金の減免検討について

山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例(以下、「延滞金徴収条例」という)第2条第2項に基づき、延滞金の減免を検討する場合には、履行期限と納入した者との公平性の点からも、その運用は慎重に検討すべきであり、債務者の資力を考慮するならば、適用条件が示され、延滞金減免と同様の効果が得られる履行延期の特約(地方自治法施行令第171条の6)制度の適用を検討されたい。

【現状】

上記のとおりAは、滞納している授業料を完納していないため、現在延滞金の請求が行われていないが、今後発生する延滞金について、延滞金徴収条例第2条第2項の規定に基づき延滞金の減免を検討していることである。なお、延滞金徴収条例第2条の定めは以下のとおりとなっている。

山梨県公担金その他の歳入金の延滞金徴収条例
(一部抜粋、下線監査人追加)

第2条 歳入金を督促状の指定期限後に納付する者からは、当該納付金額と、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、当該金額が百円以上であるときは当該金額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨て又はその金額が十円未満であるときは、その全額を徴収しない。

2 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。

【問題点及び改善策】

延滞金徴収条例第2条第2項によれば、「災害その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。」とある。

学校としては、債務者Aの授業料延滞に至った家庭環境及び経済的困難状況に鑑み、他の学生に比べて特に救済を要する事情があることから、現状において、延滞金徴収条例第2条第2項の「その他やむを得ない理由」があると判断し、延滞金の減免を行う予定とこのことである。

しかし、延滞金徴収条例第2条第2項の規定に基づき「その他やむを得ない理由」として認めるに際し、県の他の歳入に係る延滞金との整合性や、履行期限どおり納入した者との公平性の観点からも、特に慎重にその取扱運用を決定するべきである。

このような点を踏まえると、「その他やむを得ない理由」への該当性判断について、その恣意的な運用を制限するため、一定の全庁的な判断基準を設けることが考えられる。しかし、延滞金徴収条例の対象となる債権は、当該授業料の他、使用料、負担金等内容が異なり、所管部署も教育関係から福祉、土木等全庁的なもので、それぞれ債権が成立する根拠も異なることから、当然「やむを得ない」とする事情も様々であり、事前ごとの慎重にも一律に適用するような基準を設けることは難しいものと考えられる。このような状況から、個別具体的な事情を考慮して所管部署の裁量の範囲内で判断する必要があるとあり、産業技術短期大学校独自で、恣意的な運用とならないよう授業料延滞金の減免に関する基準を設けて判断する方法が考えられる。なお、延滞金減免の基準設計の際には、会計課等の関係部署との協議が必要であると考ええる。

その他の方法としては、履行延期の特約(地方自治法施行令第171条の6)制度の適用を検討することも考えられる。同制度は債務者の無資力や災害等、適用場面が例示されており、延長された期限まで延滞金の期間計算を停止する効果を有する。すなわち、(当該特約が承認される時点までの延滞金の発生は止められないが、)実質的に延滞金の免除と同様の効果が認められることとなる。なお、当該制度を適用しようとする場合、総務部長及び会計管理者の合議が必要となり(山梨県財務規則第26条第1項第5号)、関係部署の判断が入ることにより、より公平性が担保されることから、この制度の適用を検討することも考えられる。

31.17. 農政部 農業技術課

- ・ 債権の名称
- 農業改良資金

・ 債権管理上のリスク

- 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専従職員の配置が必要である。
- 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分になる危険性がある。
- 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。
- 福付的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・ 債権の管理目標

- 債権の実在性（当該債権は調定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用が行われていないなど、法的に実在する。）
- 債権の権利の帰属の適切性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）
- 債権の期間（事業年度）帰属の正確性（債権発生時にすみやかに調定を実施し、債権の年度のずれなどが生じないように特に留意する必要がある。）

- ・ 決算情報等
- ・ 年度推移情報

【債権（収入未済額）の推移】 決算データの推移 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
農業改良資金借入金延滞連金	子算現額	0	0	0		
	現年課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	勘定額	138,492,792	135,870,792	133,385,792	96.3%	98.2%
	現年課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	138,492,792	135,870,792	133,385,792	96.3%	98.2%
	収入済額	2,622,000	2,485,000	2,112,705	80.6%	85.0%
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞付未済額	2,622,000	2,485,000	2,112,705	80.6%	85.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現年課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	135,870,792	133,385,792	131,273,087	96.6%	98.4%	
現年課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	135,870,792	133,385,792	131,273,087	96.6%	98.4%	
取崩率	1.9%	1.8%	1.6%	-0.3%	-0.2%	
滞納繰越分	0	0	0			
子算現額 - 収入済額	△ 2,622,000	△ 2,485,000	△ 2,112,705	80.6%	85.0%	
現年課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	△ 2,622,000	△ 2,485,000	△ 2,112,705	80.6%	85.0%	

・ 債権年齢別調

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件数)		構成割合 (%)	滞納金額 (円)	構成割合 (%)
		件数	割合 (%)			
農業改良資金貸付金償還金	0～1年以内			0.0%		0.0%
	1年超～2年以内			0.0%		0.0%
	2年超～3年以内			0.0%		0.0%
	3年超～4年以内			0.0%		0.0%
	4年超～5年以内			0.0%		0.0%
	5年超	12	100.0%	111,510,835	100.0%	
合計	12	100.0%	111,510,835	100.0%		
農業改良資金貸付金延滞連金	0～1年以内			0.0%		0.0%
	1年超～2年以内			0.0%		0.0%
	2年超～3年以内			0.0%		0.0%
	3年超～4年以内			0.0%		0.0%
	4年超～5年以内			0.0%		0.0%
5年超	7	100.0%	19,762,252	100.0%		
合計	7	100.0%	19,762,252	100.0%		

1. 農業改良資金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・農業改良資金に係る未収債権の基本情報について

農業改良資金は農業者の農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、昭和31年に旧農業改良資金助成法（昭和31年5月12日法律第102号）の制定により創立された融資制度である。
平成22年に、農業改良資金が日本政策金融公庫を貸付主体とする新制度に移行したため山梨県の貸付業務は終了し、現在、既貸付分に係る債権管理を行っている。
(農業技術課提出資料参照)

- ・債権の名称
農業改良資金

- ・債権の性格
私債権

- ・担保法令、条例、要綱及びマニュアル等
農業改良資金融通法（旧農業改良資金助成法）等
山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等
紙台帳と電子システム台帳の併用

- ・農業改良資金、増減状況

【農業改良資金貸付金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	117,157,635
令和元年度	0	2,081,800	115,075,835
令和2年度	0	1,985,000	113,090,835
令和3年度	0	1,580,000	111,510,835

【農業改良資金貸付金延滞違約金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	21,335,157
令和元年度	0	540,200	20,794,957
令和2年度	0	500,000	20,294,957
令和3年度	0	532,705	19,762,252

(2) 監査手続

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.59.【指摘事項】 債務承認及び分割納付誓約書の作成徹底について

農業改良資金に関する延滞債権のうち、現状一部の分割納付となっているが、そのうち債務承認及び分割納付誓約書の書面を作成しているケースが分割程度しか存在していない。回収事務の実効性を確保するためにも、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがって、分割納付を行う際には債務承認及び分割納付誓約書を徴すこととされたい。

【現状】

農業改良資金について滞納が生じた場合には、質問および資料閲覧の結果、全てのケースで督促および催告を行い、それでも納付が行われない場合には原則口頭により資力または資産の状況を確認し、分割納付を行うという方法が行われている。しかしながら、分割納付に関する納付計画については口頭で確認し、債務承認及び分割納付誓約書を作成せずに口答による約定を交わしているケースが全体の7割程度存在している。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば一括納付、あるいは、月々の返済額の納付が困難であるとの申し出がある債務者に対しては、必要書類を提出させ、債務者の生活状況・納付資力を調査し、やむを得ないものと認められる場合は、分割納付を認めることも考慮す

るとしている。また、それを認めるにあたっては、ただ単に「分割納付誓約書」を提出させるだけでなく、消滅時効の更新事由である民法第182条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を渡し、消滅時効の更新を図るとともに、債務承認及び分割納付誓約書に、分割納付が2回以上不履行となった場合には、期限の利益を喪失し、強制執行等の措置を受けても異議を申し立てないことを明記し債務者に承認させることとしており、書面の交付を前提としている。

これは、債務者の生活状況・納付能力を鑑み、やむを得ない場合には分割納付を認めようとして、改めて債務承認や期限の利益喪失の事項を書面として残すことで、債務者に早期の納付を促し、回収事務の実効性を確保するとともに、履行期限の繰り上げおよび債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法外措置を行使する前提となる重要な手続きと考えられる。

農業改良資金の延滞債権に係る分割納付について、書面によらず口頭で行った場合は、分割納付金額や納付時期が曖昧となるリスクがある。また、履行期限の繰り上げおよび債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法的措置を行使する前提の証明根拠が曖昧となり、回収事務に大きな支障をきたす結果となる可能性があるため問題である。

そのため、分割納付を行う際には回収事務の実効性を確保する観点から、山梨県債権回収及び処理センターに示したことが「債務承認及び分割納付誓約書」を徴すこととされた。

No.60.【指摘事項】 外部委託等も含めた適切な回収事務の立案について

分割納付を行っている延滞債権について、山梨県債権回収及び処理センターに示された分割納付の期間を設けていないため、回収期間が長期化し事務コストが増加しているとともに、長期化による債務者の死亡等により回収が困難になる事例が増加していると考えられる。

債務者の事情を勘案しながら、外部委託等も含め会計課とも協議し適切な回収事務を立案することとされたい。

【現状】

前述のとおり、農業改良資金について滞納が生じた場合には、原則口頭により能力または資産の状況を確認し、分割納付を行うという方法が採られている。なお、各債務者の令和3年度における分割納付による回収実績は以下のとおりである。

No.	① 令和3年度 回収額	② 令和3年度末 元本残高	③ (②÷①) 回収可能 年数(年)
1	840,000	11,117,000	13.2
2	40,000	400,000	10.0
3	330,000	2,580,000	7.8
4	120,000	2,477,000	20.6
5	60,000	16,026,335	267.1
6	100,000	4,220,000	42.2
7	60,000	2,252,000	37.5
8	30,000	4,612,000	153.7

(出典：農業技術課提出資料を監査人が加工)

以上より平成12年度から平成23年度にかけて発生した延滞債権で10年以上経過しており、回収事務が長期化していることが分かる。分割納付額については口頭で約定されており、年度によって異なる場合があるが、令和3年度元本残高を令和3年度回収額で除いた回収可能年数を計算すると最長でも7.8年、最長で267.1年という結果となる。ヒアリングによれば訪問時の面談で返済に応じない又は面談を拒否する債務者に対して法外措置を検討し、少額の返済が行われている債務者については、今後検討していくことである。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理センターによれば分割納付の期間について以下のように定められている。

- (2) 分割納付の期間
分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分を合わせて完済に至る納付計画を立てる。分割納付の期間(原則1年以内とし、2年目以降は再度協議する。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、民事訴訟法第275条の2第1項における「和解に代わる決定」の規定を準用し、5年を限度として分割納付を認めることも可能である。

延滞金は、分割期間中も発生することを説明する。
(出典：山梨県債権回収及び処理センター)

このように、分割納付を認める場合にはその期間(原則1年以内とし、やむを得ない事情がある場合には最大5年を限度として分割納付を認めることとしている。また、山梨県債権回収及び処理センターによれば長期限の利益の喪失の取り決めをしていない場合で分割納付が2

単位：円

回以上不履行となった場合には履行期限を繰り上げ一括納付をすることを求めており、長期にわたる分割納付を予定していないと考えられる。

当該分割納付については、債務者の資力または資産の状況に応じてそれぞれの納付金額は異なるが、令和3年度末元本残高を令和3年度回収額で除した回収可能年数を計算した場合に最長でも7.8年、最長で267.1年という結果となり山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった処理となっていない点が問題である。

確かに債務者の事情はそれぞれ異なるため、すべての事案について山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった処理を行うことは困難であるとも考えられる。しかしながら、当該分割納付のように、いつぞらに回収期間が長期化させることは債務者等の高齢化、相続に伴う権利関係の複雑化等、回収事務が煩雑化し、また、回収の困難性が増加するため望ましい処理とはいえない。

山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった処理が困難な延滞債権については、回収可能性と回収コストを考慮したうえで外部委託等も含め会計課とも協議し適切な回収事務を立案することとされたい。

No.61.【意見事項】 徴収停止等、徴収緩和措置の検討について

回収事務の実効性及び効率性を確保するために、徴収停止・支払猶予・債務免除の適用要件に該当する可能性がある場合は、当該処理の検討を行い回収コストの低減を図ることを要望する。

【現状】

農業改良資金に関する延滞債権のうち元本回収実績のない債権が存在しているが、おおまかな総額以下のとおりである。

債務者：A:連帯保証人2名：B:C

時期	状況
平成12年11月	Aが事業を行っていない旨の情報あり
平成12年～平成19年	Aについて訪問等するが不在
平成14年12月	履行期限到来（延滞債権発生）
平成15年4月	Bの死亡を確認（相続人は相続放棄）
平成19年8月	Aの死亡を確認（相続人は相続放棄）
平成20年～平成28年	Cについて所在調査を行い、何度も訪問するが不在

平成20年7月	Cと面談、後日Cが生活保護を受けていることを確認
令和4年3月	回収実績のないまま現在に至る

（出典：農業技術課提出延滞債権管理簿）

以上のとおり、当該債権について、主債務者Aは当初の履行期限到来の前より行方不明となっており、その後接触ができないまま平成19年8月に死亡を確認している。なお、Aの相続人の相続放棄も確認している。連帯保証人Bは平成15年4月に死亡し、その相続人の相続放棄を確認している。連帯保証人Cは平成28年まで接触を図ることができなかったが、平成20年7月に接触を図ることができ、その後生活保護を受給していることを確認している。

したがって当該債権について、令和4年3月現在において納付義務があるのはCのみであるが生活保護を受給しており、資力があるとは言えずその回収は困難であると考えられる。

一方で、元本に対する違約金はその期間に応じて発生し続けているため、回収期間が長期化すればするほど違約金の金額も増加している状況にある。

なお、当該債権については時効期限も近づいていることから、令和4年度3月時点では、債務承認又は法的手続を行うことを検討していることである。

【問題点及び改善点】

山梨県債権回収及び処理マニュアルは、私債権について一定の要件を満たした場合に債権の保全及び取り立てをしないことができる徴収停止、履行期限を延長する特約又は処分を行うことができる履行延期、債務を消滅させる免除を行うことができるとしている。

また、旧農業改良資金助成法では、災害や債務者の死亡等により支払が困難となった場合に支払猶予ができるとされており、関係法令の中では、旧農業改良資金助成法が特別法として優先されることから、支払猶予が適用され、支払猶予を行っている期間について遅延損害金等は発生しない。これらは徴収努力をしてもなお債務者がその債務を履行することが著しく困難又は法的に不適当である場合に、その履行を求め続けることはかえって事務コストがかかることとなることから一定の要件に該当する場合にはその債権を整理する必要があるからと考えられる。

当該債権については、令和4年3月時点で回収実績がなく、また、納付義務のあるCは生活保護受給者であり債権回収の可能性は低いと考えられる。一方で違約金が増加し続けており、時間の経過とともに債権回収事務がより困難になる可能性が高い。農業技術課としては債務承認又は法的手続を検討しているとのことであるが、当該債権等について、徴収停止、支払猶予、債務免除の適用要件に該当する可能性がある場合は、債権の保全を図りながら、訴訟費用等の事務コストや法的手続を行った場合の回収見込額を勘案し、会計課等と協議し当該処理の検討も行うことを要望する。

31.18 具土整備部 都市計画課

・債権の名称

都市公園法第13条の規定による原因者負担金（舞鶴城トイレ放火）

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。
- iii 福地的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は測定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性（債権の性質に応じて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価しているか。）
- iii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上での表示の妥当性（歳入歳出決算書等での適正な表示には留意している。）

・決算情報等

・年度推移情報

債権名称	決算データの推移			（単位：円）		
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
【債権（収入未済額）】	子算現額	0	0	0		
	滞納繰越分					
	測定額	42,921,589	42,921,589	42,921,589	100.0%	100.0%
	現年現額・賦課分					
	滞納繰越分	42,921,589	42,921,589	42,921,589	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0		
	現年現額・賦課分					
	滞納繰越分					
	還付未済額	0	0	0		
	現年現額・賦課分					
	滞納繰越分					
	還付未済額高					
	未納欠損額	0	0	0		
	現在残額・賦課分					
	滞納繰越分					
	収入未済額	42,921,589	42,921,589	42,921,589	100.0%	100.0%
現年現額・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	42,921,589	42,921,589	42,921,589	100.0%	100.0%	
収入率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
現年現額・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
子算現額・収入済額	0	0	0			
現年現額・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

都市公園法第13条の規定による原因者負担金（舞鶴城公園内トイレ復旧工事）

・債権年齢等

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
都市公園法第13条の規定による原因者負担金（舞鶴城公園内トイレ復旧工事）	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内	1	100.0%	42,921,589	100.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
合計		1	100.0%	42,921,589	100.0%

1. 都市公園法第13条の規定による原因者負担金（舞鶴城トイレ放火）に係る未収債権について

(1) 概要

・都市公園法第13条の規定による原因者負担金（舞鶴城トイレ放火）に係る未収債権の基
本情報について

平成29年7月に稲荷曲輪トイレが放火され、半壊した。当該工事の復旧に伴い、要した費用4,292万円を、原因者に請求したことにより発生した。

・債権の名称

都市公園法第13条の規定による原因者負担金（舞鶴城トイレ放火）に係る未収債権

・債権の性質

非強制徴収公債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

地方自治法
都市公園法
山梨県債権回収及び処理マニュアル（山梨県出納局）

・債権管理システム等

紙台帳：名称「舞鶴城公園トイレ放火火災関連文書」

(2) 監査手続

- ・概要説明等の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施
- ・ホームページ等インターネット上公開された情報の収集、分析、閲覧

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.62.【意見事項】 県有資産の付保状況確認について

県有の資産について、付保の状況を確認し、県有建物等及び公共施設等基準に則り必要と思われる建物等に損害保険等適切に加入し、保全されているか検証されるよう、また、費用対効果を勘案して柔軟に適用する場合には、その判断の内容が明らかになるよう取りまとめられることを要望する。

【現状】

(経緯)

平成29年7月に稲荷曲輪トイレが放火され、半焼した。当該工事の復旧に伴い、要した費用4,292万円を、原因者に請求したことにより発生した。

(復旧トイレの概要)

木造平屋建て 一軒RC（ビツト部） 建築面積98.8㎡ 延べ面積96.8㎡ 男子小3大2女子4身障者用1洗面7

(請求金額)

復旧工事に要した費用 42,921,589円（トイレ解体撤去・再建費等）

(概要)

都市公園法第13条の規定では、「公園管理者は、都市公園を損傷した行為により必要が生じた工事に要する費用について原因者に費用を負担させる」とあり、当該原因者にて、上記の請求金額を請求している。債権回収事務については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づいて行っている。県は、原因者に対し納入通知書を送付、納期限を支払いがなかつたため、督促の手続きを実施した。その後、催告を継続中である。また、並行して、財産調査を

実施しているが、原因者は、過去に自己破産をしており、所有財産（預貯金・不動産）は現状がないことを本人からの聞き取りにより確認している。今後も、支払い能力を勘案して、請求手続きを肅々と実行して頂きたい。

【問題点及び改善策】

問題は、当該建物が火災保険に加入していない理由が、客観的な記録として管理されていない点である。

県有建物等火災共済委任基準（令和3年3月30日改正）（以下「基準」という）によると、当該トイレは台帳価格が421万円（H29年3月時点）の木造建物であり、基準に規定する委託対象建物に該当する（基準41①ア）。県は、県所管の公共施設は非常に数が多く、全てについて火災保険に加入することは、多額の費用もかかることから、「県有建物等火災共済委任基準」の「1趣旨」に基づき、委任基準記載の基準に適合するものに対して、火災保険に加入するか否かを、重要度や危険度に応じ判断していた。当該トイレについては、通常火の気の無い場所での火災の起こる可能性が低いことや、常時多くの人の利用のない施設であることから、火災保険加入の対象としていなかった。費用対効果を考慮して火災保険の加入について意思決定することは、適切であると思われるが、その判断基準が、建物等を管理する者の判断に一任されるのは、資産管理の観点から望ましくない。基準に該当するが、付保しない理由などを取りまとめて管理することが重要と考える。

なお、「今回の放火事案を受け、公園内の他の木造建物のうち基準に適合するものについては加入する方針としている。」という回答を県からいただいているが、費用対効果を勘案して柔軟に適用していただきたい。その際には、その判断の内容が明らかになるよう取りまとめられることを要望する。

3.1.19. 具土整備部 建築住宅課 住宅対策室

・債権の名称

- ①県営住宅等使用料
- ②県営住宅等駐車場使用料
- ③県営住宅等明渡不履行損害賠償金
- ④県営住宅等退去者破損賠償金
- ⑤県営住宅等退去修繕費

・債権管理上のリスク

- i 件数が多いため、債権管理システム等、ITの活用が不可欠であり、債権管理システムの仕組等を熟知する必要がある。
- ii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専任職員の配置が必要である。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、予定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iv 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。
- v 福利的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期す必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は測定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権の期間（事業年度）帰属の正確性（債権発生時にすみやかに測定を実施し、債権の年度のずれなどが生じないように特に留意する必要がある。）
- iii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上での表示の妥当性（歳入歳出決算書等での適正な表示には留意している。）

・決算情報等
・年度推移情報

①県営住宅等使用料

債権名称	【債権（収入未済額）の推移】					（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
県営住宅等使用料	子算現額	1,978,228,773	1,926,838,495	1,509,937,700	93.6%	96.1%	
	現在課税・賦課分	1,605,157,850	1,559,175,550	1,509,937,700	94.1%	96.8%	
	滞納繰越分	373,070,925	367,662,945	341,060,455	91.4%	92.8%	
	固定額	1,978,228,773	1,926,838,495	1,509,937,155	93.6%	96.1%	
	現在課税・賦課分	1,605,157,850	1,559,175,550	1,509,937,700	94.1%	96.8%	
	滞納繰越分	373,070,925	367,662,945	341,060,455	91.4%	92.8%	
	収入済額	1,609,040,330	1,580,041,610	1,520,575,900	94.5%	96.2%	
	現在課税・賦課分	1,580,990,560	1,545,000,870	1,493,320,270	94.5%	96.7%	
	滞納繰越分	28,049,770	35,040,740	27,255,630	97.5%	78.1%	
	還付未済額	0	0	0	0	0	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0		
還付未済残高	0	0	0	0	0		
不納欠損額	1,525,500	5,736,430	887,430	58.2%	15.5%		
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0		
滞納繰越分	1,525,500	5,736,430	887,430	58.2%	15.5%		
収入未済額	367,662,945	341,060,455	329,430,855	89.6%	96.6%		
現在課税・賦課分	24,167,290	14,174,680	16,617,430	68.8%	117.2%		
滞納繰越分	343,495,655	326,885,775	312,813,425	91.1%	95.7%		
回収率	81.3%	82.0%	82.2%	0.8%	0.2%		
現在課税・賦課分	98.5%	99.1%	98.2%	0.4%	-0.2%		
滞納繰越分	7.5%	9.9%	8.9%	0.5%	-1.5%		
子算現額・収入済額	369,188,415	346,796,885	330,218,255	89.5%	95.2%		
現在課税・賦課分	24,167,290	14,174,680	16,617,430	68.8%	117.2%		
滞納繰越分	345,021,155	332,622,205	313,700,825	90.9%	94.3%		

②県営住宅等駐車場使用料

債権名称	【債権（収入未済額）の推移】					（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
県営住宅等駐車場使用料	子算現額	116,092,500	108,893,300	105,128,000	90.6%	93.5%	
	現在課税・賦課分	112,057,800	104,595,900	101,238,400	90.3%	96.8%	
	滞納繰越分	4,034,700	4,297,400	3,889,600	96.4%	90.5%	
	固定額	116,092,500	108,893,300	105,128,000	90.6%	96.5%	
	現在課税・賦課分	112,057,800	104,595,900	101,238,400	90.3%	96.8%	
	滞納繰越分	4,034,700	4,297,400	3,889,600	96.4%	90.5%	
	収入済額	111,795,100	105,003,700	101,457,300	90.8%	96.6%	
	現在課税・賦課分	110,866,600	103,724,500	100,472,600	90.8%	96.9%	
	滞納繰越分	1,008,500	1,279,200	984,700	88.5%	77.0%	
	還付未済額	0	0	0	0	0	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0		
還付未済残高	0	0	0	0	0		
不納欠損額	0	0	0	0	0		
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0		
収入未済額	4,297,400	3,889,600	3,570,700	85.4%	94.4%		
現在課税・賦課分	1,371,200	871,400	765,800	87.9%	87.9%		
滞納繰越分	2,926,200	3,018,200	2,904,900	99.3%	96.2%		
回収率	96.3%	96.4%	96.5%	0.2%	0.1%		
現在課税・賦課分	98.8%	99.2%	99.2%	0.5%	0.1%		
滞納繰越分	27.5%	29.8%	25.3%	-2.2%	-4.5%		
子算現額・収入済額	4,297,400	3,889,600	3,570,700	85.4%	94.4%		
現在課税・賦課分	1,371,200	871,400	765,800	87.9%	87.9%		
滞納繰越分	2,926,200	3,018,200	2,904,900	99.3%	96.2%		

③県営住宅等明渡不履行損害賠償金

債権名称	区分	決算データの推移			R3/R元		R3/R2	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	R3/R元	R3/R2
【債権 (収入未済額)】 決算データの推移	子算現額	1,641,366	1,641,366	1,475,090	89.9%	89.9%		
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	1,641,366	1,641,366	1,475,090	89.9%	89.9%		
	勘定額	1,641,366	1,641,366	1,475,090	89.9%	89.9%		
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	1,641,366	1,641,366	1,475,090	89.9%	89.9%		
	収入済額	0	14,000	0	0.0%	0.0%		
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	14,000	0	0.0%	0.0%		
	還付未済額	0	0	0				
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	還付未済残高	0	0	0				
	不納欠損額	0	152,276	0	0.0%	0.0%		
現在課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	0	152,276	0	0.0%	0.0%			
収入未済額	1,641,366	1,475,090	1,475,090	89.9%	100.0%			
現在課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	1,641,366	1,475,090	1,475,090	89.9%	100.0%			
収納率	0.0%	0.9%	0.0%	-0.9%	-0.9%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	1,641,366	1,627,366	1,475,090	89.9%	90.6%			
子算現額 - 収入済額	0	0	0					
現在課税・賦課分	1,641,366	1,627,366	1,475,090	89.9%	90.6%			
滞納繰越分	0	0	0					
滞納繰越分	1,641,366	1,627,366	1,475,090	89.9%	90.6%			

④県営住宅退去者破損賠償金

債権名称	区分	決算データの推移			R3/R元		R3/R2	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	R3/R元	R3/R2
【債権 (収入未済額)】 決算データの推移	子算現額	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%		
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%		
	勘定額	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%		
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%		
	収入済額	0	0	0				
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	還付未済額	0	0	0				
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	還付未済残高	0	0	0				
	不納欠損額	0	0	0				
現在課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	0	0	0					
収入未済額	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%			
現在課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%			
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%			
子算現額 - 収入済額	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%			
現在課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	201,825	201,825	201,825	100.0%	100.0%			

⑤県営住宅等退去修繕費

債権名称	区分	決算データの推移			R3/R元		R3/R2	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	R3/R元	R3/R2
【債権 (収入未済額)】 決算データの推移	子算現額	2,032,420	1,712,710	2,093,350	103.0%	122.2%		
	現在課税・賦課分	618,270	502,260	919,300	148.8%	183.2%		
	滞納繰越分	1,414,150	1,210,450	1,173,350	83.0%	96.9%		
	勘定額	2,032,420	1,712,710	2,093,350	103.0%	122.2%		
	現在課税・賦課分	618,270	502,260	919,300	148.8%	183.2%		
	滞納繰越分	1,414,150	1,210,450	1,173,350	83.0%	96.9%		
	収入済額	821,970	539,260	261,500	31.8%	48.9%		
	現在課税・賦課分	508,270	435,260	179,000	35.2%	41.1%		
	滞納繰越分	313,700	104,000	82,500	26.3%	73.3%		
	還付未済額	0	0	0				
	現在課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	還付未済残高	0	0	0				
	不納欠損額	0	0	0				
現在課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	0	0	0					
収入未済額	1,210,450	1,173,450	1,831,850	151.2%	156.1%			
現在課税・賦課分	110,000	67,000	740,900	673.5%	1105.5%			
滞納繰越分	1,100,450	1,106,450	1,090,950	99.1%	98.6%			
収納率	40.4%	31.5%	12.5%	-28.0%	-19.0%			
現在課税・賦課分	82.2%	86.7%	19.5%	-62.7%	-67.2%			
滞納繰越分	22.2%	8.6%	7.0%	-15.2%	-1.6%			
子算現額 - 収入済額	1,210,450	1,173,450	1,831,850	151.3%	156.1%			
現在課税・賦課分	110,000	67,000	740,900	673.5%	1105.5%			
滞納繰越分	1,100,450	1,106,450	1,090,950	99.1%	98.6%			

・債権年額調へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
県営住宅等使用料収納状況	0～1年以内	899	7.1%	16,617,430	5.0%
	1年超～2年以内	408	3.2%	7,711,430	2.3%
	2年超～3年以内	535	4.2%	11,193,540	3.4%
	3年超～4年以内	585	4.6%	13,877,300	4.2%
	4年超～5年以内	531	4.2%	12,572,500	3.8%
	5年超	9,666	76.6%	267,458,655	81.2%
	合計	12,624	100.0%	329,430,855	100.0%
	0～1年以内	338	21.7%	765,800	20.9%
	1年超～2年以内	165	10.6%	381,100	10.4%
	2年超～3年以内	228	14.6%	540,200	14.7%
県営住宅等駐車場使用料収納状況	3年超～4年以内	254	16.3%	664,300	18.1%
	4年超～5年以内	232	14.9%	603,300	16.4%
	5年超	340	21.8%	716,000	19.5%
	合計	1,557	100.0%	3,670,700	100.0%
	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
県営住宅等明渡不履行損害賠償金収納状況	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	2	100.0%	1,475,090	100.0%
県営住宅等去者破損賠償金収納状況	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
県営住宅等去修繕費収納状況	5年超	7	100.0%	201,825	100.0%
	合計	7	100.0%	201,825	100.0%
	0～1年以内	4	22.2%	740,300	40.4%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
県営住宅等去修繕費収納状況	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	14	77.8%	1,090,950	59.6%
	合計	18	100.0%	1,831,850	100.0%

1. 県営住宅等使用料に係る未収債権について

(1) 概要

- ・県営住宅等使用料に係る未収債権の基本情報
山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅に係る使用料（家賃）の滞納により未収となつている債権で、入居者あるいはお借主保証人からの支払がなされていないもの

・債権の名称

県営住宅等使用料（家賃）

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

山梨県営住宅設置及び管理条例、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則

山梨県営住宅管理事務取扱要綱

山梨県営住宅使用料等滞納整理事務処理要領

県営住宅家賃滞納に係る訴訟事務処理マニュアル（令和3年度版）

・債権管理システム等

県営住宅の管理全般については、管理代行制度により山梨県住宅供給公社が行つており、家賃（使用料）の収納事務も同公社が行つている。同公社は、家賃の収納の情報については「アットホーム」というソフトにおいて管理しているところ、3か月以上の滞納が発生した場合は、同公社の独自様式である「滞納整理カード」に督促状況等を記録し、その内容をアットホームに入力し、県と共有している。

(2) 監査手続

- ・根拠条例、規則、管理台帳、各賃貸借契約書等の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

2. 県営住宅等駐車場使用料に係る未収債権について

(1) 概要

山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の入居者で駐車場を賃貸している者について、駐車場使用料の滞納により未収となつてゐる債権で、入居者からの支払がなされてゐないもの

・債権の名称

県営住宅等駐車場使用料

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

1. 県営住宅等使用料と同じ

・債権管理システム等

1. 県営住宅等使用料と同じ

(2) 監査手続

- ・根拠条例、規則、管理台帳、各賃貸借契約書等の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.65.【意見事項】督促等の促進による滞留債権解消について②

県営住宅使用料滞納分の取納の取り組みと合わせて、未収債権の解消に努めるよう要望する。

【現状】

未収は、最も古いものでも平成23年度に生じたものであり、滞納は長期化してゐない。また、令和3年度では、取納率が99.24%となつており収入未済額が少くない。

【問題点及び改善策】

平成23年度の収入未済額は10,000円、平成24年度の収入未済額は47,600円と低額となつており、費用対効果を考慮した督促活動を図ることを要望する。

3. 県営住宅等明渡不履行損害賠償金に係る未収債権について

(1) 概要

・県営住宅等明渡不履行損害賠償金に係る未収債権の基本情報

入居者が不正行為による入居や、家賃を3か月以上滞納したなどの事由が生じた場合には、知事は契約を解除し、住宅の明渡しの請求をすることができるが、当該請求を受けた者は、明渡しを行う日までの期間に一定の損害賠償金を支払うこととされているところ、当該損害賠償金について入居者あるいは連帯保証人からの支払がなされてゐないもの

・債権の名称

県営住宅等明渡不履行損害賠償金

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

1. 県営住宅等使用料と同じ

・債権管理システム等

1. 県営住宅等使用料と同じ

(2) 監査手続

- ・根拠条例、規則、管理台帳、各賃貸借契約書等の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.66.【意見事項】相続人、連帯保証人等の督促等促進について

滞納者2名のうち、1名が死亡、もう1名が自己破産をしていることから、相続人、連帯保証人などへの督促を進め、回収が不可能な事情があれば(時効援用など)不効で長処理を進めるよう要望する。

【現状】

滞納者は2名であり、1名が死亡、もう1名が自己破産で、いずれも滞納者本人に対する督促は不可能な状況となっている。
未収金額は、約83万円、約64万円と比較的高額であることから、回収の必要性は高い。

【問題点及び改善策】

- (1) 1件お滞納者が死亡していることから、相続人への督促活動を進めるべきである。また、連帯保証人の所在が不明となっていることから所在の把握に努める必要がある。
 - (2) もう1件の滞納者は自己破産をしているが、連帯保証人の所在は判明しており、過去に債務承認等をしていることから、引き続き督促を進めていくことが望まれる。
4. 県営住宅退去者破損賠償金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・ 県営住宅退去者破損賠償金に係る未収債権の基本情報
県の出先機関が県営住宅を直接管理していた昭和50年代に生じた退去修繕料で、未だ支払がなされていないもの

・ 債権の名称

県営住宅退去者破損賠償金

・ 債権の性格

私債権

・ 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

1. 県営住宅等使用料と同じ

・ 債権管理システム等

1. 県営住宅等使用料と同じ

(2) 監査手続

- ・ 根拠条例、規則、管理台帳、各賃貸借契約書等の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.67.【意見事項】 相続人の所在確認、督促の実施について

滞納者のうち、本人が死亡している者については、相続人への督促を進めることを要望する。また、それ以外の者については、住所の把握を進めるなどして、督促を進め滞納額の解消に努めることを要望する。

【現状】

7件で合計201,825円の滞納額となっている。滞納者本人の死亡と相続人の存在が確認されているが、相続人の現住所の把握や督促の実施まで進んでいない。また、それ以外の滞納者についても、現住所の把握や実際の督促まで進んでいないケースがある。

【問題点及び改善策】

本人が死亡している債権については相続人への督促活動を進めていくべきである。もっとも、1件の滞納額は、最小で3,800円というものや1万円台のものもあり、相続人の住所が県外などの場合は、現地へ赴いての督促は費用対効果の観点から問題もあることから、その点を留意しながら進めるべきである。

本人が生存している場合は、現住所の把握に努め、現地への訪問などにより督促を進めていくことが望まれる。

5. 県営住宅等退去修繕費に係る未収債権について

(1) 概要

- ・ 県営住宅等退去修繕費に係る未収債権の基本情報

県営住宅等退去時に、入居していた者は、原状回復義務としての退去修繕費用を支払う必要があるが、当該修繕費について入居者あるいは連帯保証人からの支払がなされていないもの

・ 債権の名称

県営住宅等退去修繕費

・ 債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

1. 県営住宅等使用料と同じ

・債権管理システム等

1. 県営住宅等使用料と同じ

(2) 監査手続

・根拠条例、規則、管理台帳、各貸借契約書等の入手・閲覧

・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.68.【意見事項】債務者本人や連帯保証人に対する督促促進について

未収金の回収に向けて、債務者本人や連帯保証人に対する督促を進めるよう要望する。

【現状】

近年の督促活動により、多くの滞納の解消がなされたが、令和3年度において修繕費の未納者は18名（退去時支払困難者における住宅供給公社による修繕費処分を含む）となっている。

【問題点及び改善策】

引き続き、入居者本人や連帯保証人への督促を進めていくことが望まれる。

また、退去時支払困難者は、元々資力が乏しい者であることから、回収見込みが低い場合は、徴収停止などの措置を採ることも必要である。

3.1.20. 具上整備部 中北建設事務所 本所

・債権の名称

① 用地買収返還金

② 甲府駅南口駅前広場使用料（一般自動車待機場）

③ 工事契約解除の違約金及び延滞利息

④ 道路占用料

⑤ 河川占用料

・債権管理上のリスク

i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

ii 長期滞納者への督促、催告は滞納債権が多いため、専任職員の配置が必要である。

iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分になる危険性がある。

iv 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。

v 関係資料一式について、当初の文書保存期間を超えて保管しておく必要がある。

・債権の管理目標

i 債権の実在性（当該債権は測定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用が行われていないなど、法外に実在する。）

ii 債権の網羅的な管理等（僅少な債権を督促・催告の対象から事実上除外するなどしておらず、網羅性にも留意している。）

iii 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）

iv 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）

v 債権の評価（回収可能性等）の妥当性（債権の性質に応じて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価している。）

vi 債権の期間（事業年度）帰属の正確性（債権発生時にすみやかに測定を実施し、債権の年度のずれなどが生じないよう特に留意する必要がある。）

・決算情報等

①用地買収返還金

・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
用地買収返還金	子算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分	1,334,000	1,334,000	1,904,000	142.7%	142.7%
	勘定額	1,334,000	1,334,000	570,000		
	現在課税・賦課分	1,334,000	1,334,000	1,334,000	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
収入未済額	1,334,000	1,334,000	1,904,000	142.7%	142.7%	
現在課税・賦課分	0	0	570,000	100.0%	100.0%	
滞納繰越分	1,334,000	1,334,000	1,334,000	100.0%	100.0%	
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
子算現額 - 収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

・債権年階調へ

債権名称	【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】				
	滞納年齢	滞納件数 件数	構成割合 (件、%)	滞納金額 (円、%)	構成割合
用地買収返還金	0～1年以内	1	50.0%	570,000	29.9%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
5年超	1	50.0%	1,334,000	70.1%	
合計		2	100.0%	1,904,000	100.0%

②甲府駅前口駅前広場使用料（一般自動車待機場）

・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
甲府駅前口駅前広場使用料	子算現額	7,318,400	5,896,150	7,289,570	99.6%	123.6%
	現在課税・賦課分	7,318,400	5,896,150	7,217,070	98.6%	122.4%
	滞納繰越分	0	0	72,500		
	勘定額	7,318,400	5,896,150	7,289,570	99.6%	123.6%
	現在課税・賦課分	7,318,400	5,896,150	7,217,070	98.6%	122.4%
	滞納繰越分	0	0	72,500		
	収入済額	7,318,400	5,823,650	7,217,070	98.6%	123.9%
	現在課税・賦課分	7,318,400	5,823,650	7,217,070	98.6%	123.9%
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
収入未済額	0	72,500	72,500	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	98.8%	99.0%	-1.0%	0.2%	
滞納繰越分	100.0%	98.8%	100.0%	0.0%	1.2%	
収納率	100.0%	98.8%	100.0%	0.0%	1.2%	
現在課税・賦課分	0	72,500	72,500	100.0%	100.0%	
子算現額 - 収入済額	0	72,500	0			
現在課税・賦課分	0	72,500	0			
滞納繰越分	0	0	72,500			

・債権年階調へ

債権名称	【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】				
	滞納年齢	滞納件数 件数	構成割合 (件、%)	滞納金額 (円、%)	構成割合
甲府駅前口駅前広場使用料	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内	1	100.0%	72,500	100.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
5年超		0.0%			0.0%
合計		1	100.0%	72,500	100.0%

③工事契約解除の違約金及び延滞利息
・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
前払金返還利息	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	固定額	34,356	34,356	34,356	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分	34,356	34,356	34,356	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	還付未済残高					
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
滞納繰越分						
収入未済額	34,356	34,356	34,356	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	34,356	34,356	34,356	100.0%	100.0%	
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
予算現額-収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
違約金及び滞納利息	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	固定額	594,000	594,000	594,000	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分	594,000	594,000	594,000	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
滞納繰越分						
収入未済額	594,000	594,000	594,000	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	594,000	594,000	594,000	100.0%	100.0%	
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
予算現額-収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

・債権年齢調へ

債権名称	滞納に係る年齢	（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】	
		滞納件数 件数	滞納金額（円、%） 構成割合
前払金返還利息	0～1年以内		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%
	5年超	1	34,356 100.0%
合計	1	34,356 100.0%	

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】	
		滞納件数 件数	滞納金額（円、%） 構成割合
違約金及び滞納利息	0～1年以内		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%
	3年超～4年以内	1	594,000 100.0%
	4年超～5年以内		0.0%
5年超		0.0%	
合計	1	594,000 100.0%	

④道路占用料

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移				単位:円	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
道路占用料	予算現額	49,687,091	53,969,305	59,614,773	120.0%	110.5%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	勘定額	49,687,091	53,969,305	59,614,773	120.0%	110.5%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	収入済額	49,687,091	53,969,305	59,614,755	120.0%	110.5%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	還付未済額	0	0	0	0.0%	0.0%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	還付未済残高	0	0	0	0.0%	0.0%	
	不納欠損額	0	0	0	0.0%	0.0%	
収入未済額	0	0	3,018	0.0%	0.0%		
現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%		
収納率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
現在課税・賦課分	0	0	100.0%	0.0%	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%		
予算現額-収入済額	0	0	3,018	0.0%	0.0%		
現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%		
合計		1	100.0%	3,018	100.0%	100.0%	

・債権年額調へ

債権名称	滞納に係る年齢	滞納に保る年齢 (発生年度) 別の滞納件数及び滞納額の内訳	
		滞納件数 (件、%)	滞納金額 (円、%)
道路占用料	0～1年以内	1	3,018
	1年超～2年以内		
	2年超～3年以内		
	3年超～4年以内		
	4年超～5年以内		
5年超			
合計		1	3,018

⑤河川占用料

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移				単位:円	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
河川占用料	予算現額	0	0	0	0.0%	0.0%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	勘定額	17,611,815	21,008,827	18,993,238	107.8%	90.4%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	13,169	0	0	0.0%	0.0%	
	収入済額	17,611,815	21,008,827	18,993,238	107.8%	90.4%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	還付未済額	0	0	0	0.0%	0.0%	
	現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%	
	還付未済残高	0	0	0	0.0%	0.0%	
	不納欠損額	13,169	0	0	0.0%	0.0%	
収入未済額	0	0	100	0.0%	0.0%		
現在課税・賦課分	0	0	0	0.0%	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%		
収納率	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
現在課税・賦課分	0	0	100.0%	0.1%	0.0%		
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%		
予算現額-収入済額	△17,611,815	△21,008,827	△18,993,238	107.8%	90.4%		
現在課税・賦課分	△17,611,815	△21,008,827	△18,993,238	107.8%	90.4%		
滞納繰越分	0	0	0	0.0%	0.0%		
合計		1	100.0%	100	100.0%	100.0%	

・債権年額調へ

債権名称	滞納に係る年齢	滞納に保る年齢 (発生年度) 別の滞納件数及び滞納額の内訳	
		滞納件数 (件、%)	滞納金額 (円、%)
河川占用料	0～1年以内	1	100
	1年超～2年以内	0	0
	2年超～3年以内	0	0
	3年超～4年以内	0	0
	4年超～5年以内	0	0
5年超	0	0	
合計		1	100

1. 用地買収返還金に係る未収債権について

(1) 概要

- 用地買収返還金に係る未収債権の基本情報について

用地買収返還金のうち1,334,000円については、平成5年、6年に山梨県は債務者より土地の不動産売買契約を締結し、各年度中に売買代金を支払った。しかし、登記については抵当権が設定されており抵当権者からの抹消の承諾が得られず、また、当該土地は競売にかけられ、所有権が他者に移ってしまった。そのため当該債務者への土地の売買代金の返還請求権が発生したものである。

なお、残りの570,000円については、土地売買契約の解除する合意書の締結による前払金の返還金であるが、既に回収済みである。

(中北建設事務所提出資料参照)

- 債権の名称
用地買収返還金

- 債権の性格
私債権

- 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
山梨県債権回収及び処理マニュアル

- 債権管理システム等
紙台帳

- (2) 監査手続
- 関連資料の入手・閲覧
 - 担当者への質問の実施

- (3) 監査の結果

【指商事項又は意見事項】

No.69.【指商事項】債権の発生時期と調定時期の乖離について

平成6年及び平成7年に返還請求権が発生しているが、調定を行ったのが平成16年2月と債権発生から長期経過した後となっている。債務者が弁済をする妨げにならないよう債権発生後適時に調定を行うこととされたい。

【現状】

概要で説明のとおり当該債権は、平成5年、6年に土地の不動産売買契約を締結し、売買代金の支払いを行ったが、その後平成6年、7年に当該土地が競売決定され山梨県が権利を行使することが不可能となったため、売買代金の返還請求権が発生したものである。その後、経緯は不明であるが関連資料の閲覧によれば、債務者に対して平成12年度及び平成15年度に内容証明郵便で代金の返還請求を行った後、平成16年2月に調定を行い納入通知書を送付している。

【問題点及び改善点】

地方自治法によれば調定について次のように定められている。

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬ。
(出典：地方自治法)

また、山梨県債権回収及び処理マニュアルには、債務者に弁済を促す意味からも、調定行為を遅延して、債務者が弁済をする妨げにならないように注意しなければならぬとしている。

このように、収入するべき債権が発生した場合にはその内容を明確にし、また、債務者への弁済を促すためにも適時に調定を行い納入通知書を送付する必要があると考えられる。当該債権について、返還請求権が平成6年及び7年に発生しているにもかかわらず、調定を行い納入通知書を送付したのは平成16年であり、債権の発生から調定まで10年経過しており相当程度遅延していることが問題である。

ヒアリングによれば、調定が遅延した理由は不明であり、そこに合理的な理由はない。また、調定前に債務者が返済の意思表示を行っていた記録も確認できることから、調定の遅延が債務者の返済を妨げる結果となつてしまった可能性は否定できない。

回収事務を効果的かつ効率的に行うためにも、債権発生後適時に調定を行うこととされた。

No.70.【指商事項】 延滞債権管理簿への適切な記録について

交渉経緯等の具体的な記録が延滞債権管理簿に記載されていないが、交渉の記録により経緯を把握している。しかしながら、効果的及び効率的な債権管理の観点から山梨県債権回収及び処理マニュアルに基いて延滞債権管理簿への適切な記録をされたい。

【現状】

当該債権について、延滞債権管理簿の記載は書面督促年月日、訪問督促年月日の部分に催告と思われる日付が記載されているものの、具体的な記載に乏しい。

【問題点及び改善点】

山梨県債権回収及び処理マニュアルは、延滞債権の適正な管理のため、債権を管理する所属等は延滞債権管理簿を整備するものとしている。また、一定の記載も求めており交渉記録については、その日時、対応方法、場所、対応した者、交渉内容、その他補足内容等を記載するものとしている。これは、債権管理についての意思決定に重要な資料となることや、担当者間の情報の共有を行うための趣旨であると考えられる。

当該債権について、山梨県債権回収及び処理マニュアルが求めている記録事項が記載されていないため、交渉の記録は別途保存しているものの、担当者間の情報の共有に支障をきたしていることが問題である。

効果的及び効率的な債権管理の観点から山梨県債権回収及び処理マニュアルに基いて延滞債権管理簿への適切な記録をされたい。

2. 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場使用料に係る未収債権について

(1) 概要

- ・ 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場使用料に係る未収債権の基本情報について

甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場において、長期駐車車両が存在し、所有者の親族と立会のもとレッカー移動したが、レッカー移動までで発生した一般自動車待機場使用料に係る未収債権である。

(出典：中北建設事務所提出資料参照)

・ 債権の名称

甲府駅南口駅前広場使用料（一般自動車待機場）

・ 債権の性格

私債権

- ・ 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例、山梨県債権回収及び処理マニュアル

・ 債権管理システム等

紙台帳

(2) 監査手続

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指商事項又は意見事項】

No.71.【意見事項】 少額債権についての効率的な回収事務検討について

当該債権は金額が僅少であり、これまで直接要した費用等と回収可能性を勘案し、効率的な回収事務を検討することを要望する。

【現状】

概要で説明のとおり、当該債権は甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場における一般自動車待機場使用料に係る未収債権である。当該債権に対する現在までの大まかな経緯は以下のとおりである。

- 令和2年10月 債権発生 (72,500円)
 - 令和2年10月 本人と連絡がつかないため親族に電話連絡、納付依頼
 - 令和2年12月 本人と連絡、納付依頼、その後現在まで連絡つかず
 - 令和3年6月 令和2年11月に転居していることを確認
 - 令和4年1月 転居先を訪問、不在
 - 令和4年1月 転居していることを確認
 - 令和4年2月 転居していることを確認
 - 令和4年5月 転居していることを確認
- (出典：中北建設事務所提出資料参照)

以上のとおり、債務者は転居を繰り返し返している。現在の住民票上の住所は山梨県外である。また、電話も不通である状態が続き、連絡もままならない状況である。都度、住所地に催告書を送通知しているが、現在も回収実績がないままである。
中北建設事務所としては今後の明確な方針は決定していないとのことである。

【問題点及び改善点】

当該債権は、金額は僅少ではあるが債務者が転居を繰り返す等、連絡を行うこと自体ままならず、回収が難しい状況となっている。

なお、ヒアリング時点までに債権回収事務に直接要した費用は次のとおりである。

項目	金額 (円)
郵送代	5,410
旅費	16,360
合計	21,770

(出典：中北建設事務所提出資料参照)

債権回収事務に関するコストは、直接要した費用だけでなく間接的に要した人件費等のコストも発生していることを考えると、ヒアリング時点で債権金額に比して高い割合の債権回収事務コストが生じていると考えられる。

今後、発生するであろう債権回収事務コストを見積もり、状況に応じて徴収停止等の選択肢も視野に入れて、効率的な回収事務を検討することを要望する。

3. 工事契約解除の違約金及び延滞利息に係る未収債権について

- (1) 概要
- ・ 工事契約解除の違約金及び延滞利息の基本情報について

道路工事契約の解除に伴う前払金支払時から返還時までの延滞利息及び違約金に係る未収債権である。
(中北建設事務所提出資料参照)

- ・ 債権の名称
工事契約解除の違約金及び延滞利息

- ・ 債権の性格
私債権

- ・ 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・ 債権管理システム等
紙帳簿と電子システム台帳の併用

- (2) 監査手続
 - ・ 関連資料の入手・閲覧
 - ・ 担当者への質問の実施

- (3) 監査の結果

- 【指摘事項又は意見事項】**
特記事項なし

4. 道路占用料に係る未収債権について

- (1) 概要
 - ・ 道路占用料の基本情報について
使用期間 R4.3.25～R4.4.25に係る道路占用料の未収債権であり、既に回収済みである。
(中北建設事務所提出資料参照)

- ・ 債権の名称
道路占用料

<p>・債権の性格 強制徴収公債権</p> <p>・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等 道路法 山梨県債権回収及び処理マニュアル</p> <p>・債権管理システム等 財務会計システムによる管理</p> <p>(2) 監査手続</p> <ul style="list-style-type: none">・関連資料の入手・閲覧・担当者への質問の実施 <p>(3) 監査の結果</p> <p>【指摘事項及び意見事項】 特記事項なし</p> <p>5. 河川占用料に係る未収債権について</p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none">・河川占用料の基本情報について 使用許可期間：R4.3.23～R8.3.31に係る河川占用料の未収債権であり、既に回収済みである。 (中北建設事務所提出資料参照)・債権の名称 河川占用料・債権の性格 強制徴収公債権 <p>・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等</p>	<p>河川法</p> <p>山梨県流水占用料等に関する条例 山梨県債権回収及び処理マニュアル</p> <p>・債権管理システム等 財務会計システムによる管理</p> <p>(2) 監査手続</p> <ul style="list-style-type: none">・関連資料の入手・閲覧・担当者への質問の実施 <p>(3) 監査の結果</p> <p>【指摘事項及び意見事項】 特記事項なし</p>
--	---

1. 契約解除に伴う前払金返納利息について

(1) 概要

- ・ 契約解除に伴う前払金返納利息の基本情報について

<事例①>

平成12年12月11日締結の建設工事請負契約に基づく工事について、受注者であるA社より平成13年6月1日に工事続行不能届書の提出を受け、契約解除となった。これに伴い、前払金の返還義務が発生。前払金については契約保証請負先から支払いを受けたものの、入金日までの期間に利息が発生。これらの利息は契約保証対象外であるためA社に請求したが、納入がなく未収債権となった。

A社は、平成25年2月1日に法人を解散し、平成25年7月10日には清算終了している。

なお、A社代表取締役より平成30年2月27日に10,000円の納入があり、時効を迎える令和5年に債権放棄をし、不納欠損処理を行う予定である。

【建設工事請負契約に基づく前払金の戻入に係る利息金額】

契約金額	33,600,000円
前払金額	13,440,000円
出来高相当額	0円
前払金戻入額	13,440,000円
前払金戻入に係る利息(利率:8.25%、期間:199日間)	604,523円
納入済み額	△250,000円
令和3年度末債権残高	354,523円

<事例②>

平成17年3月29日締結の建設工事請負契約に基づく工事について、受注者であるB社より平成17年5月18日に工事続行不能届書の提出を受け、契約解除となった。これに伴い、前払金の返還義務が発生。前払金については契約保証請負先から支払いを受けたものの、入金日までの期間に利息が発生。これらの利息は契約保証対象外であるためB社に請求したが、納入がなく未収債権となった。

B社は、平成28年12月14日に会社法第472条第1項の規定により、みなし解散となっている。

【建設工事請負契約に基づく前払金の戻入に係る利息金額】

契約金額	11,970,000円
前払金額	4,780,000円
出来高相当額	0円
前払金戻入額	4,780,000円
前払金戻入に係る利息(利率:3.6%、期間:84日間)	39,601円
納入済み額	0円
令和3年度末債権残高	39,601円

- ・ 債権の名称
前払金返納利息

- ・ 債権の性格
私債権

- ・ 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
商法等、山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・ 債権管理システム等
紙台帳と電子システム台帳の併用
紙台帳：「延滞債権管理簿」
電子システム台帳：「延滞債権管理簿データベース」

- (2) 監査手続
・ 当該事案の関連資料の入手・閲覧
・ 担当者への質問の実施

- (3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.72【意見事項】現地調査の実施態様について

<事例②について>債権管理上、山梨県債権回収及び処理マニュアルでは、督促、催告、交渉、調査(所在調査、現地調査、財産調査など)等の、相当程度の徴収手続の実施が必要となる。B社及びB社代表取締役に対しては、机上調査のみではなく、現地調査の実施

を検討するなど、出来る限りの徴収手続を実施し、それでも回収が難しいのであれば債権放棄を行うことを要望する。

【現状】

＜事案②について＞

B社は休眠状態にあり、法人登記簿上もみなし解散となっているため、県は、未収債権の回収可能性は低いものとして、債権放棄を検討している。しかし、平成28年2月1日にB社代表取締役の自宅を訪問して以降、文書による催告と、法人登記簿の確認によるB社の所在調査、住民票取得によるB社代表取締役の所在調査、すなわち机上調査のみを行っているのみである。

【問題点及び改善策】

平成28年2月1日以降、現地調査が行われていない。法人登記簿及び代表者住民票の取得等により、いわゆる机上での調査は継続しており、その点において債権管理に問題はないが、現地調査は債務者の生活状況等を把握できる比較的效果的な手続きであると考えられるため、6年超現地調査が行われていないことから、早急な現地調査の実施を検討すべきである。

他方で、債権額も少額であり、その費用対効果も考慮し、例えば現地調査の結果、債権の回収は(時間的かつ費用的に)難しいという判断に至った場合、直ちに債権放棄の実施も検討すべきものと考ええる。

【道路課】

- ・債権の名称
道路占用料

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないこと所管課として管理が不十分となる危険性がある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。

iv 福利的要素は高くはないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性(当該債権は調査後未納であり、時効期間が経過しておらず又は特別の援用も行われていない)など、法的に実在する。))
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性(債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。)
- iii 債権の権利の帰属の適正性(未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。)

・決算情報等

・年度推移情報

債権(収入未済額)	【債権(収入未済額) 決算データの推移】				単位:円		
	債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
道路占用料	子償現額		0	0	0		
	現年課税・賦課分						
	滞納繰越分						
	調定額		0	8,007	8,007		100.0%
	現年課税・賦課分		0	8,007	0		0.0%
	滞納繰越分		0	0	8,007		
	収入済額		0	0	0		
	現年課税・賦課分						
	滞納繰越分						
	還付未済額		0	0	0		
	現年課税・賦課分						
	滞納繰越分						
	還付未済残高						
	不納欠損額		0	0	0		
	現年課税・賦課分						
滞納繰越分							
収入未済額		0	8,007	8,007		100.0%	
現年課税・賦課分		0	8,007	0		0.0%	
滞納繰越分		0	0	8,007			
収納率			0.0%	0.0%		0.0%	
現年課税・賦課分							
滞納繰越分							
子償現額-収入済額		0	0	0			
現年課税・賦課分		0	0	0			
滞納繰越分		0	0	0			

・債権年額調べ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢		滞納金額（円、%）	
	滞納件数 （件-%）	構成割合	滞納金額	構成割合
道路占用料	0～1年以内	0.0%		0.0%
	1年超～2年以内	1	8,007	100.0%
	2年超～3年以内			0.0%
	3年超～4年以内			0.0%
	4年超～5年以内			0.0%
5年超			0.0%	
合 計	1	100.0%	8,007	100.0%

1. 道路占用料について

(1) 概要

- ・道路占用料の基本情報について

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいひ、道路法第39条に定めるとおり、道路を占用する場合は、道路管理者の許可を受ける必要がある。このため、県が管理する道路を占用する場合には道路管理者である県の許可を得る必要がある。また、道路法第39条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収できる旨が定められており、山梨県においても、山梨県道路法施行条例を定め、道路占用料を徴収している。

- ・債権の名称
道路占用料

- ・債権の性格
強制徴収公債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

道路法、地方自治法
山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例
山梨県徴収収入の督促及び滞納処分に関する規則
山梨県債権回収及び処理マニュアル
道路管理事務マニュアル

- ・債権管理システム等

紙台帳と電子システム台帳の併用

紙台帳：令和2年度及び令和3年度道路使用料

電子システム台帳：令和2年度及び令和3年度道路使用料（Excel ファイル）

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

特記事項なし

【河川砂防管理課】

- ・債権の名称

河川占用料及び河川占用料延滞金

- ・債権管理上のリスク

- 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- 債務者と連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課として管理が不十分となる危険性がある。
- 福祉的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

- ・債権の管理目標

- 債権の実在性（当該債権は調定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）
- 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）

・決算情報等

・年推移情報（下記事例①、②の合計）

【債権（収入未済額）の推移】 債権名称	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		R3/R元		R3/R2	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	比率	金額	比率	金額
河川占用料及び 河川占用料延滞金	予算見込額	0	0	0	0	0	0				
	現在見込額・賦課分	0	0	0	0	0	0				
	滞納賦課分	0	0	0	0	0	0				
	調定額	467,440	564,460	467,440	564,460	467,440	564,460	100.0%	120.8%	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	97,020	97,020	97,020	97,020	97,020	97,020	0.0%	152.8%	0.0%	0.0%
	滞納賦課分	370,420	467,440	370,420	467,440	370,420	467,440	152.8%	120.8%	152.8%	120.8%
	収入済額	0	0	0	0	0	0				
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	0				
	滞納賦課分	0	0	0	0	0	0				
	滞行未済残高	0	0	0	0	0	0				
	不納欠損額	0	0	0	0	0	0				
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	0				
	滞納賦課分	0	0	0	0	0	0				
	収入未済額	0	564,460	0	564,460	0	564,460	120.8%	100.0%	0.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	97,020	97,020	97,020	97,020	97,020	97,020	0.0%	152.8%	0.0%	0.0%
滞納賦課分	370,420	467,440	370,420	467,440	370,420	467,440	152.8%	120.8%	152.8%	120.8%	
回収率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
現在見込額・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
滞行未済残高	0	0	0	0	0	0					
現在見込額・賦課分	0	0	0	0	0	0					
滞納賦課分	0	0	0	0	0	0					
合計		0	564,460	0	564,460	0	564,460	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%

・債権年齢調（下記事例①、②の合計）

【債権（収入未済額） 債権名称	滞納に係る年齢 （発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	割合	金額	割合
河川占用料及び 河川占用料延滞金	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	1	7.7%	97,020	17.2%
	2年超～3年以内	1	7.7%	97,020	17.2%
	3年超～4年以内	1	7.7%	97,020	17.2%
	4年超～5年以内	1	7.7%	97,020	17.2%
5年超	9	69.2%	176,380	31.2%	
合計	13	100.0%	564,460	100.0%	

1. 河川占用料について

(1) 概要

・河川占用料の基本情報について

河川の占用の許可とは、河川法（以下「法」という。）第23条から第25条の規定により河川管理者が特定の者に対して河川を継続的に使用する権利を設定するものである。この場合、河川法第32条において、河川管理者である県知事は、河川の占用等につ

いて流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができること定められている。

具体的な流水占用料等の額及び徴収方法については、山梨県流水占用料等に関する条例（以下「条例」という。）第2条及び第4条に定められている。

そのうち、別表（第二条関係）に定める土地占用料について、県では「河川使用料」として占用料を徴収している。

河川占用料は、条例第4条に定める県知事が交付した納入通知書に記載の納期限までに納付されない場合に未納となり、収入未済額としての債権が発生する。

また、債権区分は、公法上の強制徴収債権であり、法第74条第3項において、地方税の滞納処分例の例により強制徴収できる旨が定められている。

<事例①>

A社は、温泉給湯配水管存置として河川区域を占用していた法人である。A社は、宿泊施設を運営していたが、A社の親会社が平成22年6月10日に破産手続開始が決定し、A社が運営する宿泊施設も営業停止となり、平成23年度、平成24年度の河川占用料が未納となった。

平成25年6月3日に指定納付期限を平成25年6月24日とした督促状を送付するも納付はされなかったため、平成26年5月20日に金融機関3箇所へ取引状況照会書の依頼文を送付したが、取引はない旨の回答のみであった。また、平成28年7月21日にA社およびA社代表取締役の所在調査を実施したが、A社は本店所在地として登記されていた賃貸ビルは既に退去済みとの回答、A社代表取締役は、住民票の附票が除票後、5年間の保存期間を経過しているため該当なしとの回答であった。

平成30年1月15日に再度財産調査として、金融機関18箇所へ取引状況照会書の依頼文を送付したところ、金融機関Xより預金残高1,330円がある旨の回答を受け、平成30年4月18日に差押依頼を行い、同日差押完了の連絡を受けた。平成30年6月13日に金融機関Xからの差押債権の払戻処理を受け、5年後の令和5年6月14日に時効が更新された。当該未収債権は、時効成立の令和5年6月14日に不納欠損処理予定である。

（単位：円）

	平成23年度分	平成24年度分	合計
河川占用料の額	3,600	3,060	6,660
平成30年6月13日 （預金残高差押え）	△ 665	△ 665	△ 1,330
令和3年度末債権残高	2,935	2,395	5,330

＜事例②＞

B氏は、河川区域を占用して生活している個人である。
 B氏は個人事業主であったが、当該事業が業績不振となり、さらに御子息が難病を患い、多額の治療費がかかることから、平成17年度以降河川占用料の滞納が継続しており、平成18年度から分替納付を行っている。令和3年度末の未収債権残高は以下のとおりである。なお、令和3年度分の河川占用料は、B氏が収入を示す資料を提出しなかったため、許可書を発行できず、測定できていない。

(単位：円)

	河川占用料	納付済額	延滞金	納付済額	令和3年度未償 権残高
平成22年度	97,020	△ 97,020	45,170		45,170
平成23年度	97,020	△ 97,020	28,130		28,130
平成24年度	97,020	△ 97,020	20,650		20,650
平成25年度	97,020	△ 97,020	17,590		17,590
平成26年度	97,020	△ 97,020	15,900		15,900
平成27年度	97,020	△ 97,020	16,590		16,590
平成28年度	97,020	△ 70,000			27,020
平成29年度	97,020				97,020
平成30年度	97,020				97,020
令和元年度	97,020				97,020
令和2年度	97,020				97,020
	1,067,220	△ 652,120	144,030	0	559,130

県は、平成17年2月18日、平成30年11月29日、令和2年11月5日と市町村役場へ課税等調査照会を実施し、収入額、所有財産、滞納税額等の確認を行っている。また、令和2年度には、B氏との面談を行い、通帳の提示を受け、預金残高の確認も行っている。なお、定期的な面談により、分替納付額はB氏との相談の上、債務承認及び分替納付誓約書を取り交わしている。

- ・債権の名称
河川占用料

- ・債権の性格
強制徴収公債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
河川法、地方自治法、地方税法
山梨県流水占用料等に関する条例
山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等

紙台帳と電子システム台帳の併用
 紙台帳：債権管理簿 (Word Excel データ)
 電子システム台帳：山梨県財務会計ポータル

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.73.【意見事項】 分替納付額の裏付けとなる客観的な証拠資料の確認について

債務承認及び分替納付誓約書は取り交わしているものの、分替納付額については、B氏との面談により、B氏の提示する金額となっている。山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、分替納付を認める判断材料として、例えば、源泉徴収票、給与明細書、課税証明書、借入金資料、御子息の医療費の状況がわかるような資料等の提供を受け、分納額の裏付けとなる客観的な証拠資料を確認のうえ、適切な分替納付額の再考を要望する。

【現状】

＜事例②について＞

上記(1)概要にも記載したとおり、県はB氏と定期的な面談を実施し、債務承認及び分替納付誓約書を取り交わしている。ただし、分替納付額については、B氏の提示する金額となっており、当該金額の根拠となる資料の提供を受けていない。

【問題点及び改善策】

問題点は、県とB氏とは、債務承認及び分割納付誓約書は取り交わしているものの、分割納付額については、B氏の提示する金額となっていることである。山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、分割納付を認める判断材料として、例えば、源泉徴収票、給与明細書、課税証明書、借入金資料、御子息の医療費の状況がわかるような資料等の提供を受け、分割額の真付けとなる客観的な証拠資料を確保のうえ、適切な分割納付額の再考を行う必要がある。

3.1.22 県土整備部 岐阜建設事務所 身延支所

【用件調査】

・債権の名称
前払金返納利息

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は調定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権の網羅的な管理等（僅少な債権を督促・催告の対象から事実上除外するなどしておらず、網羅性も留意している。）
- iii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性（債権の性質に応じて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価しているか。）

・決算情報等

・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				(単位:円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/元	R3/R2	
子算現額	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
調定額	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
収入済額	0	0	0	0	0	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	0	0	0	0	0	
還付未済額	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	0	0	0	0	0	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	0	0	0	0	0	
還付未済額	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	0	0	0	0	0	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	0	0	0	0	0	
収入未済額	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
滞納賦課分	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
子算現額・収入済額	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納賦課分	29,342	29,342	29,342	100.0%	100.0%	

・債権年齢調～

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
前払金返納利息	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内	1	100.0%	29,342	100.0%
5年超					
合 計		1	100.0%	29,342	100.0%

1. 契約解除に伴う前払金返納利息について

(1) 概要

・契約解除に伴う前払金返納利息の基本情報について

平成19年2月9日締結の建設工事請負契約に基づき工事について、受注者であるA社より平成19年5月2日に工事続行不能届書の提出を受け、契約解除となった。これに伴い、違約金及び前払金と出来高相当額との差額の返還が発生。いずれも契約保証請負先から支払いを受けたものの、前払金と出来高相当額との差額の返還額につき、入金日までの期間に利息が発生。これらの利息は契約保証対象外であるためA社に請求したが、代表者より、「過去の県の工務担当者の対応等に不満があり、納入するつもりはない」との回答を得、その後、会社は事実上倒産状態となり、未収債権となった。

<建設工事請負契約に基づく前払金の戻入に係る利息金額>

契約金額	26,460,000円
前払金額	10,580,000円
出来高相当額	9,422,406円
前払金戻入額	1,157,594円
前払金戻入に係る利息（利率：3.0%、期間：257日間）	29,342円

・債権の名称

前払金返納利息

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条等

山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等
紙台帳「延滞債権管理簿」

(2) 監査手続

・当該事案の関連資料の入手・閲覧
・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.74.【意見事項】債権の発生経緯や交渉の経緯の記録について

担当者の引継ぎや、債務者との交渉のためにも、山梨県債権回収及び処理マニュアル等に基づき、債権発生の経緯や、先方とのやり取り等交渉の経緯を含めた記録は適切に残すよう徹底すべきである。

【現状】

当該未収債権は、平成19年度に発生し、当時の資料は残っているものの、当時のA社とのやり取り等の記録が残っておらず、時効の開始時期が不明状態となっている。現在では、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、延滞債権管理簿が整備され、法人登記事項証明書の確認、法人代表者の住民票の確認等の所在調査の記録も残されている。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルには以下のとおり記載されている。

延滞債権の適正な管理のため、債権を管理する所属等は、「延滞債権管理簿」を整備するものとする。また、「延滞債権管理簿」への記載開始時期は「督促手続き」（山梨県外収入の督促及び滞納処分に関する規則第2条）開始時点とする。

現在では、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、延滞債権管理簿が整備され、法人登記事項証明書の確認、法人代表者の住民票の確認等の所在調査の記録も残されているが、未収債権発生以前の記録が残っておらず、当時のA社とのやり取りの状況が不明とな

っている。担当者の引継ぎや、債務者との交渉のためにも、交渉の経緯を含めた記録は適切に残すよう徹底すべきである。

No.75.【意見事項】 少額債権の徴収停止検討について

A社は事実上倒産状態であり、かつ、未収債権残高も 29,342 円と少額であることから、**山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、徴収停止の検討を行うことを要望する。**

【現状】

上記（１）概要にも記載したとおり、当該未収債権は、平成 19 年度に発生しており、発生後、一度も納入がなく、今後も納入される可能性は低い。さらにA社は事実上倒産状態であり、かつ、未収債権残高も 29,342 円と少額である。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルには以下のとおり記載されている。

履行期限後相当の期間を経過してもなお、完全に履行されないものについて、債務者の実態調査を行った結果、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後保全及び取り立てをしないことができる。

保全及び取り立てしないことができる場合としては次のものがある（地方自治法施行令第 171 条の 5）。

- ア 法人である債務者が事業を休止した場合
- イ 債務者の所在不明の場合
- ウ 債権金額が少額の場合

A社は事実上倒産状態であり、未収債権残高も 29,342 円と少額であるため、管理事務の費用対効果を考えると、徴収停止の検討も必要である。

【道路課】

- ・債権の名称
道路占用料

・債権管理上のリスク

- i 法令改正等、制度、仕組みが頻繁に改正されるため、常に注意深く制度等の改正内容を把握する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）
- ii 債権の期間（事業年度）帰属の正確性（債権発生時にすみやかに調定を実施し、債権の年度のずれなどが生じないよう特に留意する必要がある。）
- iii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上で表示の妥当性（歳入歳出決算書等での適正な表示には留意している。）

・決算情報等

・年度推移情報

債権（収入未済額）	決算データの推移				単位：円		
	債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
道路占用料	子算現額		0	0	3,644,171		
	現年課税・賦課分				3,644,171		
	滞納繰越分						
	調定額		0	0	3,644,171		
	現年課税・賦課分				3,644,171		
	滞納繰越分						
	収入済額		0	0	0		
	現年課税・賦課分						
	滞納繰越分						
	還付未済残高		0	0	0		
	現年課税・賦課分						
	滞納繰越分						
	還付未済残高		0	0	0		
	不納欠損額						
	現年課税・賦課分						
	滞納繰越分						
収入未済額		0	0	3,644,171			
現年課税・賦課分				3,644,171			
滞納繰越分				0			
収入率				0.0%			
現年課税・賦課分							
滞納繰越分							
子算現額 - 収入済額		0	0	3,644,171			
現年課税・賦課分				3,644,171			
滞納繰越分				0			

・債権年額調定

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢		滞納金額（円、％）		
	滞納件数（件、％）	構成割合	滞納額	構成割合	
道路占用料	0～1年以内	16	100.0%	3,644,171	100.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
合 計	16	100.0%	3,644,171	100.0%	

1. 道路占用料について

(1) 概要

・道路占用料の基本情報について

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいひ、道路法第32条に定めるとおり、道路を占用する場合は、道路管理者の許可を受ける必要がある。このため、県が管理する道路を占用する場合には道路管理者である県の許可を得る必要がある。また、道路法第39条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収できる旨が定められており、山梨県においても、山梨県道路法施行条例を定め、道路占用料を徴収している。

・債権の名称

道路占用料

・債権の性格

強制徴収公債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

道路法、道路法施行令

山梨県道路法施行条例、道路法施行規則等

山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等

電子システム台帳「道路占用情報システム」

(2) 監査手続

- ・当該事業の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

特記事項なし

【河川砂防管理課】

・債権の名称

河川占用料及び河川占用料延滞金

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の網羅的な管理等（僅少な債権を督促・催告の対象から事実上除外するなどとしておらず、網羅性にも留意している。）
- ii 債権の期間（事業年度）帰属の正確性（債権発生時にすみやかに測定を実施し、債権の年度のずれなどが生じないよう特に留意する必要がある。）
- iii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上で表示の妥当性（歳入歳出決算書等での適正な表示には留意している。）

・決算情報等

- ・年度推移情報

債権名称	区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		R3/R2	
	子算現額	区	件数	割合	件数	割合	件数	割合	R3/R2	R2/R1
河川占用料及び河川 占用料延滞金	現在課税・賦課分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	102.48	102.48
	滞納賦分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	99.08	99.08
	滞納延滞分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	102.48	102.48
	現在課税・賦課分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	99.08	99.08
	滞納賦分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	430.0%	430.0%
	滞納延滞分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	265.0%	265.0%
	現在課税・賦課分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	97.4%	97.4%
	滞納賦分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	3.2%	3.2%
	滞納延滞分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1.6%	1.6%
	現在課税・賦課分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	99.1%	99.1%
	滞納賦分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	97.4%	97.4%
	滞納延滞分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	99.1%	99.1%
	現在課税・賦課分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	99.1%	99.1%
	滞納賦分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	97.4%	97.4%
滞納延滞分	0	1,677,866	0	1,677,866	0	1,677,866	0	99.1%	99.1%	

・債権年齢別

債権名称	滞納年齢	滞納に係る年齢 (発生年度) 別の滞納件数及び滞納額の内訳	
		滞納件数 (件)	滞納金額 (円)
河川占用料及び河川 占用料延滞金	0～1年以内	1	27,273
	1年超～2年以内		
	2年超～3年以内		
	3年超～4年以内		
	4年超～5年以内		
5年超	2	1,619,461	
合計	3	1,646,734	

1. 河川占用料について

(1) 概要

・河川占用料の基本情報について

河川の占用の許可とは、河川法（以下「法」という。）第23条から第25条の規定により河川管理者が特定の者に対して河川を継続的に使用する権利を認定するものである。この場合、河川法第32条において、河川管理者である県知事は、河川の占用等について流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができること定められている。

具体的な流水占用料等の額及び徴収方法については、山梨県流水占用料等に関する条例（以下「条例」という。）第2条及び第4条に定めている。
そのうち、別表（第二条関係）に定める土地占用料について、県では「河川使用料」として占用料を徴収している。

河川占用料は、条例第4条に定める県知事が交付した納入通知書に記載の納期限までに納付されない場合に未納となり、収入未済額としての債権が発生する。

また、債権区分は、公法上の強制徴収債権であり、法第74条第3項において、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる旨が定められている。

<事例①>

A社は、砂利プラント及び骨材置場として河川区域を占用していた法人である。平成24年7月10日に河川占用料の納付書を送付するが、納付期限である平成24年8月6日を経過しても納付が確認出来なため、A社代表取締役へ電話による支払請求を行ったが、資金繰りの目的が立たないことを理由に納付はされなかった。

平成25年3月21日に指定納付期限を平成25年4月19日とする督促状を送付するが納付の確認が出来なかったため、平成26年11月12日にA社代表取締役と面談を行い、支払請求を行ったが納付はされなかった。その後も納付されることがなかったため、平成29年11月14日に各金融機関へ取引状況照会依頼文を送付し、金融機関XよりA社の預金残高890円がある旨の回答を得る。その後も、何度も現地訪問や、文書による催告を行ったが納付はされなかったため、平成30年3月1日に差押え業務に着手し、同月9日には金融機関XにあったA社預金残高890円の差押えが完了した。

その後も、電話による催告、現地訪問や面談を行った結果、納付額は以下のとおりとなり、令和3年度末で1,155,341円が未収債権となっている。

（単位：円）

債権金額	
1,178,180	
△ 839	平成30年7月5日 （預金残高差押え）
△ 10,000	令和3年9月24日
△ 10,000	令和4年2月4日
△ 20,839	納付額 計
1,155,341	令和3年度末債権残高

<事案②>

B社は、骨材置場として河川区域を占用していた法人である。平成27年12月25日に河川占用料の納付書を送付するが、納付期限である平成28年1月19日を経過しても納付が確認出来ないうえ、B社代表取締役へ電話による支払請求を行ったが納付はされなかった。

平成28年1月26日に指定納付期限を平成28年2月29日とする督促状を送付するが納付の確認が出来なかったため、B社代表取締役へ電話による支払請求を行ったが資金繰りが激しいとの理由から納付はされなかった。その後も定期的に電話による現況確認及び催告を行ったが、支払い出来る状況ではないとの回答であったことから、平成29年11月14日に各金融機関へ取引状況照会の依頼文を送付し、金融機関よりB社の預金残高1,592円と出資金50,000円がある旨の回答を得る。その後も、電話による催告等を行ったが納付がされなかったため、令和2年10月8日に再度各金融機関へ取引状況照会の依頼文を送付し、各自治体へ課税等調査照会の依頼文を送付した。平成29年度に回答があった金融機関より再度回答があったが、預金残高1,592円は国庫の差押えが完了しており、出資金は50,000円が10,000円に減り、最低出資金であるため差押えには対応できないとの回答であった。そのため、令和3年1月27日にB社代表取締役の自宅を訪問し、上記出資金10,000円を解約の上、10,000円の納付を受けた。また、この際、「債務承認及び分割納付誓約書」に署名及び捺印を收受している。

その後も、電話による催告等を行った結果、納付額以下のとおりとなり、令和3年度末で484,120円が未収債権となっている。

(単位：円)

債権金額	474,120
令和3年1月27日	△ 10,000
納付額 計	△ 10,000
令和3年度末債権残高	484,120

<事案③>

C社は、C社が営業する商業施設の出入口として河川区域を占用していた法人である。令和3年度末現在、河川占用料の元金は完納済みであり、それに係る延滞金が未収債権となっている。

なお、延滞金に関しても随時納付されており、令和4年度中に完納見込みである。令和3年度末の未収債権残高は以下のとおり。

(単位：円)

	平成20年度分	平成21年度分	平成22年度分	合計
河川占用料の額	12,480	12,480	12,480	37,440
納付額	△ 12,480	△ 12,480	△ 12,480	△ 37,440
河川占用料未収額	0	0	0	0
延滞金の額	19,870	19,070	17,930	56,870
納付額	△ 19,870	△ 9,727		△ 29,597
延滞金未収額	0	9,343	17,930	27,273
令和3年度末債権残高	0	9,343	17,930	27,273

・債権の名称
河川占用料

・債権の性格
強制徴収公債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
河川法、地方自治法

山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例
山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則
山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等
紙台帳「延滞債権管理簿」

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

No.76.【意見事項】 債務承認及び分割納付誓約書の作成について①

債務者に債務額を再認識させ、かつ債務弁済を約束させるために、早急に山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、県所定の様式である「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することを要望する。また、元本の完納後に延滞金が発生することについて、A社に認識させておく必要がある。

【現状】

＜事案①について＞

県はA社に対し、定期的な電話による催告、現地訪問や面談、所在調査を行っているが、書面による債務承認を兼ねた分割誓約書の書面作成が行っていない状況である。また、山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、「強制徴収可能な民法上の債権は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数にたじ、滞納金額に年10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する（地方自治法第231条の3第2項、分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例第2条）。ただし、個別に法律又は条例に、延滞金についての規定がある場合は、その規定による。」とあることから、元本の完納後に延滞金が発生するが、A社には伝達していない状況である。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づく、書面による「債務承認及び分割誓約書」の作成が行われていない。書面により債務承認を行うことにより消滅時効の更新を図るのみではなく、書面による誓約を要求することで、債務者に強く債務額を認識させることができ、将来的に債権の回収可能性を高める手段として有効と考えられる。なおその際には、分納額の裏付けとなる収入状況や資産保有状況等に関する資料提供を求めることも重要である。さらに、元本の認識と併せて、元本の完納後に延滞金が発生することについて、現状の延滞金額も併せて通知し、あらかじめ認識させておくことは回収可能性の確保の点で重要と考えられる。

No.77.【意見事項】 債務承認及び分割納付誓約書の作成について②

山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、分割納付を認めるにあたり、「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することを要望する。

【現状】

＜事案③について＞

C社は、令和3年度末現在、河川占用料の元本は完納しており、延滞金のみが未収債権となっている。当該延滞金は、分割納付されている状況であるが、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、「債務承認及び分割納付誓約書」の作成が行われていない。なお、当該延滞金についても令和4年度中に完納見込みである。

【問題点及び改善策】

問題点は、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、「債務承認及び分割納付誓約書」の作成が行われていない点である。未収債権金額は31,945円と少額であり、かつ、令和4年度中に完納見込みではあるが、上記マニュアルに基づき、「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することを要望する。

③山梨県奨学金貸付金

債権名称	区分	【債権（収入未済額）決算データの推移】			（単位：円）	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
山梨県奨学金貸付金	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	副元額	14,243,370	13,997,030	14,117,430	99.1%	100.9%
	現在課税・賦課分	-30,800	228,400	228,400	-741.6%	100.0%
	滞納繰越分	14,274,170	13,768,630	13,889,030	97.3%	100.9%
	収入済額	474,740	108,000	1,097,600	231.2%	1016.3%
	現在課税・賦課分	259,200	108,000	131,200	50.6%	121.5%
	滞納繰越分	215,540	0	966,400	448.4%	
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
収入未済額	13,768,630	13,889,030	13,019,830	94.6%	93.7%	
現在課税・賦課分	-290,000	120,400	97,200	-33.5%	80.7%	
滞納繰越分	14,058,630	13,768,630	12,922,630	91.9%	93.9%	
取崩率	3.3%	0.8%	7.8%	4.4%	7.0%	
現在課税・賦課分	-841,0%	47.3%	57.4%	899.0%	10.2%	
滞納繰越分	1.5%	0.0%	7.0%	5.4%	7.0%	
予算現額-収入済額	△474,740	△108,000	△1,097,600	231.2%	1016.3%	
現在課税・賦課分	△259,200	△108,000	△131,200	50.6%	121.5%	
滞納繰越分	△215,540	0	△966,400	448.4%		

・債権年齢調へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
山梨県地域改善対策高等学校等奨学金貸付金	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	54	100.0%	654,000	100.0%
	合 計	54	100.0%	654,000	100.0%
	0～1年以内	4	1.1%	247,848	1.3%
	1年超～2年以内	5	1.4%	308,478	1.6%
	2年超～3年以内	8	2.2%	486,454	2.5%
3年超～4年以内	4	1.1%	285,818	1.5%	
4年超～5年以内	6	1.7%	391,520	2.1%	
5年超	333	92.5%	17,362,732	91.0%	
合 計	360	100.0%	19,082,850	100.0%	
山梨県奨学金貸付金	0～1年以内	2	0.6%	97,200	0.7%
	1年超～2年以内	3	0.9%	120,400	0.9%
	2年超～3年以内	4	1.3%	163,600	1.3%
	3年超～4年以内	7	2.2%	317,200	2.4%
	4年超～5年以内	7	2.2%	317,200	2.4%
5年超	297	92.8%	12,004,230	92.2%	
合 計	320	100.0%	13,019,830	100.0%	

1. 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に係る未収債権の基本情報
県内の高等学校の定時制課程・通信制課程に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対して、教育の機会均等を図ることを目的として、修学奨励金を貸与するもの。

・債権の名称

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金

- ・債権の性格
私債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則

- ・債権管理システム等

貸付金の管理は、紙台帳である定時制課程及び通信制課程修学奨励金管理台帳を作成して行っており、さらに、同台帳の内容を年度毎に転記した表計算ソフトによるファイル（「●●年度定時制課程・通信制課程修学奨励金管理簿」）に当該年度の返還額、督促の状況などを記入して、管理等の状況を把握している。

- ・山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 増減状況

【山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	6,218,000
令和元年度	3,360,000	5,042,000	4,536,000
令和2年度	3,192,000	4,536,000	3,192,000
令和3年度	2,352,000	3,528,000	2,016,000

(2) 監査手続

- ・根拠条例、規則、管理台帳、各貸付契約書等の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.78.【意見事項】徴収停止や不納欠損処理の検討について

滞納者に対する返還督促や現地調査などを進める一方、費用対効果を考慮しつつ返済が見込まれない場合には徴収停止や不納欠損処理などを図るよう要望する。

【現状】

令和3年度現在の滞納者は7名で、滞納額は合計654,000円となっている。その前年までに8名の滞納者がいたが、令和3年度には住所変更などに努め、全ての滞納者の住所が判明した。そして、督促通知の発送を行ったところ、1名が全額返済（32,000円）、2名が分割返済の意向が示され納付が開始した。その他の者は、督促通知が届いているが返済に至っていない状況にある。

【問題点及び改善策】

今後も、督促通知を行うなどして返還に努めることとし、場合によっては、現地調査などによる督促活動を進め、滞納額の解消に努めるべきである。

もともと、令和3年度末での滞納者7名のうち4名が山梨県内在住者であるが（滞納額合計274,000円）、それ以外の県外在住者の滞納分（千葉県八千代市在住者72,000円、広島県広島市84,000円、東京都瑞穂町224,000円）については、文書や電話による督促でも効果が出なかった場合に現地調査等の費用を使ってまで返還を求めるとは費用対効果の点から慎重に検討すべきである。

したがって、特に債務者が連絡地にいる債権について、債権回収に係る費用対効果の検討の結果として、現状のとおり督促通知などによる返還に努めることは当然として、当該手続きでの回収実現が困難な場合には、徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）して、保全及び取立てをしないこととし、その後、時効期間を経過した後には、議会の議決を経て権利放棄をして不納欠損処理をするといった措置を検討すべきである。

2. 山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金

(1) 概要

- ・山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金に係る未収債権の基本情報
「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置法」第2条第1項に規定する県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟、対象地域が所在する市町村の区域に居住する当該地域出身の同和関係者子弟の修学促進を図るため、奨学金及び通学用品等助成金を貸与するもの。

- ・債権の名称

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与金

- ・債権の性格

私債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例
山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則

- ・債権管理システム等

貸付金の管理は、紙台帳である地域改善奨励金管理台帳を作成して行っており、さらに、同台帳から償還残額が有る債務者と借用証書未提出者を年度毎に転記した表計算ソフトによるファイル（「償還残額有る債権者一覧●年更新」「借用証書未提出者一覧」）に当該年度の未収金、未調定額、償還残額等を記入して、管理状況を把握している。

- ・山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与金 増減状況

【山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	69,220,520
令和元年度	471,750	596,808	69,095,462
令和2年度	0	518,150	68,577,312
令和3年度	0	466,202	68,111,110

(2) 監査手続

- ・根拠条例、規則、管理台帳、各貸付契約書等の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.79.【指摘事項】 借用証書の提供未了者について

貸付型の奨学金でありながら借用証書が提出されていない者がおり、引き続き提出を求めるよう要望する。

No.80.【意見事項】 借用証書未提出分の一部債権が未調定のままとなっていることについて

借用証書未提出分の一部債権について、未調定のままとなっていることに起因し財務会計システム外の債権が存在することとなり、健全な状況ではないことから、早急な解消をすべきである。

No.81.【意見事項】 多額の滞留債権について

また、奨学金の返還が進んでおらず、令和3年度の調定金額で、未収額が19,082,850円と多額であり、未収の解消に努めるよう要望する。

【現状】

(1) 昭和62年10月に給付型の奨学金から貸付型に変更となり、その以降、借用証書を提出することとなったが、返還義務があるにもかかわらず給付されたものと誤信している者があるため、借用証書の提出を求めても返済への理解が得られず提出がされないケースがあった。そのため、平成14年度の包括外部監査においても借用証書の未提出の問題について指摘され（当時は、未提出者数45名、金額計約7000万円）、その後、関係団体と協議して理解を得たため、平成24年から未提出者に対し借用証書の提出を求める文書を送付し、返還を求めた。

平成26年までに11件の借用証書の提出があったが、それ以降お現在まで提出がない状況であり、現時点で、32名が未提出となっている。

なお、未提出者の償還残額のうち、未収金として測定しているのは、5,725,326円に留まり、その他の49,338,070円分については未測定となっており、財務会計システム外の債権が存在している状況となっている。

(2) 奨学金の返還義務は、卒業後6か月経過時点で発生し、年賦又は半年賦の均等払いにより20年以内で返還することになっている。令和3年度は滞納繰越分の測定額が19,061,320円、新規測定額が466,202円、合計19,527,522円(令和3年度中の収納額が444,672円のため同年度末の未収金は19,082,850円)となっている。

これらの滞納分の督促回収などは進んでおらず、滞納額の解消や減少には至っていない。
そして、前述の借用証書未提出者を中心に、償還残額を未測定としている金額が、合計51,012,975円(うち、支払計画に基づき測定している者:1,674,905円)となっている。

【問題点及び改善策】

(1) 借用証書の未提出者は現在32名で、償還残額は、55,063,396円となっている(うち未収金としての測定額は、5,725,326円)。
引き続き借用証書の提出を促すとともに、未提出のままでも奨学金の受給当時に提出した貸付の申請書や返還の誓約書等に基づき、返還を求めていくべきである。

そのため、未提出者の住所の把握などに努め、借用証書の提出を求めるほか、督促も行い、償還残額を減らすよう取り組みが求められる。
なお、借用証書の提出の際は、連帯保証人を徴求するなど、回収の実効性を高めるべきである。

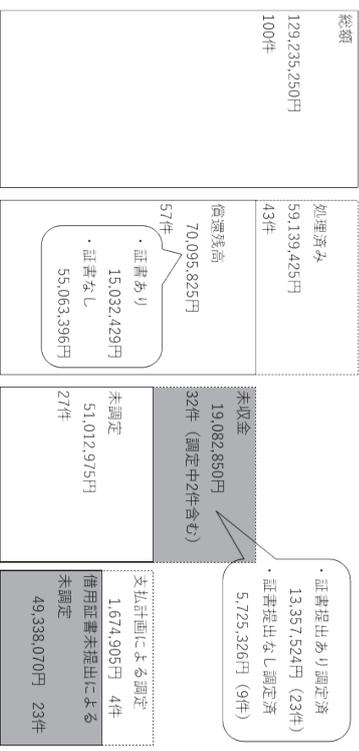
(2) 借用証書を提出した者でも償還残額が15,032,429円、4299円となっている(うち未収金は、13,357,524円。残り、1,674,905円は支払計画により測定を行っている)。
これら償還残額がある者の住所の把握などに努め、督促通知を送付するなどして弁済や分納の誓約などをさせ、現地調査などによる督促活動を行うなどして、償還残高を減少させる取り組みが求められる。

(3) 借用証書の未提出者を中心に、償還残額のうち未収金として測定していない金額が、51,012,975円と極めて高額を上っている(償還残額合計70,095,825円)。

一般の会計処理の方法からすると、貸付金等の債権のうち履行期限が到来したものは、貸付金等の償還残高から減額され、「測定額」として処理するのが原則である。

にもかかわらず、履行期限が到来したものについて未測定とすることは、債権が財務会計システム外となっていることになり、会計のあり方としては不健全な状況である。もともと、回収可能性を検討しないまま測定することは、回収の見込みがない減入予算を計上することにもなることから慎重な対応が求められるとも考えられる。
そこで、引き続き督促などを行い、回収可能性を検討の中で、適正に測定をしていくことが望まれる。

【参考】地域改善奨学金償還残額がある者の構成



(出典：高校教育課より)

3. 山梨県奨学金貸付金に係る未収債権について

(1) 概要

・山梨県奨学金貸付金に係る未収債権の基本情報
県内の高等学校に在学する生徒で、優秀な生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対して、奨学金を貸付け、有用な人材を育成することを目的として、奨学金を貸与するもの。

- ・債権の名称
山梨県奨学金貸付金

- ・債権の性格
私債権

- ・ 根拠法令、条例 要綱及びマニュアル等
山梨県奨学金貸付条例
山梨県奨学金貸付条例施行規則

- ・ 債権管理システム等
貸付金の管理は、紙台帳である山梨県奨学金貸付金管理台帳を作成して行っており、さらに、同台帳の内容を年度毎に転記した表計算ソフトによるファイル（「●●年度山梨県奨学金貸付金管理簿」）に当該年度の返還額、督促の状況などを記入して、管理等の状況を把握している。

- ・ 山梨県奨学金貸付金 増減状況

【山梨県奨学金貸付金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	4,796,600
令和元年度	453,600	422,800	4,827,400
令和2年度	0	228,400	4,599,000
令和3年度	0	228,400	4,370,600

(2) 監査手続

- ・ 根拠条例、規則、管理台帳、各貸付契約書等の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.82.【指摘事項】 督促活動の履歴記録等について

滞納者に対する返還督促などを進める一方、督促状の発送や滞納者の対応状況などの督促活動の履歴等を残すなど適正な管理を図るよう要望する。

【現状】

貸付金の滞納者は、41名、催還総額は合計13,875,830円であり多額である。

現在、督促通知の送付や電話による督促などを行い、返還などの相談に応じているほか、住所移転者については、住民票などの取得により移転先や相続人の把握を行っており、令和3年度で、1,097,600円を回収するなどしている。
しかし、過去に、督促などをしていなかった時期が長期間にわたったことから、滞納者からの返還が進んでいない状況にある。
また、債権回収マニュアルによると、督促を行った場合は、延滞債権管理簿に督促の状況を記載し、今後の対応方針を検討することとされているが、そのような管理簿が整備されておらず、督促状況の把握が不十分となっている。

【問題点及び改善策】

引き続き、滞納者の住所や連絡先の把握に努め、督促に努め、回収を図っていくことが求められる。

3.2. 徴収不能引当金

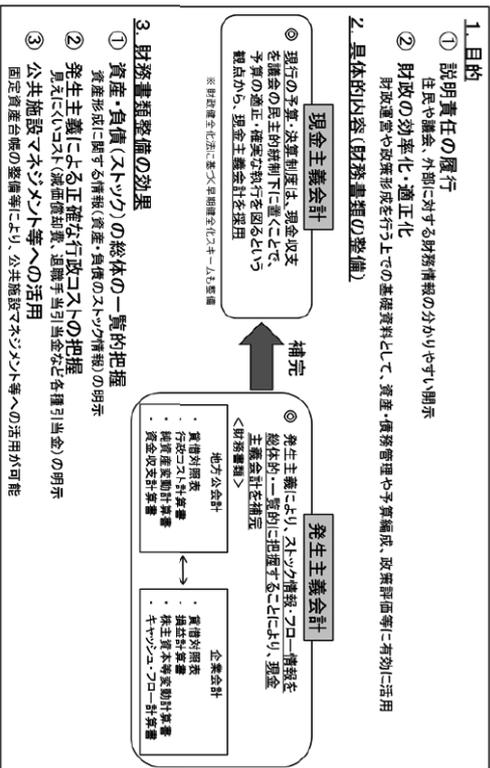
3.2.1. 貸借対照表上の徴収不能引当金について

1. 地方公会計について

総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」（以下、「地方公会計マニュアル」という。）において、地方公会計の意義としては、『地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）の開示が推進されています。』とされている。

現金主義及び複式簿記形式が採用されることで、企業会計と同様、資産及び負債のストック情報の明示化、現金主義による行政コストの把握を通して、情報の「見える化」により住民や議会への説明責任の適切な履行及び財政の効率化・適正化が期待できるとされている。（地方公会計マニュアルより）

地方公会計の意義



（出典：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」）

2. 貸借対照表における債権の開示項目

（1）令和2年度山梨県の一般会計等貸借対照表の概要
 なお、令和3年度の財務諸書類は実際の監査手続中に開示されなかったため、開示されている直近年度（令和2年度）の貸借対照表を用いている。

<p>資産 1兆8,432億円</p> <p>保有している資産</p> <p>【主な内訳】</p> <p>事業用資産、インフラ資産等※ 1兆6,234億円</p> <p>現預金 277億円</p> <p>基金 ※ 1,086億円</p> <p>（短期/長期）貸付金 ※ 374億円</p> <p>未収金・長期延滞債権※ 71億円</p> <p>徴収不能引当金※ △3億円</p> <p>債権に関する開示項目</p>	<p>負債 1兆1,152億円</p> <p>将来の支出負担となるもの</p> <p>【主な内訳】</p> <p>地方債 9,911億円</p> <p>退職手当引当金※ 983億円</p> <p>純資産 7,280億円 （資産超過）</p>
--	--

（出典：県ホームページ「令和2年度一般会計等財務諸表の概要」を一部監査入加工）

※開示科目の説明

事業用資産	：	庁舎などの公用財産、学校・保健所などの公用財産
インフラ資産	：	県道、林道、河川、都市公園など
基金	：	財政調整基金、果樹管理基金など
（短期/長期）貸付金	：	各種団体や個人等に対する貸付金
未収金	：	翌年度に償還期限が到来するものを短期、翌々年度以降に償還期限が到来するものを長期
	：	現年分の収入未済額（債権滞留期間が1年以内）

長期延滞債権	：	過年度分の収入未済額（債権滞留期間が1年超）
徴収不能引当金	：	債権に対する徴収不能見込額として、過去5年間の回収不能実績から見積もった額
退職手当引当金	：	在籍職員が年度末に自己都合退職すると仮定した場合に必要な退職手当額

（出典：県ホームページ 令和2年度一般会計等財務諸表の概要より一部監査人加工）

※一般会計等貸借対照表は、一般会計の他、9つの特別会計を含んだものとなっている。

（一般会計等財務書類における注記より）

（2）決算情報から見る直近5か年の債権額及び徴収不能引当金額の推移状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
未収金	550	747	1,376	4,167	1,025
短期貸付金	7,197	4,974	5,577	4,065	2,412
長期貸付金	36,253	36,591	36,352	36,165	34,975
長期延滞債権	2,757	2,473	2,416	2,679	6,102
長期延滞債権 前年増減率	-	-10.20%	-2.30%	10.89%	127.7%
徴収不能引当金	2,031	688	575	391	310
引当率（引当金/債権合計）	4.34%	1.44%	1.26%	0.83%	0.70%

（単位：百万円）

（出典：県ホームページ 一般会計等財務諸表等より監査人加工）

弁済期限から1年超滞留している債権である「長期延滞債権」が令和2年度には大きく増加している状況があるが、徴収不能見込額として計上している「徴収不能引当金」は大きく変わっておらず（むしろ減少しており）、引当率（引当金/債権残高）は直近5年間で最少の値となっている。

なお、徴収不能引当金は、流動資産の「その他」及び投資その他の資産の「その他」に含まれている一部の債権も設定対象となっているが、金額的重要性より上記表には含めていない。）

3. 徴収不能引当金の計上基準

公表されている、山梨県令和2年度一般会計等財務諸表等の注記によると、徴収不能引当金の計上基準として以下の記載となっている。

1 重要な会計方針
中略

(4) 引当金の計上基準及び算定方法
中略

② 徴収不能引当金
未収金、貸付金及び長期延滞債権については過去5年分の不納損率により、徴収不能見込額を計上しています。

（出典：令和2年度一般会計等財務諸表等注記より一部抜粋）

徴収不能引当金について、上記の計上基準とした根拠としては、総務省「統一的基準による地方公会計マニュアル（令和元年度8月改訂）」に基づき決定している旨の回答を得た。なお、同マニュアルにおける、『〇資産評価師及び固定資産台帳整備の手引き VI資産の評価基準・評価方法 6 その他の資産 (3) 徴収不能引当金』での記載内容に以下のとおりである。

徴収不能引当金は、債権全体または同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができます。

$$(\text{監査人追加}) \quad \text{年度末債権金額} \times \text{徴収不能実績率} = \text{徴収不能引当金}$$

不納欠損率の算定方法

	不納欠損決定前 年度末債権残高	不納欠損決定額	不納欠損率
4年前	A4	B4	(B4+B3+…+B0) / (A4+A3+…+A0)
3年前	A3	B3	
⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	
当年度	A0	B0	

（出典：統一的な基準による地方公会計マニュアル令和元年8月改訂）

(具体例) 令和3年度決算における不納欠損率の算定及び徴収不能引当金の計上

	年度末償権額	不納欠損決定額
平成28年度	A	a
平成29年度	B	b
平成30年度	C	c
令和元年度	D	d
令和2年度	E	e
令和3年度	F	f

$$\text{不納欠損率 (R)} = \frac{b+c+d+e+f}{A+B+C+D+E}$$

$$(\text{令和3年度末}) \text{ 徴収不能引当金} = F \times \text{不納欠損率 (R)}$$

【指節事項又は意見事項】

No.83.【意見事項】徴収不能引当金の計上について

徴収不能引当金の計上基準として、統一的な基準による地方公会計マニュアルに定める直近5か年の徴収不能実績率に基づき算定計上しているが、同マニュアルの但し書きにある「より適当であると認められる場合」として、金額的に重要な徴収不能見込額が見込まれる償権については、個別に評価・見積を行うことを検討するように要望する。

引当金額の適正化のためには、効率的・効果的な償権管理体制の整備及び職員の見込額の見込額の意識向上が必要である。

【現状】

「3. 徴収不能引当金の計上基準」に記載のとおり、県は貸借対照表の徴収不能引当金の算定基準として、直近5か年の徴収不能実績率により算定している。徴収不能引当金の額は、年度末における償権額のうち将来的に徴収不能と見込まれる額（将来の不納欠損処理見込額）であり、償権の評価勘定として予め計上されるものである。

現状の県の会計処理は、総務省の地方公会計マニュアルに基づき処理であり、将来の徴収不能額を適時にかつ適切に見積もることは、一定の主観性や複雑性（※）を伴う作業であることから、過年度の実績に基づき一律に見積計上を行う現状の処理は、事務処理の便宜上からも一定の合理性が認められるものと判断できる。

（※）例えば、ある償権について担保物件がある場合には、その換価価値の見積が必要であり、また連帯保証人がいる場合その保証人の財産や収入状況等から弁済による回収見込額の見積が必要であることなど、その回収可能額（回収不能額）をいくらと評価するかについて一定の主観性や複雑性が付きまとうこととなる。

【問題点及び改善策】

現状の徴収不能実績率による引当額が、あるべき金額（個別に徴収不能額を見積り算定した額）と大きく乖離しないケースとしては、例えば以下のケースが想定される。

- ・少額多数の取引により発生する償権（償権グループ）であり、不納欠損額がほぼ同一水準で推移していること
- ・適時に不納欠損処理が行われていること

しかし、例えば、非経常的に発生した償権で、その徴収不能見込額に金額的重要性が認められる償権（公正入札違約金や行政代執行費用など）については、現状の徴収不能実績率による算定で引当額が大きく不足する可能性も考えられる。

当然、全ての償権について個別に引当額を見積もることは、現実的に不可能であることから、現実的な対応方針としては、例えば償権額及び徴収不能見込額に金額的重要性が認められる償権については、個別に評価を実施し、それ以外の償権については現状どおり徴収不能率によるなどの方法が考えられる。

なお、前述のとおり地方公会計マニュアルには『ただし、他の方法によることにより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができることとします。』とされており、さらに同マニュアルQ&A集問48にもなお書で、以下のとおり記載されている。

『上記（徴収不能実績率による算定）は合理的な基準の一例であり、他の方法によることにより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞償権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の償権の事情に応じて算定することが考えられます。』

※カッコ書及び下線 監査人加筆

具体的な個別評価の方法としては、例えば、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）にて規定されている、企業会計上での貸倒引当金（公会計の徴収不能引当金に該当）の見積算定方法が参考になると思われるため、以下その概要を記載する。

（金融商品会計基準第27、28項、金融商品会計に関する実務指針第109項～第117項より監査人要約）

債権の区分	債権の内容	貸倒見積高の算定方法	貸倒見積高の算定方法の説明	補足
一般債権	経営状態に経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下、2つ以外の債権）	貸倒実績率法	債権全体又は同種・同額の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定	現状の徴収不能実績率による算定と同じ。ただし基準上では債権のグルーピングを要請
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（※1、2）	財務内容評価法 キャッシュ・フロー見積法	【財務内容評価法】 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定 【キャッシュ・フロー見積法】 債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュフローを合理的に見積もることが可能な債権について適用	【財務内容評価法】 債務者の支払能力を判断する資料の入手が困難な場合、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当て、次年度以降において、毎期見直す等の簡便法を採用することも考えられる（簡便的な取り扱い有）
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（※3、4）	財務内容評価法	債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする	

- ※1 債務の弁済に重大な問題が生じているとは、現に債務の弁済がおおむね1年以上延滞している場合のほか、弁済期間の延長など債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている場合が含まれる。
- ※2 債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いとは、業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高いことをいう。財務内容に問題があるとは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含む。
- ※3 経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由が生じている債務者。
- ※4 実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者。

つまり、会計基準上の要点としては、債権をその回収可能性のステージに応じて区分し、その債権区分に応じて引当金の計上方法を変えていることである。

上記の企業会計上の取扱い、実務上の便宜及び適正な開示内容を踏まえ、参考として例えば以下のとおり、債権区分及びその債権区分に応じた引当金の計上基準を提示する。

債権区分		徴収不能引当金 計上基準
発生分類 (※1)	金額基準 (※2)	
経常的	—	不納欠損率(※3)による
	〇円以下	
非経常的	〇円超	<ul style="list-style-type: none"> 徴収不能の見込みがない債権 →不納欠損率(※3) ・(一部でも)徴収不能の懸念がある債権 →個別評価(※4)

※1 県営住宅入居料、道路占用料や河川占用料などの経常的債権と公正入札連約金や行政上の強制執行で発生した経費の求償債権などの非経常的債権の区分。経常的債権は債務者ごとでは比較的少額であり、また不納欠損額の発生も一定期間大きな増減もないこと(が推定される)から、従来の不納欠損率による算定でも適切な引当水準となるものと思料する。

※2 非経常的債権は、文字どおり非経常的な事象により発生するものであり、金額的にも多額に及びケースが想定されるものが含まれる。ここで、非経常的債権を全て個別評価(個別に弁済可能額を算定)とすることは、(現在の体制では)事務処理上非常に煩雑であることから、適切な決算報告が歪められない程度で金額的な一定の基準値を設け、当該基準値を超過する債権については、個別引当金の計上額を算定することなどが考えられる。

なお、県の公会計は令和3年度より新システムによる処理を行っている。旧システムで使用されていたマニュアルには、「金額が高額な場合(概ね1億円以上)」との記載があり、当該取扱いに準じて上記基準値を例えば1億円とすることも考えられる。ただし、例えば債権合計額が著しく増減した場合など、基準

値設定の前提となる状況が大きく変動した場合、適正な引当額の算定を担保するため、当該基準値の見直し要否を検討することとなるものと考えられる。また、基準値超過の有無の判断は、一債務者ごとの債権額にて判断する。

※3 不納欠損率の算定の際には、個別評価とした債権額及び不納欠損額(含めない)こととなることに留意。

※4 担保処分見込額や保証による回収見込額、債務者の収入状況や財産状況等に応じて回収可能額を見積り、引当金額を算定する。その他方法として、簡便的な手法ではあるが、地方公会計マニュアルの【事例9】に挙げられている千葉県習志野市の事例のように、債権の回収状況マスターズに応じ、債権額(一定の率を乗じ、いわば機械的に引当金を算定する方法も紹介されている。(下記、【参考】参照)引当金の算定の際に、率を乗じる方法としては、その他に滞留期間に応じ通増(減)する一定の率により引当金を計上する方法も考えられる。

徴収不能引当金算定の際に個別評価による方法を行うこととすると、上記のとおり個々の債務者ごとに回収見込み額の算定を行うことが必要となる。担保処分見込額や保証による回収見込額、債務者の収入状況や財産状況等については、県の債権回収及び処理マニュアルに定める、財産調査や所在調査などの日常的債権管理業務の成果に基づき把握されることを鑑みると、適正な徴収不能引当金の算定のためには、効果的かつ効率的な債権管理体制が肝要であると考えられる。

また、他方で、徴収不能引当金算定に個別評価による方法を用いることとした場合、回収可能額の算定のために必要な情報提供を債権可管部課へ求めることとなり、結果的により効果的な債権管理業務に資することも考えられる。

【事例9】

徴収不能引当金の算定について(個別方式)

予算科目名

幼稚園保育料

28年度算定年度

〔作業方法〕
①黄色の部分の数値を、決算事務別明細書で確認し、記入するか、
②赤色の数値の数値を、決算事務別明細書で確認し、記入するか、
※①は「当年度算定年度の未収金」及び「滞納継続分の未収金」に分けて記入してください。

この事例は個別方式(当該債権が滞り債権と見做す)のため、翌年のみ表示しているが、一方方式(過去5年分の滞り債権を適に徴収不能引当金計上する)の場合は、現在年度の5年分の下書きを記入し、滞り債権を自動計上する

※算出方法は算定年度と滞り債権の発生年度とを一致させることとする。

28年度(当年)	滞り債権(前年度)	滞り債権(当年度)	滞り債権(前年度)	滞り債権(当年度)	滞り債権(前年度)	滞り債権(当年度)
当年度算定	82,585,200	82,585,200	82,585,200	82,585,200	82,585,200	82,585,200
前年度算定	1,427,725	1,427,725	1,427,725	1,427,725	1,427,725	1,427,725
合計	84,012,925	84,012,925	84,012,925	84,012,925	84,012,925	84,012,925

滞り債権の算定(当年度算定)

滞り債権の算定(当年度算定)	滞り債権の算定(前年度算定)	滞り債権の算定(当年度算定)	滞り債権の算定(前年度算定)
滞り債権(前年度)	82,585,200	82,585,200	82,585,200
滞り債権(当年度)	1,427,725	1,427,725	1,427,725
合計	84,012,925	84,012,925	84,012,925

徴収不能引当金 原則処理の一覧

内容	前年度末残高	本年度末残高		対象債権金額		償還率(%)	
		流動	固定	流動	固定		
雑費(水・光・通信料)	114,500	0	96,500	0	193,000	50.00%	
炊飯機・調理器具	290,670	0	217,600	265,900	347,840	62.55%	
行旅費(出張費)	0	0	0	620	0.00%	0	
滞り債権(滞り債権)	619,010	7,710	414,030	81,380	629,870	65.73%	
市営住宅使用料	14,507,867	0	13,464,687	231,193	47,542,273	28.35%	
市営住宅使用料	857,371	0	907,471	8,800	3,190,250	28.45%	
市営住宅使用料	806,705	104,625	606,875	212,760	38,369	54.78%	
市営住宅使用料	3,304	0	8,472	0	8,472	100.00%	
給食センター(雑費)	135,690	41,160	125,513	88,480	254,275	49.36%	
給食センター(雑費)	1,694,126	823,216	2,234,891	2,352,045	4,858,459	46.00%	
給食センター(雑費)	44,735	13,160	42,840	30,720	93,540	48.25%	
給食センター(雑費)	2,095,829	1,338,301	2,882,641	3,568,801	6,405,689	45.00%	
給食センター(雑費)	72,425	59,360	52,875	131,950	44,996	45.28%	
給食センター(雑費)	40,655,657	7,337,669	34,375,402	24,458,899	30,000	114,584,623	30.00%
給食センター(雑費)	0	0	0	0	662,088	0.00%	
給食センター(雑費)	2,489,035	907,330	2,418,655	2,214,660	4,957,310	48.79%	
給食センター(雑費)	193	0	193	0	193	100.00%	
給食センター(雑費)	90,000	17,500	17,500	35,000	35,000	50.00%	
給食センター(雑費)	293,000	0	114,000	0	228,000	50.00%	
給食センター(雑費)	1,75,675	0	0	0	327,350	0.00%	
給食センター(雑費)	13,220	0	167,390	0	271,440	0.00%	
給食センター(雑費)	0	0	5,756	0	5,756	0.00%	
給食センター(雑費)	11,996	0	11,996	0	23,992	50.00%	
給食センター(雑費)	0	0	0	0	19,200	0.00%	
給食センター(雑費)	22,090	5,525	14,450	23,800	28,900	50.00%	
給食センター(雑費)	0	0	0	0	7,776	0.00%	

【事例9】

- 平成24年4月 沼津市債権管理課内検討会を設置
- 副市長を会長、財政部長を副会長、庁内全ての次長及び会計管理者で構成
- 5回の検討会を実施し、債権管理のあり方や習志野市債権管理事例の導入及び調整を行った。
- 平成24年4月 習志野市債権管理作業部会を設置
- 「徴収業務を所管する税務課長を会長、債権を所管する各課の係長で構成
- 8回の作業部会を開催し、「庁内債権検討班」、「先遣員分班班」、「収納率向上班」で検討
- 平成25年4月 債権管理課の設置
- 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続等について規定
- 平成25年4月 債権管理課の設置
- 当該課において徴収債権作業を集中処理
- 平成26年9月 債権管理課会議の設置
- 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

2. 効果

債権管理課に徴収業務を移した債権の種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市県民税	0	9,455,114	3,755,781	17,634,320
法人市民税	0	0	0	350,000
固定資産税・都市計画税	0	13,181,748	9,220,450	81,178,884
雑自動車税	0	94,600	22,500	16,600
国民健康保険料	0	2,298,845	4,027,473	8,603,723
介護保険料	0	54,200	167,840	170,800
後期高齢者医療保険料	0	0	0	1,091,700
保育所保育料	0	3,167,920	1,371,730	1,091,700
しらかば学費	0	0	50,320	0
市営住宅使用料	0	0	0	189,800
計	0	28,192,027	18,448,254	109,400,647

平成28年度徴収済額の徴収方法	(単位:円)
滞納処分に伴う換取	2,177,100
給与	1,308,400
生命保険	623,700
指導納付による	105,291,447
計	109,400,647

従来は徴収困難債権として徴収が難しかった債権を債権管理課に債権を移管した。平成28年度実績では徴収額が1億円を超えるまでの成果があった。これは債権管理課だけではなく全庁的な協力のもとに成し遂げられたものである。具体的なものとしては

- ①債権管理課により、督促や催告などの滞納事務に関する基準が明確になった。
 - ②債権管理課に国税局OBの職員を配置した。
 - ③不納欠損処理をする所管課は債権管理課に理由書を提出し、市長決裁を受けることとした。
 - ④会場型発表、パワーポイント発表を積極的に活用した。
 - ⑤研修や講習会の実施。「債権管理説明会」、「債権管理者実務講習会」、「徴収事務マネジメント講習会」、「滞納整理実務者講習会」、「新入徴収事務研修」、「税法改正に伴う滞り債権関係勉強会」
3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等
- (1)他の自治体の参考となる点
未収金などの債権も資産であるという研修の実施が必要である。徴収不能引当金算定は徴収目標などで過去の実績から算定することは容易であるが、あえて担当課にこの算定作業を要請していただくことが全庁的な債権の徴収体制に繋がると思われる。
 - (2)今後の課題等
財務事務の徴収不能引当金算定が直接的に未収債権の徴収体制の強化につながるわけではない、従前から収入未済額や不納欠損額などで従前から把握していた課題である。徴収不能引当金算定は徴収目標を立てることもであるので、そのことを研修などで周知していく余裕はないのかも知れないが、公差計改革の重要なポイントであるので公差計所管課からの働きかけが必要である。

【参考資料2】

(監査人コメント)

貸引当金は、法人税法においてもその取扱いを定めている。

法人税法 22 条第 1 項及び同法施行令 96 条第 1 項をまとめると以下のとおりである。

破産手続開始決定等の債権の貸引当金発生事由が発生した際に、一律 50%の引当計上を認めている。

区分	事実要件等	繰入限度額
長期棚上げがあった場合	以下の事由により、弁済を猶予され又は分割弁済されることとなった <ul style="list-style-type: none"> 更生計画認可の決定 再生計画認可の決定 特別清算に係る協定の認可の決定 など 	金銭債権から、以下を控除した金額 <ul style="list-style-type: none"> 左記事由が生じた事業年度末日の翌日から5年を経過する日までの弁済額 担保等による取立て見込額
一部回収の見込みがない場合	以下の事項により、その債権の一部につき回収の見込みがないと認められること <ul style="list-style-type: none"> 債務超過が相当期間（概ね1年以上）継続、事業好転の見込みがない 災害、経済事情の急変等による多大な損害 	金銭債権から、以下を控除した金額 <ul style="list-style-type: none"> 担保等による取立て見込額
形式基準による場合	以下の一定の事実が生じた場合 <ul style="list-style-type: none"> 更生手続開始の申立て 再生手続開始の申立て 破産手続開始の申立て 特別清算開始の申立て 手形交換所の取引停止処分 	金銭債権から、以下を控除した金額に50%を乗じた額 <ul style="list-style-type: none"> 実質的に債権とみられない部分の金額 担保等による取立て見込額
外国の公的債権	長期にわたる債務の履行遅滞によりその金銭債権の経済的な価値が著しく減衰し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められること	金銭債権から、以下を控除した金額に50%を乗じた額 <ul style="list-style-type: none"> 実質的に債権とみられない部分の金額

IV. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番